

ロシア  
連邦民法第4法典第7編  
知的活動の成果及び識別手段に対する権利  
2014年3月12日改正

目次

第69章 総則

- 第1225条 保護の対象となる知的活動の成果及び識別手段
- 第1226条 知的財産権
- 第1227条 知的所有権及び物に対する権利
- 第1228条 知的活動の成果の創作者
- 第1229条 排他的権利
- 第1230条 排他的権利の存続期間
- 第1231条 ロシア連邦領域内における排他的権利及び他の知的財産権の効力
- 第1231.1条 公的表象、公的名称及び公的識別標章を含む物件
- 第1232条 知的活動の成果及び識別手段の公式登録
- 第1233条 排他的権利の処分
- 第1234条 排他権の譲渡に係る契約
- 第1235条 ライセンス契約
- 第1236条 使用許諾契約の種類
- 第1237条 使用許諾契約の履行
- 第1238条 再使用許諾契約
- 第1239条 強制使用許諾
- 第1240条 複合的な客体による構成物における知的活動の成果の使用
- 第1241条 契約によらない排他的権利の移転
- 第1242条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体
- 第1243条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体による権利所有者との契約の履行
- 第1244条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体の国家認定
- 第1245条 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金
- 第1246条 知的所有権分野における関係の公的規制
- 第1247条 弁理士
- 第1248条 知的財産権の執保護に関連する紛争
- 第1249条 特許手数料及びその他の手数料
- 第1250条 知的権利の執行
- 第1251条 非財産的人格権の執行
- 第1252条 排他権の執行
- 第1253条 排他権の侵害に関連する法人の清算及び個人事業者の活動の終了
- 第1253.1条 情報媒介者の質及び責任
- 第1254条 被許諾者による権利執行の態様

## 第 70 章 著作権

- 第 1255 条 著作権
- 第 1256 条 ロシア連邦領域内での学術，言語及び美術の著作物に係る排他的権利の効力
- 第 1257 条 著作物の著作者
- 第 1258 条 共同著作
- 第 1259 条 著作権の客体
- 第 1260 条 翻案等の二次的著作物，編集著作物
- 第 1261 条 コンピュータプログラム
- 第 1262 条 コンピュータープログラム及びデータベースの公的登録
- 第 1263 条 視聴覚著作物
- 第 1264 条 公文書，象徴及び紋章の草案
- 第 1265 条 著作者人格権及び著作者の氏名表示権
- 第 1266 条 同一性保持権及び歪曲からの著作物の保護
- 第 1267 条 著作者人格権，著作者の氏名表示権及び著作者の死後における同一性保持権の保護
- 第 1268 条 著作物の公表権
- 第 1269 条 撤回権
- 第 1270 条 著作物に係る排他的権利
- 第 1271 条 著作権保護記号
- 第 1272 条 公表された著作物の原物又は複製物の頒布
- 第 1273 条 私的使用のための著作物に係る無償の複製
- 第 1274 条 情報，学術，教育又は文化の目的での著作物の無償利用
- 第 1275 条 複製による著作物に係る無償の利用
- 第 1276 条 公衆に開放されている場所に恒常的に設置された作品の無償の利用
- 第 1277 条 適法に開示された音楽著作物に係る無償の公の実演
- 第 1278 条 法執行目的による無償の複製
- 第 1279 条 放送事業者による著作物に係る無償の一時的固定
- 第 1280 条 コンピュータープログラム又はデータベースに係る使用者の権利
- 第 1281 条 著作物に係る排他的権利の効力
- 第 1282 条 著作物の公知への移行
- 第 1283 条 著作物に係る排他権の相続による移転
- 第 1284 条 著作物に係る排他権及びライセンスに基づく著作物の使用権に対する強制執行
- 第 1285 条 著作物に係る排他的権利の譲渡契約
- 第 1286 条 著作物の利用権を付与するためのライセンス契約
- 第 1286.1 条 学術，文学又は芸術の著作物の利用に係るオープンライセンス
- 第 1287 条 出版許諾契約の特定の要件
- 第 1288 条 創作契約
- 第 1289 条 創作契約の履行期
- 第 1290 条 著作物の著作者が締結した契約に基づく責任
- 第 1291 条 著作物の原物の譲渡。著作物に係る排他権
- 第 1292 条 接近権

- 第 1293 条 追及権
- 第 1294 条 建築，都市計画又は庭園若しくは公園の美術の著作物に係る著作者の権利
- 第 1295 条 従業者の著作物
- 第 1296 条 注文に基づいて創作された著作物
- 第 1297 条 契約の履行過程で創作された著作物
- 第 1298 条 国家又は地方自治体との契約に基づき創作された学術，言語及び美術の著作物
- 第 1299 条 技術的保護手段
- 第 1300 条 著作権管理情報
- 第 1301 条 著作物に係る排他権の侵害に対する責任
- 第 1302 条 著作権侵害事件における請求に係る保全

## 第 71 章 著作隣接権

### 第 1 節 総則

- 第 1303 条 総則
- 第 1304 条 著作隣接権の客体
- 第 1305 条 著作隣接権の保護記号
- 第 1306 条 権利者の同意及び対価の支払を要しない著作隣接権の客体の利用
- 第 1307 条 著作隣接権の客体に係る排他的権利の譲渡契約
- 第 1308 条 著作隣接権の客体を利用する権利を付与するライセンス契約
- 第 1308.1 条 著作隣接権の客体に係る排他権の相続による移転
- 第 1309 条 著作隣接権の技術的保護手段
- 第 1310 条 著作隣接権情報
- 第 1311 条 著作隣接権の客体に係る排他権の侵害に対する責任
- 第 1312 条 著作隣接権侵害における請求の保全

### 第 2 節 実演権

- 第 1313 条 実演家
- 第 1314 条 共同実演における著作隣接権
- 第 1315 条 実演者の権利
- 第 1316 条 実演家の死後における実演の創作者人格権，実演家の氏名表示権及び同一性保持権の保護
- 第 1317 条 実演に係る排他的権利
- 第 1318 条 実演に係る排他的権利の存続期間，相続による当該権利の承継及び実演の公知への移行
- 第 1319 条 実演に係る排他権及びライセンスに基づく実演の利用権に対する強制執行
- 第 1320 条 雇用に基づく職務遂行により創作された実演
- 第 1321 条 ロシア連邦領域内での実演に係る排他権の有効性

### 第 3 節 レコードに係る権利

- 第 1322 条 レコード製作者

- 第 1323 条 レコード製作者の権利
- 第 1324 条 レコードに係る排他的権利
- 第 1325 条 公表されたレコードの原盤又は増製物の頒布
- 第 1326 条 商業目的のために公表されたレコードの利用
- 第 1327 条 レコードに係る排他権の有効期間, 当該権利の法定相続人への移転及び音声収録の公有財産への移行
- 第 1328 条 ロシア連邦領域内でのレコードに係る排他的権利の効力

#### 第 4 節 放送事業者及び有線放送事業者の権利

- 第 1329 条 放送組織及び有線放送組織
- 第 1330 条 ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他的権利
- 第 1331 条 ラジオ又はテレビ送信を伝達する排他的権利の存続期間, 当該権利の法定相続人への承継及びラジオ又はテレビ送信の伝達の公知への移行
- 第 1332 条 ロシア連邦領域内でのラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他的権利の効果

#### 第 5 節 データベース制作者の権利

- 第 1333 条 データベース制作者
- 第 1334 条 データベース制作者の排他的権利
- 第 1335 条 データベース制作者の排他的権利の存続期間
- 第 1335.1 条 データベース制作者の排他権の侵害とみなされない行為
- 第 1336 条 ロシア連邦領域内でのデータベース制作者の排他的権利の効力

#### 第 6 節 学術, 言語又は美術の著作物に係る出版者の権利

- 第 1337 条 出版者
- 第 1338 条 出版者の権利
- 第 1339 条 著作物に係る出版者の排他権
- 第 1340 条 著作物に係る出版者の排他権の有効期間
- 第 1341 条 ロシア連邦領域内での著作物に係る出版者の排他権の効力
- 第 1342 条 著作物に係る出版者の排他権の存続期間満了前における終了
- 第 1343 条 著作物の原作品及び著作物に係る出版者の排他権の譲渡
- 第 1344 条 出版者の排他権により保護される著作物の現作品又は複製物の頒布

### 第 72 章 特許法

#### 第 1 節 総則

- 第 1345 条 特許権
- 第 1346 条 ロシア連邦領域内における発明, 実用新案及び意匠に係る排他的権利の効力
- 第 1347 条 発明者, 実用新案の考案者又は意匠の創作者
- 第 1348 条 共同発明者, 実用新案の共同考案者又は意匠の共同創作者
- 第 1349 条 特許権の客体
- 第 1350 条 発明の特許性の条件

- 第 1351 条 実用新案の特許性の条件
- 第 1352 条 意匠の特許性の条件
- 第 1353 条 発明，実用新案及び意匠の正式登録
- 第 1354 条 発明，実用新案又は意匠の特許
- 第 1355 条 発明，実用新案の考案及び意匠の創作並びにその使用のための国による奨励策

## 第 2 節 特許権

- 第 1356 条 発明，実用新案又は意匠に係る創作者人格権
- 第 1357 条 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利
- 第 1358 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利
- 第 1358.1 条 従属発明，従属実用新案及び従属意匠
- 第 1359 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権の侵害に該当しない行為
- 第 1360 条 国家安全保障の利益のための発明，実用新案又は意匠の使用
- 第 1361 条 発明，実用新案又は意匠の先使用权
- 第 1362 条 発明，実用新案又は意匠に係る強制ライセンス
- 第 1363 条 発明，実用新案及び意匠に係る排他的権利の存続期間
- 第 1364 条 発明，実用新案又は意匠の公知への移行

## 第 3 節 発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利の処分

- 第 1365 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権の譲渡契約
- 第 1366 条 発明特許の譲渡契約締結の公募
- 第 1367 条 発明，実用新案又は意匠を使用する権利の付与に関する実施許諾契約
- 第 1368 条 発明，実用新案又は意匠に係るオープンライセンス
- 第 1369 条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権を処分する契約の方式並びに排他権及びその質入の移転並びに発明，実用新案又は意匠を使用する権利の付与に係る国家登録

## 第 4 節 職務遂行中又は契約に基づく任務遂行中に職務としてなされた発明，実用新案の考案又は意匠の創作

- 第 1370 条 職務発明，職務考案又は職務意匠
- 第 1371 条 契約に基づく業務遂行中に創作された発明，実用新案又は意匠
- 第 1372 条 注文に基づいて創作された意匠
- 第 1373 条 国家又は地方自治体との契約に基づく業務の遂行中になされた発明，実用新案の考案又は意匠の創作

## 第 5 節 特許付与

### 1. 特許付与を求める出願，出願の補正及び取下げ

- 第 1374 条 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願の提出
- 第 1375 条 発明の特許付与を求める出願
- 第 1376 条 実用新案の特許付与を求める出願
- 第 1377 条 意匠の特許付与を求める出願

- 第 1378 条 発明，実用新案又は意匠に係る出願の補正
- 第 1379 条 発明，実用新案又は意匠に係る出願の変更
- 第 1380 条 発明，実用新案又は意匠に係る出願の取下

## 2. 発明，実用新案及び意匠の優先権

- 第 1381 条 発明，実用新案又は意匠の優先権の証明
- 第 1382 条 条約による発明，実用新案又は意匠の優先権
- 第 1383 条 発明，実用新案又は意匠の優先日の一致の結果
- 第 1384 条 発明に係る出願の方式審査
- 第 1385 条 発明出願に関する情報の公開
- 第 1386 条 発明に係る出願の実体審査
- 第 1387 条 発明特許の付与，付与拒絶又出願取下の宣言に関する決定
- 第 1388 条 特許資料を知る出願人の権利
- 第 1389 条 発明出願の審査中に徒過した期限の回復
- 第 1390 条 実用新案に係る出願の審査
- 第 1391 条 意匠出願の審査
- 第 1392 条 発明の暫定的な法的保護
- 第 1393 条 発明，実用新案又は意匠の国家登録及び特許付与
- 第 1394 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許付与に関する情報の公告
- 第 1395 条 外国及び国際組織における発明又は実用新案の特許付与
- 第 1396 条 本法に規定する出願の効果を有する国際出願及びユーラシア出願
- 第 1397 条 同一発明に係るユーラシア特許及びロシア連邦特許

## 第 6 節 特許の存続期間の終了及び回復

- 第 1398 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の無効確認
- 第 1399 条 発明，実用新案又は意匠の特許の効力の存続期間満了前終了
- 第 1400 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の効力の回復。事後使用権

## 第 7 節 法的保護の特性及び秘密発明の使用

- 第 1401 条 秘密発明の特許付与を求める出願の提出及び処理
- 第 1402 条 秘密発明の正式登録及び特許付与。秘密発明に関する情報の開示
- 第 1403 条 秘密性の分類格付の変更及び発明の機密解除
- 第 1404 条 公認機関により付与された秘密発明特許の無効確認
- 第 1405 条 秘密発明に係る排他的権利

## 第 8 節 発明者及び特許権者の権利の執行

- 第 1406 条 特許権の保護に関連する紛争
- 第 1407 条 特許の侵害に関する裁判所の判断の公表

## 第 73 章 新品種に係る権利

## 第1節 総則

- 第1408条 新品種に係る権利
- 第1409条 ロシア連邦領域内での新品種に係る排他的権利の効力
- 第1410条 新品種の育成者
- 第1411条 新品種の共同育成者
- 第1412条 新品種に係る知的財産権の客体
- 第1413条 新品種の保護可能性の要件
- 第1414条 新品種の正式登録
- 第1415条 新品種の特許
- 第1416条 育成者証明書
- 第1417条 新品種の育成及び使用のための国家による奨励策

## 第2節 新品種に係る知的財産権

- 第1418条 新品種に係る育成者権
- 第1419条 新品種の命名権
- 第1420条 新品種の特許を取得する権利
- 第1421条 新品種に係る排他的権利
- 第1422条 新品種に係る排他的権利の侵害に該当しない行為
- 第1423条 新品種の強制使用許諾
- 第1424条 新品種に係る排他的権利の存続期間
- 第1425条 新品種の公知への移行

## 第3節 新品種に係る排他的権利の処分

- 第1426条 新品種に係る排他的権利の譲渡契約
- 第1427条 新品種の特許譲渡契約を締結するための公募
- 第1428条 新品種の使用権を付与するための使用許諾契約
- 第1429条 新品種に係るオープンライセンス

## 第4節 職務遂行中又は契約に基づく業務遂行中に育成，二次的育成又は発見がなされた新品種

- 第1430条 職務育成品種
- 第1431条 注文に基づいて育成，誘導又は発見がなされた新品種
- 第1432条 国家又は地方自治体との契約に基づき育成，二次的育成又は発見がなされた新品種

## 第5節 新品種の特許の付与。新品種の特許の終了

- 第1433条 新品種の特許付与を求める出願
- 第1434条 品種の優先権
- 第1435条 特許出願の予備審査
- 第1436条 新品種の暫定的保護
- 第1437条 新品種の新規性に対する審査

- 第 1438 条 新品種の顕著性, 単一性及び安定性に対する試験
- 第 1439 条 新品種の登録及び特許付与
- 第 1440 条 新品種の保存
- 第 1441 条 新品種の特許の無効
- 第 1442 条 新品種の特許の存続期間満了前終了
- 第 1443 条 新品種に関する情報の公表
- 第 1444 条 新品種の使用
- 第 1445 条 外国における新品種の特許取得

#### 第 6 節 新品種の育成者及びその他の特許権者が保有する権利の執行

- 第 1446 条 新品種の育成者又はその他の特許権者が保有する権利の侵害
- 第 1447 条 新品種に係る排他的権利の侵害に関する裁判所の判断の公表

#### 第 74 章 集積回路の回路配置(配置設計)に係る権利

- 第 1448 条 集積回路の回路配置
- 第 1449 条 集積回路の配置設計(回路配置)に係る権利
- 第 1450 条 集積回路の回路配置の創作者
- 第 1451 条 集積回路の回路配置の共同創作者
- 第 1452 条 集積回路の回路配置の公式登録
- 第 1453 条 集積回路の回路配置に対する創作者人格権
- 第 1454 条 回路配置に係る排他的権利
- 第 1455 条 集積回路の回路配置の法的保護の表示
- 第 1456 条 回路配置に係る排他的権利の侵害に該当しない行為
- 第 1457 条 回路配置に係る排他的権利の存続期間
- 第 1457.1 条 回路配置に係る排他権の相続による移転
- 第 1458 条 回路配置に係る排他的権利の譲渡契約
- 第 1459 条 回路配置の利用権を付与する使用許諾契約
- 第 1460 条 回路配置に係る排他権を処分する契約の方式, 回路配置に係る排他権の移転及びその質入の国家登録並びに回路配置を利用する権利の規定
- 第 1461 条 職務回路配置
- 第 1462 条 契約に基づく業務遂行中に創作された回路配置
- 第 1463 条 注文に基づき創作された回路配置
- 第 1464 条 国家との契約に基づき創作された回路配置

#### 第 75 章 営業秘密(ノウハウ)に係る権利

- 第 1465 条 営業秘密(ノウハウ)
- 第 1466 条 営業秘密に係る排他的権利
- 第 1467 条 営業秘密に係る排他的権利の効力
- 第 1468 条 営業秘密に係る排他的権利の譲渡契約
- 第 1469 条 営業秘密の利用権を付与する使用許諾契約
- 第 1470 条 職務営業秘密



第 1471 条 契約に基づく業務と同時に取得された営業秘密

第 1472 条 営業秘密に係る排他権の侵害に対する責任

## 第 76 章 法人，商品，作業，サービス及び事業の識別手段に係る権利

### 第 1 節 商号に係る権利

第 1473 条 商号

第 1474 条 商号に係る排他的権利

第 1475 条 ロシア連邦領域内での商号に係る排他的権利の効力

第 1476 条 商号に係る権利と，取引名，商標及びサービスマークに係る権利との関係

### 第 2 節 商標に係る権利及びサービスマークに係る権利

#### 1. 総則

第 1477 条 商標及びサービスマーク

第 1478 条 商標に係る排他的権利の保有者

第 1479 条 ロシア連邦領域内での商標に係る排他的権利の効力

第 1480 条 商標の正式登録

第 1481 条 商標証明書

第 1482 条 商標の種類

第 1483 条 商標の公式登録の拒絶理由

#### 2. 商標の使用及び商標に係る排他的権利の処分

第 1484 条 商標に係る排他的権利

第 1485 条 商標の法的保護記号

第 1486 条 商標の不使用の結果

第 1487 条 商標に係る排他的権利の消尽

第 1488 条 商標に係る排他的権利の譲渡契約

第 1489 条 商標の使用権の付与に係るライセンス契約

第 1490 条 商標に係る排他権，排他的商標権の質権及び商標を使用する権利の処分に係る契約の方式及び国家登録

第 1491 条 商標に係る排他権の存続期間

#### 3. 商標の正式登録

第 1492 条 商標出願

第 1493 条 商標出願書類を知る権利

第 1494 条 商標の優先権

第 1495 条 条約優先権及び展示優先権

第 1496 条 商標の優先日同日の結果

第 1497 条 商標出願の審査及び出願書類の補正

第 1498 条 商標出願の方式審査

- 第 1499 条 商標として請求されている標識の審査
- 第 1500 条 商標出願に関する決定に対する上訴手続
- 第 1501 条 商標出願の審査に関連して徒過した期限の回復
- 第 1502 条 商標出願の取下及び出願の分割
- 第 1503 条 商標の公式登録に係る手続
- 第 1504 条 商標証明書の発行
- 第 1505 条 国家商標登録簿及び商標証明書における変更の記載
- 第 1506 条 商標の公式登録に関する情報の公表
- 第 1507 条 外国における商標の登録及び商標の国際登録

#### 4. 周知標章の法的保護の態様

- 第 1508 条 周知標章
- 第 1509 条 周知標章に対する法的保護の付与

#### 5. 団体標章の法的保護の態様

- 第 1510 条 団体標章に係る権利
- 第 1511 条 団体標章の公式登録

#### 6. 商標に係る排他的権利の終了

- 第 1512 条 商標への法的保護付与に対する異議申立及び無効確認の根拠
- 第 1513 条 商標に係る法的保護の付与に係る上訴及び無効確認の手続
- 第 1514 条 商標の法的保護の終了

#### 7. 商標に係る権利の執行

- 第 1515 条 商標の違法使用に対する責任

### 第 3 節 原産地名称に係る権利

#### 1. 総則

- 第 1516 条 原産地名称
- 第 1517 条 ロシア連邦領域内における原産地名称を使用する排他的権利の効力
- 第 1518 条 原産地名称の公式登録

#### 2. 原産地名称の使用

- 第 1519 条 原産地名称に係る排他的権利
- 第 1520 条 原産地名称の保護記号
- 第 1521 条 原産地名称の法的保護の効力

#### 3. 原産地名称の公式登録及び原産地名称に係る排他的権利の付与

- 第 1522 条 原産地名称出願
- 第 1523 条 原産地名称出願審査及び出願書類の変更

- 第 1524 条 原産地名称出願の方式審査
- 第 1525 条 原産地名称として請求された標識の審査
- 第 1526 条 請求された標示の審査結果に関して行われた査定
- 第 1527 条 原産地名称出願の取下げ
- 第 1528 条 原産地名称に係る出願に関する決定に対する不服申立。徒過した期限の回復
- 第 1529 条 原産地名称の正式登録手続
- 第 1530 条 原産地名称に係る排他権の証明書の発行
- 第 1531 条 原産地名称に係る排他的権利の証明期間
- 第 1532 条 国家名称登録簿及び原産地名称に係る排他権の証明書中の変更
- 第 1533 条 原産地名称の正式登録に関する情報の公表
- 第 1534 条 外国における原産地名称の登録

#### 4. 原産地名称及び原産地名称に係る排他的権利の法的保護の終了

- 第 1535 条 原産地名称及び当該名称に係る排他的権利の法的保護付与に対する異議申立及び無効確認の根拠
- 第 1536 条 原産地名称に対する法的保護及び当該名称に係る排他権の証明書の効力の終了

#### 5. 原産地名称の執行

- 第 1537 条 原産地名称の違法使用に対する責任

#### 第 4 節 取引名に係る権利

- 第 1538 条 取引名
- 第 1539 条 商業上の名称に係る排他権
- 第 1540 条 取引名に係る排他的権利の効力
- 第 1541 条 取引名に係る権利と商号及び商標に係る権利との関係

#### 第 77 章 単一技術体系内の知的財産の成果の利用権

- 第 1542 条 技術に係る権利
- 第 1543 条 技術に係る権利に関する規定の適用範囲
- 第 1544 条 単一技術の開発の全体的形成に寄与した者の、単一技術に含まれる知的活動の成果の利用権
- 第 1545 条 単一技術を実際に利用する義務
- 第 1546 条 ロシア連邦及びロシア連邦構成体の技術に係る権利
- 第 1547 条 ロシア連邦又はロシア連邦構成主体に帰属する技術に係る権利の譲渡
- 第 1548 条 技術に係る権利の対価
- 第 1549 条 複数人に共同で帰属する技術に係る権利
- 第 1550 条 技術に係る権利の移転の一般要件
- 第 1551 条 単一技術の輸出の要件

## 第 69 章 総則

### 第 1225 条 保護の対象となる知的活動の成果及び識別手段

1. 法的保護(知的所有物)が付与される, 知的活動の成果並びに当該成果と同視される法人, 物品, 著作物, 役務及び事業の識別手段は, 次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 学術, 言語及び美術の著作物
  - 2) コンピュータプログラム
  - 3) データベース
  - 4) 実演
  - 5) レコード
  - 6) テレビ若しくはラジオ放送又は有線テレビ放送
  - 7) 発明
  - 8) 実用新案
  - 9) 意匠
  - 10) 新品種
  - 11) 集積回路の配置設計
  - 12) 営業秘密(ノウハウ)
  - 13) 商号
  - 14) 商標及びサービスマーク
  - 15) 原産地呼称
  - 16) 取引名
2. 知的財産は法により保護されるものとする。

### 第 1226 条 知的財産権

知的財産権は, 知的活動の成果及び当該成果と同視される識別手段(知的活動の成果及び識別手段)について認められるものであり, 当該権利は, 専有権である排他的権利並びに本法に定める非財産的人格権及びその他の権利(追及権, 接近権等)も含む。

### 第 1227 条 知的所有権及び物に対する権利

1. 知的財産権は, 知的活動の成果又は識別手段が表現されている所有権又はその他の物理的媒体(物)への権利に依存するものではない。
2. 物に対する所有権の移転は, 当該物に反映されている知的活動の成果又は識別手段に対する知的財産権の移転又は付与を伴わないが, 本法第 1291 条(1)に基づく場合はこの限りでない。
3. 知的財産権は, 本節の規定により別段の定めがある場合を除き, 本法第 II 節の規定によって規制されない。

### 第 1228 条 知的活動の成果の創作者

1. 自己の創作性により当該成果の創作をもたらした者が知的活動の成果の創作者である。単に技術上の, コンサルティング上の, 組織上の, 又は財政上の寄与又は援助のみを提供した者又はかかる成果若しくはその使用権の権利化においてのみ寄与した者並びに関連する業

務過程の監督を行った者等を含めて、かかる成果を達成するにあたり個人的な創作的貢献を行わなかった者は、知的活動の成果の創作者とみなされない。

2. 創作者人格権は、知的活動の成果の創作者に属し、かつ、本法に定めがある場合には、氏名表示権及びその他の非財産的人格権も創作者に帰属する。創作者の創作者人格権、氏名表示権及び他の非財産的人格権は、不可譲かつ移転不能とする。これらの権利の放棄は無効である。創作者人格権及び氏名表示権は、無期限に保護されるものとする。創作者の死後は、創作者の創作者人格権及び氏名表示権は、本法第1267条第2項及び第1316条第2項に定める場合を除き、利害関係人によりこれを維持することができる。

3. 創作性によりもたらされた知的活動の成果に対する排他的権利は、創作時に創作者に帰属するものとする。創作者は契約に基づき当該権利を他人へ移転することができ、また、法に定める他の事由に基づき他人へ移転することもできる。

4. 2名以上の市民(共同創作者)の共同創作により創作された知的活動の成果に対する権利は、共同創作者の共有に属する。

### 第1229条 排他的権利

1. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を有する市民又は法人(権利者)は、あらゆる合法的方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有するものとする。

権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を処分することができる(第1233条)。

権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用してはならない。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む。)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者が当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であるものとし、本法及び他の法令に定める責任を負うものとする。

2. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利(商号に係る排他的権利を除く。)は、単一の者に又は複数人に共同で帰属するものとする。

3. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権が複数の者に共同で属する場合は、本法に別段の規定があるか又は権利所有者間に別段の合意があるときを除き、これらの者の各人は、その成果又は手段を自己の自由裁量により使用することができる。共同で排他権を所有する者の間の関係は、彼ら相互間の合意によるものとする。

知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の実現化は、本法又は共有者間に別段の定めがある場合を除き、共同でなされるものとする。

知的活動の成果又は識別手段の共同処分からの所得は、権利共有者間の合意に別段の定めがある場合を除き、これらの者の間で均等に配分される。

各権利所有者は、知的活動の成果又は識別手段に対する自己の権利を守る手段による自衛権を有する。

4. 本法第1454条(3)、第1466条(2)及び第1518条(2)に規定する場合においては、同一の知的活動の成果又は識別手段に対する独立の排他権は、異なる者が同時に所有することができ

る。

5. 知的活動の成果及び識別手段に対する排他権に係る制限(補償金請求権を留保して、権利所有者の同意なくして知的活動の使用が許容される場合を含む)は、本法の定めによる。

学術、文学及び芸術の著作物、著作隣接権の客体、発明、意匠並びに商標に対する排他権に係る上記の制限は、本条第3段落、第4段落及び第5段落にいう条件に従う。

学術、文学及び芸術の著作物並びに著作隣接権の客体における排他権に係るこれらの制限は、これらの著作物又は客体の通常の利用を不当に妨げず、かつ、権利所有者の正当な利益を不当に害さないことを条件として、一定の特別の場合に定められる。

発明又は意匠に対する排他権に係るこれらの制限は、その制限が発明又は意匠の通常の利用に不当に抵触しないことを条件として特別の場合に定められるものとし、かつ、権利所有者の正当な利益を不当に害しない第三者の正当な利益を考慮に入れるものとする。

商標に対する排他権に係る制限は、権利所有者及び第三者の正当な利益を考慮に入れることを条件として、特別の場合に課される。

### 第1230条 排他的権利の存続期間

1. 知的活動の成果及び識別手段に係る排他的権利の存続期間は、本法に定める場合を除き、一定の期間とする。

2. 知的活動の成果又は識別手段に係る排他的権利の存続期間、当該期間の算出のための手続、当該期間を延長するための根拠及び手続並びに期間満了前に排他的権利を終了するための根拠及び手続は、本法の定めによる。

### 第1231条 ロシア連邦領域内における排他的権利及び他の知的財産権の効力

1. ロシア連邦が締結した国際条約及び本法に定める知的活動の成果及び識別手段に対する排他的権利は、ロシア連邦の領域内において効力を有するものとする。

非財産的人格権及び排他的効力を有しない他の知的財産権は、本法第2条第1項第4段に従い、ロシア連邦の領域内において効力を有するものとする。

2. ロシア連邦が締結した国際条約に基づく知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利の確認における、権利の内容、その効力、制限及びその権利化及び執行のための手続は、当該国際条約又は本法に別段の定めがない限り、当該排他的権利の原発生国の制定法の規定にかかわらず、本法の定めによる。

#### 第1231.1条 公的表象、公的名称及び公的識別標章を含む物件

1. 公的表象、公的名称及び公的識別標章の複製物又は模倣を含む意匠又は識別手段である物件には法的保護を与えないものとし、これには次に掲げるものが含まれる。

(1) 国の表象及び標識(旗、国の紋章、国の勲章、紙幣等)

(2) 国際組織及び政府間組織の略称又は完全名称、その旗、紋章、標章及びその他の標識

(3) 公的管理印、保証印又は品質証明印、褒章及びその他の国の栄誉章

2. 本条第1段落にいう公的な表象、名称及び栄誉章又はそれらの認識可能な部分若しくは複製物を、保護されない要素として意匠又は識別手段に含めることができるが、ただし、権限を有する国の組織若しくは機関、国際組織又は政府間組織の同意があることを条件とする。

## 第 1232 条 知的活動の成果及び識別手段の公式登録

1. 本法に規定する場合は、知的活動の成果又は識別手段に対する排他権は、国家登録を受けることを条件として、確認されかつ保護される。

権利所有者は、知的所有権に係る連邦行政機関及び新品種に係る連邦行政機関(第 1246 条)に対し、権利所有者、法的名称又は名称、所在又は居所及び通信受領宛先についての知的活動の成果又は識別手段情報の国家登録に関するすべての変更を通知しなければならない。前記の変更通知が行われなかったか又は不確かなデータが提示された場合のすべての不利益の危険は、権利所有者に帰される。知的所有権に係る連邦行政機関及び新種に係る連邦行政機関は、知的活動の成果又は識別手段の登録に関するデータについて、職権により又は何れかの者の請求に基づき、かつ、権利所有者に事前の通知を行って、明白かつ技術的な誤りの訂正のための変更を施すことができる。

2. 知的活動の成果又は識別手段が本法に基づいて公的登録の対象となっている場合は、かかる成果又はかかる手段に対する排他権及びその権利の質入の契約による譲渡並びにかかる成果又はかかる手段を使用する権利の契約による付与並びにかかる成果又はかかる手段に対する排他権の契約によらない移転も同様に公的登録の対象となり、その条件は、ロシア連邦政府により定められる。

3. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他権の契約による譲渡の公的登録、その権利に係る質入の公的登録及びかかる成果又はかかる手段を使用する権利の契約による付与の公的登録は、当該契約の当事者による請求により行われる。

前記の申請は、当該契約の各当事者又は当事者の 1 により行われ得る。当該契約の当事者の 1 のみによる請求の場合、請求人の選択により次に掲げる書類の 1 件を請求書に添付するものとする。

移転を承認する当事者全員の署名を伴う通知書

公証人の証明を記載した契約書の抜粋

契約書自体

契約の全当事者による請求書又は当事者の 1 名により添付された書類には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

契約の種類

全当事者についての情報

知的活動の成果又は識別手段に対する排他権を証明する書類の番号を付した契約の主題

知的活動の成果又は識別手段を使用する権利の国家登録及び本条第 7 段落から第 9 段落までにいう情報に関連して、契約の全当事者の請求書又は当事者の 1 名のみにより提出された請求書に添付された書類には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

そのような期間があった場合は、移転契約の有効期間

契約にそのような領域が定められている場合は、知的活動の成果又は識別手段を使用する権利に関する適用領域

契約により認められた知的活動の成果の契約上の使用又は識別手段を使用する権利の対象である商品若しくはサービス

そのような同意が与えられた場合は、知的活動の成果又は識別手段を使用する権利のサブライセンス許諾に対する同意の事実(第 1238 条第 1 段落)

契約が一方的に解除される可能性

本条第7段落から第9段落までにいう情報と共に排他権に係る質入の国家登録が行われるためには、契約の全当事者の請求又は当事者の1のみにより請求に添付された書類において、当該質権の有効期間を記載しなければならない。

知的活動の成果若しくは識別手段を使用する又はかかる成果若しくはかかる手段に対する排他権を処分する質権設定者の権利の制限

4. 本法第1239条に基づき、裁判所の関係決定も、知的活動の成果を使用する権利の付与の国家登録に係る理由となる。

5. 相続による知的活動又は識別手段に対する排他権の移転の国家登録の根拠は、本法第1165条で扱う場合を除いては、相続権の証明書である。

6. 担保権の移転がある場合に、前記の国家登録の要件の不遵守があったときは、譲渡契約及び排他権の質入は無効になる。

7. 本法に規定する場合、知的活動の成果の国家登録は、権利所有者の請求に基づいて行われる。この場合、本法に別段の規定がない場合は、本条第2段落から第6段落までの規定が知的活動の登録された成果及びかかる成果に対する権利に適用される。

### 第1233条 排他的権利の処分

1. 権利者は、自己に帰属する知的活動の成果又は識別手段に係る排他的権利を、排他的権利の性質に応じた正当な方法(契約(排他的権利の譲渡に関する契約)に基づく他人への権利譲渡又は契約(使用許諾契約)に定める条件に基づく各知的活動の成果又は識別手段に係る利用権の他人への提供を含む。)により処分することができる。

使用許諾契約の締結そのものは、使用許諾を受けた者へ排他的権利を移転する効果を生ぜしめないものとする。

2. 債務に関する総則(第307条乃至第419条)及び契約に関する総則(第420条乃至453条)は、本節に別段の定めがない限り、排他的権利の内容又は性質により該当しない場合を除き、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利の処分のための契約(排他的権利を譲渡する契約及び使用許諾(若しくは再使用許諾)契約を含む。)に準用されるものとする。

3. 知的活動の成果又は識別手段の全範囲に係る排他的権利の移転に関して直接的に明定しない契約は、使用許諾契約とされるものとする。但し、複合的な客体(第1240条第1項第2号)を構成するために特別に創作されたか又は創作される知的活動の成果を利用する権利に関して契約が締結された場合はこの限りではない。

4. 知的活動の成果に係る排他的権利を他人へ譲渡する契約又は使用許諾契約における、特定の種類の又は特定の分野における知的活動の成果を創作する市民の権利を制限するか、又は当該成果に係る排他的権利を他人へ譲渡する権利を制限する使用許諾規定は、無効とする。

5. 知的活動の成果又は識別手段に係る排他的権利に質権を設定する契約を締結する場合、質権設定者は、当該契約の有効期間中、当該契約に別段の定めがない限り、当該知的活動の成果又は識別手段を利用する権利及び当該成果又は手段に係る排他的権利を質権者の同意なく処分する権利を有しないものとする。

### 第1234条 排他権の譲渡に係る契約

1. 排他権の譲渡に係る契約に基づき、一方当事者(権利所有者)は、知的活動の成果又は識別



手段に係る自己の排他権を全面的に他方当事者(譲受人)移転するか又は移転する義務を負う。  
2. 排他権の譲渡に係る契約は、書面により締結されなければならない。この書面要件の不遵守は、契約を無効にする。

排他権を移転する契約は、本法第 1232 条に規定する手続に基づく国家登録を受けなければならない。

3. 排他権の譲渡に係る契約に基づき、譲受人は、契約に別段の規定がある場合を除き、契約に規定する対価を権利所有者に支払う義務を負う。

排他権の譲渡に係る契約の条件に対価の特定額又はその決定に係る手続が存在しない場合は、当該契約は不完全なものとなされる。かかる場合は、本法第 423 条(3)中の価格の決定に関する規定は適用されない。

排他権の譲渡契約に基づく対価の支払は、定額の 1 回払い若しくは定期払いの方式、所得(収入)の一定割合方式又はその他の方式で規定することができる。

3.1 本法に別段の規定がある場合を除き、営利組織間の取引において排他権を無償で譲渡することは認められない。

4. 知的活動の成果又は識別手段に係る排他権は、当事者間の合意により別段の規定がある場合を除き、排他権の譲渡契約が成立した時に、権利所有者から譲受人に移転する。排他権の譲渡契約に基づく排他権の移転が国家登録の対象となっている場合(第 1232 条(2))は、かかる成果又は手段に係る排他権は、国家登録の時に権利所有者から譲受人に移転する。

5. 排他権の譲渡に係る契約により定められた期間内に知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の付与に関して権利所有者に対価を支払う義務を譲受人が守らなかった場合において(第 450 条 2 段落第 1 副段落)、当該排他権が譲受人に移転していたときは、以前の権利所有者は、司法手続により、排他権に係る譲受人の権利の自己に対する再移転及び損害賠償金を要求する権利を有する。

排他権が譲受人に移転していなかった場合において、同人が、契約により定められた期間内に排他権の取得に係る対価を支払う自己の義務を履行していなかったときは、権利所有者は、契約を一方的に放棄し、契約の取消による損害賠償金の受取を求めることができる。契約は、契約廃棄の通知を譲受人が受領した時から 30 日の期間内に譲受人が報酬支払義務を履行しなかった場合、当該期間の満了時に終了する。

## 第 1235 条 ライセンス契約

1. ライセンス許諾契約において、一方当事者、即ち知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の所有者(使用許諾者)は、かかる成果又は手段をライセンス許諾契約に規定する条件の範囲で使用する権利を他方当事者(使用権者)に付与するか又は付与する義務を負う。

使用権者は、知的活動の成果又は識別手段をライセンス許諾契約に規定する限度内でのみ利用するものとする。ライセンス許諾契約に明示的に表示されていない知的活動の成果又は識別手段を利用する権利は、使用権者に付与されているものとみなされない。

2. 本法に別段の定めがない場合は、ライセンス許諾契約は書面により行うものとする。書面方式を遵守しない場合は、ライセンス許諾契約は無効になる。

知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を付与した場合は、ライセンス許諾契約は、本法第 1232 条に規定する状況及び手続に従って国家登録の対象となる。

3. ライセンス許諾契約には、知的活動の成果又は識別手段の利用が許容される領域を表示す

るものとする。かかる成果又はかかる手段が認められる領域が契約に表示されていない場合は、実施権者は、ロシア連邦の全領域において当該利用を行う権利を有する。

4. ライセンス許諾契約の存続期間は、知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の有効期間を越えないものとする。

ライセンス許諾契約の存続期間が表示されていないときは、当該契約の期間は、本法に別段の規定がある場合を除き、5年と推定する。

排他権が終了した場合は、ライセンス許諾契約も終了したものとみなされる。

5. 使用権者は、ライセンス許諾契約に別段の規定がある場合を除き、当該契約に基づいて、当該契約に規定する対価を使用許諾者に支払うことを約束する。

ライセンス許諾契約中に支払額を定めるか又は支払額を決定する手続を定める規定が存在しない場合は、当該ライセンス許諾契約は不完全なものとなされる。当該契約の価格の決定に当たり、第424条第3段落は適用されない。

ライセンス許諾契約に基づく報酬の支払は、1回限りの定額支払法式、所得(利益)の一定割合方式又は何れかのその他の方法により規定することができる。

5.1 本法に別段の定めがある場合を除き、全世界の領域における、排他的ライセンスの条件に基づいて排他権が有効である全期間内の営利組織間の取引において、知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を無償で移転することは禁止される。

6. ライセンス許諾契約には、次に掲げる事項を含めなければならない。

(1) 契約の主題。契約に基づいて利用される可能性がある知的活動の成果又は識別手段及び適切な場合は当該の成果又は手段に係る排他権を証明する書類(特許証若しくは証明書)の番号に言及することによる。

(2) 知的活動の成果又は識別手段を利用する方法

7. 知的活動の成果又は識別手段に係る排他権の新たな権利所有者への移転は、以前の権利所有者により締結されたライセンス許諾契約の変更又は解除の理由とはならない。

## 第1236条 使用許諾契約の種類

1. 使用許諾契約は次に掲げる事項を規定するものとする。

1) 許諾者が他人に対し使用許諾を付与する権利の留保を伴う、知的活動の成果又は識別手段を利用する権利(通常(非独占的)使用許諾)の被許諾者に対する付与

2) 許諾者が他人に対し使用許諾を付与する権利の留保を伴わない、知的活動の成果又は識別手段を利用する権利(専用使用許諾)の被許諾者に対する付与

1.1 使用許諾者自身は、排他的ライセンスに係る契約により使用権者に付与された知的活動の成果又は識別手段を利用する権利の限度内でかかる成果又は手段を利用する権利を有さないが、当該契約に別段の規定がある場合はこの限りでない。

2. 使用許諾契約に別段の定めがない限り、使用許諾は、通常(非独占的)使用許諾であると推定されるものとする。

3. 知的活動の成果又は識別手段に係る異なる利用方法に関する単一の使用許諾契約には、異なる種類の使用許諾契約に係る本条第1項の規定を置くものとする。

## 第1237条 使用許諾契約の履行

1. 被許諾者は、使用許諾契約又は本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別

手段の利用に関する報告書を許諾者に提供する義務を負うものとする。知的活動の成果又は識別手段の利用に関する報告書の提出を要件とする使用許諾契約が、当該提出の期日及び手続について規定しない場合、被許諾者は、許諾者の請求に応じ当該報告書を許諾者に提出する義務を負うものとする。

2. 使用許諾契約の存続期間内に、許諾者は、被許諾者が知的活動の成果又は識別手段を当該契約に定める限度において利用する権利を妨げるおそれのある行為を行わない義務を負うものとする。

3. 知的活動の成果又は識別手段に係る、使用許諾契約に定めのない態様による利用若しくは使用許諾契約の存続期間満了後の利用又は契約により被許諾者に付与された権利の範囲を超えたその他の態様による利用は、本法、その他の法令又は当該契約に定める知的活動の成果又は識別手段に係る排他的権利の侵害に対する責任を伴うものとする。

4. 使用権者が知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を得るための対価を使用許諾者に支払う義務を履行しなかった場合は、使用許諾者は、ライセンス許諾契約から一方的に手を引き、かつ、当該契約の取消により生じた損失に係る支払を要求することができる。契約は、契約破棄通知の受領時から30日後に終了するものとするが、この期間内に使用権者が対価を支払う義務を履行した場合はこの限りでない。

#### **第1238条 再使用許諾契約**

1. 許諾者の書面の同意により、被許諾者は、契約に基づき知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を他人に対し付与する権利を有するものとする(再使用許諾契約)。

2. 再使用許諾契約により、再被許諾者は、被許諾者のために使用許諾契約に定める権利及び手段の限度内においてのみ、知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を付与されるものとする。

3. 使用許諾契約の存続期間を超える期間を契約期間として締結された再許諾契約は、使用許諾契約の存続期間を有効期間として締結されたものとされる。

4. 被許諾者は、使用許諾契約に別段の定めがない限り、再被許諾者の行為につき許諾者に対し責任を負うものとする。

5. 使用許諾契約に関する本法の規定は、再許諾契約に適用されるものとする。

#### **第1239条 強制使用許諾**

本法に定める場合、裁判所は、関係者の請求に応じ、他人に帰属する排他的権利である知的活動の成果を利用する権利(強制使用許諾)を、司法判断中に定める条件に従い当該請求人へ付与する決定をなすことができる。

#### **第1240条 複合的な客体による構成物における知的活動の成果の使用**

1. 保護された複数の知的活動の成果(映画の著作物、その他視聴覚著作物、演劇、マルチメディア製品、単一技術)を含む複合的な客体の創作の全体的形成に寄与した者は、当該知的活動の各成果に係る排他的権利を保有する者との間で締結された、当該排他的権利を譲渡する契約又は使用許諾契約に基づき、これらの成果を利用する権利を取得するものとする。

複合的な客体の創作の全体的形成に寄与した者が、当該複合的な客体を構成するために特別に創作されたか又は創作される知的活動の成果に係る利用権を取得する場合、当該取得に係る

契約は、当事者の合意による別段の定めがない限り、当該排他的権利を譲渡する契約とされるものとする。

複合的な客体による構成物を構成する知的活動の成果の利用を定める使用許諾契約は、契約に別段の定めがない限り、各々の排他的権利が効力を有するすべての地域及び期間にわたり締結されるものとする。

2. 複合的な客体による構成物を構成する知的活動の成果の利用を制限する使用許諾契約の規定は、無効とする。

3. 複合的な客体による構成物を構成する知的活動の成果の利用において、当該成果の創作者は、当該成果に係る帰属の権利及び他の非財産的人格権を留保するものとする。

4. 複合的な客体による構成物における知的活動の成果の利用において、当該客体の創作の全体的形成に寄与した者は、自己の氏名又は名称を表示するか又は当該表示を要求する権利を有するものとする。

5. 本条の規定は、本法第 77 章に別段の定めがない限り、全部又は一部が連邦予算の費用で創作された一体化した技術体系における知的活動の成果を利用する権利に準用されるものとする。

#### **第 1241 条 契約によらない排他的権利の移転**

知的活動の成果又は識別手段に係る排他的権利について、契約によらない他人への移転は、一般承継(相続、法人の再編)及び権利者の財産に対する執行を含む法定事由に該当する場合に認められるものとする。

#### **第 1242 条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体**

1. 著作者、実演家、レコード製作者並びにその他の著作権者及び著作隣接権者は、個人による自己の権利行使が困難な場合又は本法により、各権利者への使用料の支払をもって各権利者の同意なく著作権ならびに著作隣接権の客体の利用が認められる場合、権利者らが定める委託条件に従い、各権利の集中管理を目的とした非営利協力団体(権利集中管理団体)を創設することができる。

当該団体の創設は、その他の法人又は市民による著作権者又は著作隣接権者の代理権行使を妨げないものとする。

2. 権利集中管理団体は、著作権及び著作隣接権の一種類又は数種類の客体に関連した権利を管理することを目的として、各客体に係る特定の利用方法に関する一種類以上の権利の管理を目的として、又はあらゆる著作権及び／若しくは著作隣接権の管理を目的として、これを創設することができる。

3. 権利集中管理団体に対する委託条件は、本法第 1244 条第 3 項第 1 段に定める場合を例外として、当該団体が権利者と書面で締結した権利管理権限に係る譲渡契約に基づくものとする。

当該契約は、当該団体の構成員である権利者及び非構成員である権利者と締結されるものとする。締結にあたり、権利集中管理団体は、当該種類の権利の管理が、当該団体が認可を得ている活動に関連する場合、当該権利を管理する義務を負うものとする。権利集中管理団体の承認の下に、その他の団体(権利集中管理を行う外国の団体を含む。)との契約を結ぶことができる。

債務(第 307 条乃至第 419 条)及び契約(第 420 条乃至第 453 条)に関する総則は、管理目的で移転された権利の内容又は性質により該当しないものを除き、本項第 1 段及び第 2 段に明記する契約に適用されるものとする。排他的権利の譲渡契約及び使用許諾契約に関する本節の規定は、当該契約に適用されないものとする。

4. 権利集中管理団体は、管理目的で当該団体が移転を受けた排他的権利である著作権及び著作隣接権の客体を利用する権利を有しないものとする。

5. 権利集中管理団体は、権利者名で又は当該団体の名称で、請求を裁判所に提出し、また、集中管理のために当該団体に移転された権利の保護に必要なその他の法的措置を講ずる権利を有するものとする。

認可を受けた団体(第 1244 条)は、さらに、不特定数の権利者名で、管理目的で委託された権利の保護のために必要な請求を裁判所に提出する権利を有するものとする。

6. 権利集中管理団体の法的地位、当該団体の機能並びに当該団体の構成員の権利及び義務は、本法、非営利組織に関する法令及び各団体の定款の定めによるものとする。

### 第 1243 条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体による権利所有者との契約の履行

1. 権利集中管理団体は、権利所有者が著作権及び著作隣接権の客体を利用する方法を含む管理の目的で同団体に与える権利につき、通常(非排他的)ライセンスの条件によるライセンス許諾契約を締結するものとし、かつ、前記客体の利用について利用者から料金を徴収するものとする。著作権及び著作隣接権の客体を本法に基づいて権利所有者の同意なしに、ただし料金を支払って、利用することができる場合については、管理団体は、利用者又は本法に基づいて当該利用についての対価の支払、料金の支払及びこれらの目的のための資金の徴収に責任を負う者と契約を締結する。

権利集中管理団体は、十分な理由なしに利用者と契約を締結することを拒絶することができない。

2. 権利者が利用者と直接的に使用許諾契約を締結する場合、権利集中管理団体は、当該契約に明示的に規定されていることを条件として、著作権及び著作隣接権の客体の使用料を徴収することができる。

3. 利用者は、権利集中管理団体の請求に応じて、著作権及び著作隣接権の客体の利用並びに使用料の徴収及び配分のために必要なその他の情報及び書類に関する報告書を当該団体に提出する義務を負うものとし、報告書提出に係る一覧表及び日程表は契約に明記されるものとする。

4. 権利集中管理団体は、著作権及び著作隣接権の客体に係る使用料を権利者間で分配するものとし、かつ権利者に対し所定の使用料を支払うものとする。

権利集中管理団体は、使用料から、当該使用料の徴収、分配及び支払のために必要な経費に充当する金額並びに当該団体が代表する権利者の利益のために当該団体が創設した特別基金へ権利者の同意を得て拠出する金額を当該団体の定款に定める額及び手続に従い控除する権利を有するものとする。

使用料の分配及び支払は、権利集中管理団体の定款に定める期日に定期的に、かつ利用者が提出した情報及び文書並びに統計的な性質の情報を含む著作権及び著作隣接権の客体の使用に関するその他のデータに基づいて決定された著作権及び著作隣接権の各客体に係る実際の使用に従い按分されるものとする。

使用料支払と同時に、権利集中管理団体は、権利者の権利の使用に関する情報(徴収済の使用料額及び控除額を含む。)を記載した報告書を権利者に提出する義務を負うものとする。

5. 権利集中管理団体は、権利所有者、管理を委託された権利及び著作権及び著作隣接権の客体に関する情報を記載した登録簿を維持する。かかる登録簿に記載された情報は、当該団体が定める手続に基づいて、すべての関係者に提供されるものとするが、法令により権利所有者の同意なしには開示してはならないものはこの限りでない。

権利集中管理団体は、管理のために当該団体に移転された権利に関するデータ、著作権及び著作隣接権の客体の名称並びに著作者又はその他の権利所有者の名称を公共情報制度の下に置く。

6. 権利集中管理団体が、本法により定められた権利管理手続に違反した結果として、権利所有者のために徴収した料金を支払わなかったときは、本法第 1252 条に基づく排他権の保護に係る措置が適用される。

### 第 1244 条 著作権及び著作隣接権の集中管理団体の国家認定

1. 権利集中管理団体は、集中管理に係る次の各号に掲げる分野における活動を遂行するために公認を受けることができる。

1) 公の実演、放送又は有線放送(再伝送を含む。)に関して行われる、公表された音楽の著作物(歌詞の有無を問わない。)に係る排他的権利並びに音楽及び演劇の著作物からの引用に係る排他的権利の管理(第 1270 条第 2 項第 6 段乃至第 8 段)

2) 視聴覚著作物において使用される音楽の著作物(歌詞の有無を問わない。)の著作者である作曲者の、当該視聴覚著作物の公の実演又は放送若しくは有線放送に係る使用料に対する権利行使(第 1263 条第 3 項)

3) 美術作品並びに言語の著作物及び音楽の著作物の著作者による(自筆)原稿に関する、追及権の管理(第 1293 条)

4) 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の著作物の複製に係る補償金に対する、著作者、実演家並びにレコード及び視聴覚の著作物の制作者による権利行使(第 1245 条)

5) 商業目的で公表されたレコードの公の実演及び放送又は有線放送に係る使用料に対する実演家による権利行使(第 1326 条)

6) 商業目的で公表されたレコードの公の実演及び放送又は有線放送に係る使用料に対する制作者による権利行使(第 1326 条)

公認は、ロシア連邦政府が定める手続に従い、利害関係人(権利者を含む。)の意見を適切に考慮し、手続の透明性の原則に基づいて行われるものとする。

2. 本条第 1 項に明記された集中管理活動を遂行するための国家の認可は、分野毎に単一の権利集中管理団体のみが取得することができる。

権利集中管理団体は、本条第 1 項に明記された集中管理の単一又は複数の分野における活動を遂行するための公認を有するものとする。

独占禁止法令に定める制限は、認可を受けた団体の活動に適用されないものとする。

3. 公認された権利集中管理団体(認可を受けた団体)は、本法第 1242 条第 3 項に定める手続に従い当該団体と契約を締結した各権利者の権利の管理に加えて、当該組織がかかる契約を締結していない権利者が保有する権利の管理及び使用料の徴収を行う権利を有するものとする。

認可を受けた団体の存在は、権利の集中管理を目的とする他の団体(本条第1項に明記する集中管理分野におけるものを含む。)の創設を妨げないものとする。当該団体は、本法第1242条第3項に定める手続に基づき、権利を管理する権限を当該団体に許諾した権利者の利益のためにのみ、利用者と契約を締結する権利を有するものとする。

4. 権利を管理する権限(本条第3項)を、認可を受けた団体に許諾する契約を当該団体と締結していない権利者は、随時、当該団体による自己の権利に係る管理を全面的又は部分的に拒絶する権利を有するものとする。当該権利者は、認可を受けた団体に対して自己の決定を書面で通知するものとする。権利者が、著作権又は著作隣接権の、及び／又はこれら権利の客体の一部のみに関し、認可を受けた団体による管理を拒絶することを意図する場合、当該権利者は、認可を受けた団体に対して、除外された当該権利及び／又は客体の一覧表を提出するものとする。

権利者から当該通知を受領した日から3月の満了時に、認可を受けた団体は全利用者との契約から、権利者が指定した権利及び／又は客体を除外し、かつその旨の情報を一般にアクセス可能な情報システムに掲載する義務を負うものとする。認可を受けた団体は、従前締結した契約に基づき利用者から徴収した正当な使用料を権利者に支払う義務及び本法第1243条第4項第4段に基づく報告書の提出義務を負うものとする。

5. 認可を受けた団体は、使用許諾契約及び当該団体と締結した使用料関連契約に基づき、使用料請求権を有する権利者を特定する合理的かつ十分な措置を講ずるものとする。法令に別段の定めがない限り、認可を受けた団体は、使用許諾契約及び当該団体と締結した使用料関連契約に従い使用料請求権を有する権利者の当該団体構成員資格を拒絶する権利を有しないものとする。

6. 認可を受けた各団体は、所轄の連邦当局の監督の下で活動を遂行するものとする。認可を受けた各団体は、所轄の連邦当局に対して、活動報告書を毎年提出し、かつ当該報告書をロシア全土のマスメディアに公表するものとする。報告書の詳細は所轄の連邦当局が指定するものとする。

7. 認可を受けた団体のモデル定款は、ロシア連邦政府が定める手続に従い承認されるものとする。

#### **第1245条 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金**

1. 作者、実演家並びにレコード及び視聴覚著作物の制作者は、専ら私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金に対する権利を有するものとする。当該補償金は、補償としての性質を有するものとし、かつ、当該複製の用に供される装置及び媒体の製造者及び輸入者が支払うべき手数料から、権利者へ支払われるものとする。

当該装置及び媒体の一覧表並びに各手数料額及び徴収手続は、ロシア連邦政府の承認を受けるものとする。

2. 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金の支払手数料の徴収は、認可を受けた団体がこれを行うものとする(第1244条)。

3. 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金は、下記の比率で権利者間に分配されるものとする：作者に40パーセント、実演者に30パーセント及びレコード又は視聴覚著作物の制作者に30パーセント。特定の作者、実演者及びレコード又は視聴覚著作物の制作者間における補償金の分配は、レコード又は視聴覚著作物の各々に係る実

際の利用に応じ按分して行われるものとする。補償金の分配及びその支払の手続の詳細は、ロシア連邦政府がこれを定めるものとする。

4. 私的使用のためのレコード及び視聴覚著作物の無償複製に係る補償金支払の手数料は、輸出用に生産された装置及び媒体の製造業者並びに家庭内利用を目的としない業務用装置の製造業者及び輸入者からは徴収されないものとする。

#### 第 1246 条 知的所有権分野における関係の公的規制

1. 本法に基づいて定められている場合において、知的所有権の分野における関係であって著作権及び著作隣接権の客体に係るものの規制にかかる措置は、著作権及び著作隣接権の分野における規範的法規制を管轄する公認連邦行政機関の任務とする。

2. 知的活動の分野における関係であって発明、実用新案、意匠、コンピュータープログラム、データベース、集積回路配置設計、商標及びサービスマーク並びに商品の原産地名称に関連するものの規制の目的で、知的財産権の分野における規範的法規制を管轄する行政機関は、本条第 3 段落に掲げる法的措置を取るための根拠となる様式書類(請求、出願(申請)、応答、申立等)を使用するものとし、前記の書類の作成及び提出に係る規則、それらの検討のための規則及び手続(それらの書類の理由に裏付けられた検討に基づく決定の採択に係る規準を含む)を定めるものとし、かつ、本法に規定する場合にはその他の法的規制措置を取るものとする。

3. 発明、実用新案、意匠、コンピュータープログラム、データベース、集積回路配置設計、商標及びサービスマーク並びに商品の原産地名称の国による登録の過程(出願の受理及び専門的審査、知的活動の成果及び識別手段に係る権利所有者の排他権を証明する特許証及び証明書の発行を含む)における法的に重要な措置並びに法令により定める場合は、知的活動の成果及び識別手段の法的保護に関するその他の措置は、知的財産権事項を管轄する連邦行政機関が取るものとする。本法第 1401 条から第 1405 条までに扱われているように、ロシア連邦政府により授権されたその他の行政機関も、本段落に記載された措置を取ることができる。

4. 新品種に関し、本条第 2 段落及び第 3 段落に定める機能は、農業の分野における規範的法規制を管轄する連邦行政機関及び新品種を管轄する連邦行政機関によりそれぞれ果たされる。

5. ロシア連邦政府は、従業者発明、従業者実用新案及び従業者意匠に係る補償の料率、手続及び支払条件を定めることができる。この料率、手続及び条件は、使用者及び従業者が従業者発明、従業者実用新案及び従業者意匠に係る補償金支払の料率、条件及び手続を定める合意を行っていない場合適用される。

6. ロシア連邦政府は、法令に従い当該知的活動の成果を利用するにはその権利所有者の同意及び補償金の支払を要する場合は、当該特定の種類の実用作業、実演及び録音に係る補償金の最低料率並びに徴収、分配及び支払の手続を定めることができる。

ロシア連邦政府は、法令に基づいて当該知的活動の成果をその権利所有者の同意を得ないでただし料金を支払って利用できる場合については、当該の作業、演技及びレコードの利用に係る報酬の料率並びに料金の徴収、分配及び支払の手続を定めることができる。

#### 第 1247 条 弁理士

1. 連邦の知的財産当局に対する手続は、出願人、権利者、その他の利害関係人が、直接的に、又は当該連邦当局に登録された弁理士を介して、又はその他の代理人を介して、これを



行うものとする。

2. 市民であってロシア連邦の領域外に常住する者及び外国法人は、ロシア連邦が締結した国際条約に別段の定めがない限り、当該連邦当局に登録された弁理士を介して連邦の知的財産当局に対する手続をなすものとする。

出願人、権利者又はその他の利害関係人が、直接的に又は当該連邦当局に弁理士として登録されていない代理人を介して連邦の知的財産執行当局に対する手続をなす場合、当該連邦当局の請求に応じ、ロシア連邦領域内における連絡先住所を通知する義務を負うものとする。弁理士その他の代理人への委任条件は委任状により証されるものとする。

3. ロシア連邦領域内に常住するロシア連邦の市民は、弁理士として登録することができる。弁理士のその他の要件、自己の証明及び登録のための手続並びに知的活動の成果及び識別手段の法的保護に関する手続を行う法的権能は、法令にこれを定める。

### 第 1248 条 知的財産権の執保護に関連する紛争

1. 侵害された又は争われた知的財産権の執行に関連する紛争は、裁判所がこれを判断し、解決する(第 11 条第 1 項)。

2. 本法に定める場合には、発明特許、実用新案、意匠、品種、商標、サービスマーク及び原産地名称を付与するための出願の申請及び手続、これら知的活動の成果及び識別手段の正式登録、適切な権利認証文書の付与、当該成果及び手段に係る法的保護の付与又はその終了に対する争いに関する知的財産の執行は行政手続によるものとし(第 11 条第 2 項)、各々、連邦の知的財産当局より、連邦の品種当局及び本法第 1401 条乃至第 1406 条に定める場合にはロシア連邦政府が授権する連邦当局(第 1401 条第 2 項)がこれを行うものとする。当該当局の決定はその採択日に効力を生ずるものとする。当該決定は、法令に定める手続により裁判所で争うことができる。

3. 本条第 2 項に定める、連邦の知的財産当局並びに連邦の新品種当局に対する紛争に係る判断及び解決の手続は、それぞれ、知的財産分野において規範的かつ法的な規整を所轄する連邦当局及び農業分野における規範的かつ法的な規整を所轄する連邦当局がこれを採択するものとする。秘密発明に関連する紛争に係る本条第 2 項所定の判断及び解決の手続は、所轄当局がこれを採択するものとする(第 1401 条第 2 項)。

### 第 1249 条 特許手数料及びその他の手数料

1. 特許手数料及びその他の手数料は、発明、実用新案、意匠又は新品種に係る特許、コンピュータプログラム、データベース、集積回路の回路配置、商標及びサービスマークの公的登録、原産地名称に係る排他権の公的登録及び付与、排他権の他人への移転の公的登録、これらの権利の質入の国家登録並びに知的活動の成果又は識別手段を契約により利用する権利の付与に関して法的に有意の措置を取るために徴収するものとする。

2. 公的料金の納付の対象となるコンピュータプログラム、データベース及び集積回路の回路配置に関する法的に有意の措置、それらの金額、納付に係る手続及び期間枠並びに当該料金の納付に係る免除、減額、納付延期又は還付の理由を示す一覧は、ロシア連邦の課税及び料金法制において定める。

本段落の第 1 副段落に示したもの以外の法的に有意の措置の一覧は、特許及びその他の料金の対象となり、それらの金額、納付の手続及び期日、料金の納付を要しない事由、料金が減

額される事由，納付期日延期の事由又は料金の還付の事由と共にロシア連邦政府により定められる。

### 第 1250 条 知的権利の執行

1. 知的財産権は，本法に定める救済方法により保護されるものとし，侵害された権利の本質及び当該権利の侵害の結果が考慮される。
2. 本法に定める知的財産権に係る救済方法は，権利所有者，権利集中管理団体及び法令に定めるその他の者の請求に基づいて利用される。
3. 知的財産権の侵害責任が侵害者の過失による場合は，本法に別段の定めがない限り，本法に規定する措置が適用される。

無罪は，他人の知的財産権を侵害したと申し立てられている者により証明されなければならない。

本法に別段の定めがない場合は，知的財産権の侵害であって侵害者が自己の事業活動の遂行に当たって犯したものに係る措置は，本法第 1252 条第 1 段落第 3 副段落及び第 3 段落に規定され，侵害者の過失の有無に拘らず，侵害者が，当該知的財産権の侵害は不可抗力の結果，即ち当該の事情にあつては防ぐことができない異常な状況の結果であったことを証明しない限り適用されるものとする。

4. 本法第 1252 条第 1 段落第 3 副段落及び第 4 副段落並びに第 3 段落に規定する知的財産権保護措置の対象にされていた者が無罪であった場合は，第三者に支払った金額を含め，被った損失に係る補償を要求することができる。
5. 侵害者が無罪であっても，知的財産権の侵害を終了させる義務は免れず，また，侵害に関する判決の公告(第 1252 条第 1 段落第 5 副段落)，知的活動の成果若しくは識別手段に係る排他権の侵害行為又はかかる権利の侵害をもってする脅迫行為の抑止(第 1252 条第 1 段落第 2 副段落)，偽造有形媒体の没収及び破毀(第 1252 条第 1 段落第 4 副段落)等の侵害者に対する措置を取ることを排除するものではない。これらの措置は，侵害者の費用において取るものとする。

### 第 1251 条 非財産的人格権の執行

1. 創作者の非財産的人格権に係る侵害があるとき，当該権利の執行は，特に，権利の確認，当該権利の侵害前における原状への回復，権利を侵害する行為又は権利侵害のおそれの発生防止，人格上の損害に対する賠償，関与した侵害に係る裁判所の判断をもって行われるものとする。
2. 本条第 1 項の規定は，本法第 1240 条第 4 項，第 1260 条第 7 項，第 1263 条第 4 項，第 1295 条第 3 項，第 1323 条第 1 項，第 1333 条第 2 項及び第 1338 条第 1 項第 2 号に定める権利の執行にも適用されるものとする。
3. 著作者の名誉，尊厳又は業務上の評判の保護は，本法第 152 条の規定にしたがい行われるものとする。

### 第 1252 条 排他権の執行

1. 知的活動の成果及び識別手段に係る知的財産権は，本法に規定の手續を踏み，次に掲げる事項を要求することにより保護される。

(1) 権利の確認 - 当該権利を否定するか又はその他のやり方により否認し、それにより権利所有者の利益を侵害する者に対するもの

(2) 当該の権利を侵害し又は侵害をもって脅迫する行為の抑止：かかる有害な行為をなすか又はかかる行為の準備をする者に対するもの及びかかる有害な行為を防止することができるその他の者に対するもの

(3) 損害賠償金の支払を受ける権利：権利所有者と契約を締結することなく知的活動の成果若しくは識別手段を違法に利用した者(契約なしの利用)又はその他のやり方で権利所有者の排他権を侵害し、損害を生じさせた者に対するもの。これには本法第 1245 条、第 1263 条第 3 段落及び第 1326 条に規定する補償金を受領する権利を侵害した者が含まれる。

(4) 本条第 4 段落で扱われる有形媒体の押収：かかる製造者、輸入者、保管者、運搬者、販売者、その他の流通業者又は悪意の取得者に対するもの

(5) 現実の権利所有者に関してなされた侵害に対する判決の公告 - 排他権の侵害者に対するもの

2. 排他権の侵害事件における主張を担保するために、違法行為の程度及び内容に適した、訴訟法に定める担保措置を取ることができ、これには有形媒体、装置及び材料の差押、情報遠距離電気通信ネットワークにおいて適切な措置を取ることの禁止が含まれるが、ただし、かかる有形媒体、装置及び材料に関して又はかかる開示措置に関して、知的活動の成果又は識別手段に係る排他権が侵害された場合に限る。

3. 一定の種類 of 知的活動の成果又は識別手段に関して本法に規定される場合において、排他権の侵害が行われているときは、権利所有者は、損害賠償の代わりに、当該権利の侵害に係る補償金の支払を侵害者に要求する権利を有する。

補償は、当該権利の侵害の事実の証拠に基づく回収を条件とする。かかる場合、権利の執行を請求する権利所有者は、被った損害の額について立証責任を負わない。この補償金は、侵害の内容及び事件のその他の事情にかんがみて、本法に規定される場所により、公正及び正義の原則を考慮に入れて裁判所が認定するものとする。

単一の行為が複数の知的活動の成果又は識別手段に係る権利を侵害する場合は、認定される補償金額は、違法に利用された知的活動の成果又は識別手段のそれぞれについて、裁判所が決定する。知的活動の成果又は識別手段に係る権利が単一の権利所有者により所有されている場合は、同人の権利の侵害に係る補償金の総額については、侵害の内容及び結果を考慮するものとし、裁判所は本法に規定する範囲を下回る額に減額することができるが、かかる侵害に対する最低補償金額の 50% を下回ってはならない。

4. 知的活動の成果又は識別手段を組み込んだ有形媒体の生産、頒布又はその他の使用及び輸入、輸送又は貯蔵がかかる成果又はかかる手段に係る排他権の侵害につながる場合は、かかる有形媒体は、偽造のものとみなされ、裁判所の決定があったときは、本法に別段の定めがある場合を除いて、流通経路から除去し、かつ、一切の補償なしに破毀することができる。

5. 主として知的活動の成果及び識別手段に係る排他権の侵害のために利用され又は意図された器具、装置又はその他の資源及び材料は、判決に基づき、侵害者の費用において流通経路から除去されかつ破毀されるものとするが、これらがロシア連邦の収入になる旨の法令の規定がある場合はこの限りでない。

6. 異なる識別手段(企業名称、商標、サービスマーク又は商業上の名称)が混同を生じる程に同一であるか又は類似しており、この同一性又は類似性の結果として、消費者及び/又は契

約当事者に誤認が生じる虞がある場合は、排他権が先に生じた識別手段が、又は条約若しくは博覧会優先権が存在するときは先の優先権を有する識別手段が優先されるものとする。

識別手段又は意匠が混同を生じる程に同一であるか又は類似しており、この同一性又は類似性の結果として、消費者及び／又は契約当事者に誤認が生じる虞がある場合は、排他権が先に生じた識別手段若しくは意匠が、又は条約、博覧会若しくはその他の優先権が存在するときは先の優先権を有する識別手段又は意匠が優先されるものとする。

かかる排他権の所有者は、本法に定める手続において、商標若しくはサービスマークに係る法的保護の無効の宣言、意匠に係る特許の無効の宣言又は企業名称若しくは商業上の名称の使用の全面的若しくは部分的禁止を求めることができる。

本段落の適用上、部分的禁止とは、次に掲げることを意味する。

企業名称に関して - 範囲を限定した活動におけるその使用の禁止

商号に関して - 一定の活動におけるその使用の禁止

商業上の名称に関して - 範囲を限定した領域の限界内及び／又は範囲を限定した活動におけるその使用の禁止

6.1 知的活動の成果及び識別手段に係る排他権の共通の侵害が複数の者の共同行為を通じて生じたときは、これらの者は、権利所有者に対して共同責任を負う。

7. 知的活動の成果及び識別手段に係る排他権の侵害が所定の手続に基づき不正競争行為として確認された場合は、侵害された排他権に係る執行は、本法に規定する方法によっても、また、独占防止法制に従っても実行することができる。

## 第 1253 条 排他権の侵害に関連する法人の清算及び個人事業者の活動の終了

法人が知的活動の成果及び識別手段に係る排他権を複数回にわたり又は甚だしく侵害した場合は、裁判所は、検察官の申立に基づき、本法第 61 条第 3 段落に従って、当該法人の清算を命じることができる。かかる侵害が個人事業主として自己の活動を行う者によりなされたときは、個人企業家としてのかかる活動は、判決又は法令に定める手続に基づくその他の判断により停止させることができるが、ただし、その者が排他権の侵害に責めを負う場合に限る。

### 第 1253.1 条 情報媒介者の質及び責任

1. 情報及び遠距離電気通信ネットワーク（「インターネット」のネットワークを含む）を通じて資料の移転を行う者、かかる情報及び遠距離電気通信ネットワークを用いて資料を検索する上で必要な資料又は情報を配置する可能性を提供する者、かかるネットワーク内の資料へのアクセスを提供する者 - 情報媒介者 - は、本条第 2 段落及び第 3 段落に定める侵害行為について有罪と認められた場合は、本法に定める理由による情報及び遠距離電気通信ネットワークにおける知的所有権の侵害について責任を負う。

2. 次に掲げる場合は、情報及び遠距離電気通信ネットワークにより資料を送信する情報媒介者は、かかる移転の結果として生じる知的財産権の侵害について責任を負わない。

1) その者が当該送信の開始者ではなく、かつ、この資料の受領者を決定していない場合

2) その者が、当該資料を送信する過程を実現するために行った変更を除き、遠距離電気通信サービスの提供に関する資料を変更していない場合

3) その者が、対応する知的活動の成果又は識別手段を含む資料の送信を開始した者による関係知的活動の成果又は識別手段の利用が違法であったことを知らなかったか又は知らなかつ

たに違いない場合

3. 情報及び遠距離電気通信ネットワークに資料を配置する可能性を提供する情報媒介者は、次に掲げる状況における情報ブローカーとの関係で、情報及び遠距離電気通信ネットワークへの第三者による当該資料の配置の結果として又はそれらの命令に基づいて生じた知的財産権の侵害について責任を負わない。

(1) その者が、当該資料に含まれたそれぞれの知的活動の成果又は識別手段の利用が違法であったことを知らなかったか又は知らなかったに違いない場合

(2) 「インターネット」ネットワークのサイト及び(又は)ネットワークのアドレスを表示して知的財産権の侵害を主張する所有者による書面による請求があったとき、当該知的財産権の侵害を停止させるための必要かつ十分な措置を直ちに取った資料をインターネット上に掲示する場合。必要かつ十分な措置及びそれを実行するための手続の一覧が法令により定められる。

4. 本条にいう情報媒介者は、知的財産権保護の要求に関して提起され得る知的財産侵害(本法第 1250 条第 1 段落、第 1251 条第 1 段落、第 1252 条第 1 段落)、排他権の侵害における情報の除去を含む民事責任に係る措置の不適用又は当該者のネットワークのアクセス可能性に対する制限についての主張に対して責任を負わない。

5. 本条の規定は、情報及び遠距離電気通信ネットワークを用いて資料又は情報へのアクセス及びそれらを検索する上で必要な手段を提供する者に適用される。

#### **第 1254 条 被許諾者による権利執行の態様**

独占的使用許諾の対象である知的活動の成果又は識別手段に係る排他的権利の第三者による侵害が使用許諾契約上の被許諾者の権利に影響を及ぼす場合、被許諾者は、本法第 1250 条及び第 1252 条に定める他の執行手段とともに執行することができる。

## 第 70 章 著作権

### 第 1255 条 著作権

1. 学術、言語及び美術の著作物に係る知的財産権は著作権とされる。
2. 次の各号に掲げる権利は著作物の著作者に帰属する。
  - 1) 著作物に係る排他的権利
  - 2) 著作者人格権
  - 3) 著作者の氏名表示権
  - 4) 著作物の同一性保持権
  - 5) 著作物の公表権
3. 本法に定める場合、本条第 2 項に明記された権利とともに、その他の権利(職務著作物の対価請求権、撤回権、追及権及び美術の著作物に係る接近権を含む。)は著作物の著作者に帰属する。

### 第 1256 条 ロシア連邦領域内での学術、言語及び美術の著作物に係る排他的権利の効力

1. 学術、言語及び美術の著作物に係る排他的権利は次の各号に掲げるものに及ぶものとする。
  - 1) ロシア連邦領域内において公表されたか、又は公表されていないがロシア連邦の領域内に一定の有形的形式で存在するとともに、著作者(又はその法定相続人)の市民権にかかわらず著作者(又は著作者の法定相続人)の著作物と認められるものに対して
  - 2) ロシア連邦の領域外において公表されたか、又は公表されていないがロシア連邦の領域外に一定の有形的形式で存在するとともに、ロシア連邦の自然人である著作者(又はその法定相続人)の著作物と認められるものに対して
  - 3) ロシア連邦の領域外において公表されたか、又は公表されていないがロシア連邦の領域外に一定の有形的形式で存在するとともに、かつ、ロシア連邦が締結した国際条約に基づき、他国の市民及び市民権を有しない者である著作者(又はその法定相続人)の著作物と認められるものに対して
2. 著作物はまた、ロシア連邦の領域外での最初の公表日から 30 日以内にロシア連邦の領域内で公表された場合、ロシア連邦の領域内における公表により最初に公表されたものとされる。
3. ロシア連邦領域内において、ロシア連邦が締結した国際条約に基づき著作物に係る保護を付与する場合、著作物の著作者又は他の最初の権利者は、当該領域内における著作権取得の基礎となる法的事実が発生した国の法令にしたがい決定されるものとする。
4. ロシア連邦領域内において、ロシア連邦が締結した国際条約に基づく著作物の保護は、著作物の原発国において定められた著作権の保護期間満了により公知となっていない著作物であって、かつ、本法に定める著作権の保護期間満了によりロシア連邦において公知となっていない著作物に対して付与される。ロシア連邦が締結した国際条約に基づく著作物に保護を与える場合、ロシア連邦領域内における当該著作物の保護期間は、当該著作物の原発国において定められた保護期間を超えてはならない。

## 第 1257 条 著作物の著作者

学術、文学又は芸術の著作物の著作者とは、自己の創作的活動により当該著作物を作った者をいう。著作物の原物又は複製物に又は第 1300 条第 1 段落に従ったその他の方法で著作者と名指された者は、別段のことが証明されない限り、その著作者とみなされる。

## 第 1258 条 共同著作

1. 共同の創作行為により著作物を創作した者は、当該著作物の総体が単一不可分であるか、又は各部分が独立した意味を有するかにかかわらず共同著作者である。
2. 共同著作により創作された著作物は、共同著作者間の合意による別段の定めがない限り、共同著作者が共同で利用するものとする。当該著作物の総体が不可分である場合には、いかなる共同著作者も、当該著作物の利用を十分な根拠なく禁止する権利を有しないものとする。  
著作物のうち独立した利用が可能な部分、すなわち、独立した意味を持つ部分は、共同著作者間の合意による別段の定めがない限り、該当部分の著作者が単独の裁量で利用することができる。
3. 本法第 1229 条第 3 項の規定は、著作物の利用により生じる収益の分配及び著作物に係る排他的権利の処分に関連する共同著作者間の関係に準用されるものとする。
4. 各共同著作者は、共同著作者によって創作された著作物の総体が不可分である場合も含め、自己の権利に係る保護手段を独立して講じる権利を有するものとする。

## 第 1259 条 著作権の客体

1. 著作権の客体は、著作物の価値及び目的並びにその表現の態様にかかわらず、次に掲げる学術、言語及び美術の著作物である。

言語の著作物

演劇及び楽劇の著作物、映画の著作物

舞踊又は無言劇の著作物

歌詞を伴い又は歌詞を伴わない音楽の著作物

視聴覚著作物

絵画、彫刻、グラフィックス、デザイン、劇画、漫画及びその他の造形美術の著作物

装飾・応用美術及び舞台芸術の著作物

建築の著作物、都市計画並びに公園及び庭園美術の著作物(これらは設計図、描写及び模型の形式によるものを含む。)

写真の著作物及び写真術と類似する方法により制作された著作物

地理学、地形学及びその他の学術に関連する、地理学的、地質学的及びその他の地図、図面、スケッチ並びに彫塑的著作物

その他の著作物

コンピュータプログラムもまた著作権の客体とみなされ、言語の著作物として保護される。

2. 著作権の客体には次に掲げるものも含まれる。

1) 二次的著作物、すなわち、別の著作物を改作した著作物

2) 編集著作物、すなわち、素材の選択又は配置が創作的行為の成果を構成する著作物

3. 書面、口頭の形式(演説、公の実演及びその他すべての形式)、描写、音声録音又はビデオ

オ録画の形式又は三次元形式等、表現の実在形式を問わず、公表された著作物及び未公表の著作物に、著作権は適用される。

4. 著作権の発生、具現化及び保護のためには、著作物の登録のみならずいかなる方式の履行も要しない。

コンピュータプログラム及びデータベースは、本法第 1262 条の規定に基づき、権利者の裁量で登録することができる。

5. 著作権は、思想、概念、原則、方法、製法、システム、手段、技術的・組織的若しくはその他の課題の解決法、発明、事実又はプログラム言語には及ばない。

6. 次に掲げるものは著作権の目的とならない。

1) 国家機関及び地方自治体の行政機関の公文書(制定法及びその他の法令、司法判断、立法・行政・司法の性質を有するその他の資料を含む。)、国際組織の公文書並びにそれらの公式訳

2) 国家の象徴及び紋章(旗、印章、記章、貨幣等)並びに地方自治体の象徴及び紋章

3) 特定の著作者のない民間芸術(民間伝承)の著作物

4) 専ら情報提供的な性質を有する、事象及び事実に関する報道(日々のニュース報道、テレビ放送用番組表、交通手段の時刻表等)

7. 著作権は、著作物の一部、著作物の名称に及び、かつ、著作物の本質的な単一の特徴が、著作者の創作の成果である著作物として独立して感得でき、かつ本条第 3 項に定める要件を満たす場合は、著作物中の当該特徴に及ぶ。

## 第 1260 条 翻案等の二次的著作物、編集著作物

1. 翻訳者及び二次的著作物(翻案、動画版、編曲、舞台版又はこれに準ずるその他の著作物)の著作者は、自らなした翻訳及び原著作物に係るその他の翻案にそれぞれ対応する著作権を所有するものとする。

2. 素材の選択又は配置による編集に係る著作権は、収集物を編集した者及びその他の編集著作物(選集、百科事典、データベース、地図帳又はこれに準ずるその他の著作物)の著作者に帰属する。

データベースは、客観的な形式で表現され、かつ、コンピュータの使用によりその素材の検索及び処理が可能となる態様で体系化された独立した素材(記事、計算、法令、司法判断及びこれに準ずるその他の素材)の総体である。

3. 翻訳者、編集者又は二次的著作物若しくは編集著作物のその他の著作者は、二次的著作物又は編集著作物の創作のために使用された原著作物の著作者の権利を害しないことを条件として、自己の著作権を行使するものとする。

4. 翻訳者、編集者又は二次的著作物若しくは編集著作物のその他の著作者の著作権は、二次的著作物又は編集著作物が依拠する原著作物に係る著作者の権利にかかわらず、独立した客体に係る著作権における権利として保護されるものとする。

5. 収集物又はその他の編集著作物に収録された原著作物の著作者は、編集著作物の創作者との契約に別段の定めがない限り、編集著作物とは独立して自己の著作物を利用する権利を有する。

6. 翻訳、収集物又はその他の二次的著作物若しくは編集著作物に係る著作権は、他人が同一の原著作物を翻訳若しくは翻案すること、又は同一の素材の別の選択若しくは配置により



自己の編集著作物を創作することを妨げないものとする。

7. 百科事典、百科事典の性質を有する参考資料、学術論文の定期刊行物及び継続的収集物、新聞、雑誌及びその他の定期刊行物を利用する権利は、当該刊行物の出版者に帰属するものとする。出版者は、当該刊行物の利用に際し、当該刊行物の名称表示権又は当該表示を請求する権利を有するものとする。

著作者又は当該刊行物に含まれる著作物に係る排他的権利のその他の所有者は、出版者又はその他の者が当該著作物を全体として利用する権利とは別に、当該排他的権利を留保するものとする。但し、当該排他的権利が、出版者若しくは他人に移転された場合又はその他の法定事由により出版者若しくはその他の者に帰属する場合はこの限りではない。

### 第 1261 条 コンピュータプログラム

表現の言語及び形式を問わず、あらゆる種類のコンピュータプログラム(基本ソフト及びプログラムの組み合わせを含む。)に係る著作権は、ソースコード及びオブジェクトコードを含み、言語の著作物に係る著作権と同様に保護されるものとする。コンピュータプログラムとは、有形的形式で表現され、一定の結果を得ることを目的として1個のコンピュータ又はその他のコンピュータ装置を機能させることを意図したデータ及び指令の総体(コンピュータプログラムの開発過程で作成された予備的材料及び当該コンピュータプログラムにより生じた視聴覚的表現を含む。)をいう。

### 第 1262 条 コンピュータープログラム及びデータベースの公的登録

1. 権利所有者は、コンピュータープログラム又はデータベースに係る自己の排他権の有効期間中、かかるプログラム又はかかるデータベースを知的所有権に係る連邦行政当局に登録することができる。

国家機密である情報を含むコンピュータープログラム又はデータベースは、公的登録の対象とならない。公的登録に係る出願を提出する者(出願人)は、ロシア連邦の法令に従って国家機密となる情報を含むコンピュータープログラム又はデータベース中の情報の開示について責任を負う。

2. コンピュータープログラム又はデータベースの公的登録の出願(登録出願)は、特定のコンピュータープログラム又は1件のデータベースに係るものでなければならない。

各登録出願には次に掲げるものを含めなければならない。

コンピュータープログラム又はデータベースの公的登録に係る出願並びに権利所有者及び著作者(著作者が著作者として名指されることを拒絶しなかった場合に限り)の表示並びにこれらの者それぞれの居所又は所在場所

寄託された資料で当該コンピューター又はデータベースを特定するもの。要約を含む。

登録出願の方式化に係る規則が知的所有権の分野で規範的法規制を実施する連邦行政機関により制定されるものとする。

3. 登録出願に基づき、知的所有権に関する連邦行政機関は、所要の書類及び資料並びにこれらの本条第2段落に規定する要件への遵守を確認する。この確認の結論が肯定的であったときは、前記の連邦行政機関は、コンピュータープログラム又はデータベースをそれぞれコンピュータープログラム登録簿及びデータベース登録簿に記入し、出願人に公的登録証明書を交付し、かつ、当該機関の公報において登録されたコンピュータープログラム又はデータベ

ースについて公告するものとする。

著作者又はその他の権利所有者は、前記の連邦機関の請求に基づき又は自発的に、コンピュータープログラム又はデータベースの国家登録の前に、登録出願に含まれている書類及び資料を補足し、明白にし及び訂正することができる。

4. コンピュータープログラム及びデータベースの公的登録手続、公的登録の証明書の様式、これに記載することを要する詳細事項の一覧並びに知的所有権に係る連邦行政機関の公報において公告される情報の一覧が知的所有権の分野において規範的法を行う連邦行政機関により定められるものとする。

5. コンピュータープログラム又はデータベースに係る排他権を契約により又は契約なしに移転する行為は、知的所有権事項を管轄する連邦行政機関における国家登録を受けるものとする。

5.1 知的所有権事項を管轄する連邦行政機関は、権利所有者の請求に基づき、コンピュータープログラム又はデータベースの権利所有者及び／又は著作者についてのデータ(権利所有者の名称、これらの事業所又は居所の宛先、著作者の名称又は郵便宛先を含む)に関する修正並びにコンピュータープログラム登録簿又はデータベース登録簿及び国家登録に係る証明書中の明白かつ技術的な誤記の訂正に関連する修正を行う。

知的所有権事項を管轄する連邦行政機関は、職権に基づき又は何れかの者の請求により、コンピュータープログラム登録簿又はデータベース登録簿中の明白かつ技術的な誤記の訂正に関連した変更を、権利所有者に通知した後に施すことができる。

知的所有権事項を管轄する連邦行政機関は、コンピュータープログラム登録簿又はデータベース登録簿に施した変更に関する情報をその公報において公告するものとする。

6. コンピュータープログラム登録簿又はデータベース登録簿に記載された情報は、別段のことが証明されない限り、正確であるものとみなされる。出願人は、公的登録手続において提供した情報の正確性について責任を負う。

## 第 1263 条 視聴覚著作物

1. 視聴覚著作物は、固定された互いに関連した連続する影像(音を伴うと否とを問わない。)から構成される著作物であり、技術的装置を適切に用いて視覚及び(音を伴う場合は)聴覚により認識されることを意図したものである。視聴覚著作物には、最初の又は後続する固定手段を問わず、映画の著作物、映画に準ずる手段により表現されたすべての著作物(テレビ及びビデオフィルム並びにその他これに準ずる著作物)を含む。

2. 視聴覚著作物の著作者は次の各号に掲げる者である。

1) 監督 - 製作者

2) 脚本の著作者

3) 当該視聴覚著作物のために特別に創作された音楽の著作物(歌詞を伴うと否とを問わない。)の著作者である作曲者

3. 視聴覚著作物の公の実演、放送又はケーブル送信が行われた場合は、かかる視聴覚著作物中で使用された音楽著作物(文言の有無を問わない)の著作者は、自己の音楽創作物の使用に対する報酬に係る権利を留保する。

4. 視聴覚作品の制作者、即ち当該著作物の創作を組織した者(プロデューサー)の権利は、本法第 1240 条に規定する権利とする。

制作者／プロデューサーは、視聴覚著作物全般に係る排他権を所有するものとするが、ただし、同人と本条第2段落に定める視聴覚著作物の著作者との間に別段の契約が締結されていないことを条件とする。

何れかの者が視聴覚著作物を使用したときは、当該視聴覚著作物の制作者／プロデューサーは、名指されるか又は特定される権利を有しかつそれを要求する権利を有する。逆の証明がなされない限り、視聴覚著作物の制作者／プロデューサーは、当該著作物が通常の方法で提示されたときに名称又はその他の同定事項が表示される者であるものとみなされる。

5. 視聴覚著作物の一部分を構成する著作物の各著作者は、当該一部分を構成する著作物が従前より存在していたものであると(その場合は映画脚本等の原作として利用される著作物の著作者)、当該視聴覚著作物の創作過程において創作されたものであると(その場合は運営担当製作責任者、芸術担当製作責任者等)を問わず、自己の著作物に係る排他的権利を留保するものとする。但し、当該排他的権利が他の法定事由により製作者等に移転された場合はこの限りではない。

#### 第1264条 公文書、象徴及び紋章の草案

1. 公文書の草案(当該文書の公式訳の草案及び公式の象徴又は紋章の草案を含む。)に係る著作者人格権は、各草案を創作した者(「起案者」)に帰属するものとする。

公文書、象徴又は紋章の草案の起案者は、起案された草案を発注した国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織が禁止しない限り、当該草案の公表権を有する。草案の公表にあたり、起案者は氏名表示権を有する。

2. 公文書、象徴又は紋章の草案が起案者により国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織の利用に供するために公表され、又は起案者より当該機関又は組織に送付された場合、当該機関又は組織は、起案者の同意なく公文書作成又は象徴若しくは紋章の制作のためにこれを利用することができる。

当該草案に基づく公文書作成及び公式の象徴若しくは紋章の制作において、公文書作成又は公式の象徴若しくは紋章に係る当該草案の制作を発注した国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織は、その裁量により追加及び改変をなすことができる。

国家機関、地方自治体の行政機関又は国際組織は、当該草案を正式に採用した後は、起案者の氏名表示なく当該草案を使用することができる。

#### 第1265条 著作者人格権及び著作者の氏名表示権

1. 著作者人格権、著作物の著作者として認められる権利及び著作者の氏名表示権(実名若しくは変名(雅号)を表示し、又は氏名表示なく無名で著作物を利用し又は利用を許諾する権利)は、一身専属かつ不可譲である(著作権に係る排他的権利を第三者へ譲渡又は移転する場合及び著作物の利用権を第三者へ付与する場合を含む。)。これらの権利に係る放棄は無効である。

2. 無名又は雅号で著作物が出版される場合(著作者の雅号が当該著作者の特定につき疑義を生ぜしめない場合を除く。)、反証がない限り、氏名又は名称が著作物上に表示された出版者(第1287条第1項)が著作者の代理人とされるものとし、かつ、当該出版者の権限により著作者の権利を保護し、かつ、その権利行使を確保する権利を有するものとする。この規定は、著作物の著作者が実名を明らかにするか又は自己の著作者人格権を宣言する時まで効力

を有するものとする。

### 第 1266 条 同一性保持権及び歪曲からの著作物の保護

1. 著作物に係る改変，要約若しくは追加又は著作物の利用における挿絵や図，前書き若しくは後書き，注釈又は説明の挿入は著作者の同意がなければ認められないものとする（同一性保持権）。

著作者の死後における著作物の利用にあたり，当該著作物に係る排他的権利を保有する者は，著作者の思想を歪曲せず，著作物が認識されるうえで完全性を妨げず，かつ，著作者が遺言，手紙，日記又はその他の書面形式で明確に表現した著作者の意思と矛盾しないことを条件として，著作権に係る変更，要約又は追加を許可する権利を有するものとする。

2. 著作者の名誉，尊厳又は業務上の評判を損なう，著作物の曲解，歪曲又はその他の改変がある場合及び当該行為が図られた場合，著作者は本法第 152 条の規定に従い，自己の名誉，尊厳又は業務上の評判の保護を請求する権利を有するものとする。この場合，著作者の死後においても，利害関係人の請求に応じ著作者の名誉及び尊厳に係る保護が認められる。

3. 本法第 1233 条第 3 段落及び第 1286 条第 2 段落に規定するように，著作者は，将来著作物に変更，削除及び追加を施すことに同意することができるが，ただし，これが（事実に係るデータ等について誤記を訂正し，明白にし又は補足する）必要性から生じた場合に限り，これが著作者の考え方を歪曲せずかつ著作物の物の見方の統一性を犯さないことを条件とする。

### 第 1267 条 著作者人格権，著作者の氏名表示権及び著作者の死後における同一性保持権の保護

1. 著作者人格権，氏名表示権及び同一性保持権は，無期限に保護されるものとする。

2. 著作者は，遺言執行人の指定に係る所定の手続（第 1134 条）の過程において，自己の死後における著作者人格権，氏名表示権及び同一性保持権の保護（第 1266 条第 1 項第 2 段）を委託する者を指定する権利を有するものとする。当該被指定人は，その権能を生存中にわたり行使するものとする。

当該指定がない場合又は著作者が指定した者がその権限の行使を拒絶した場合若しくは同人の死亡後は，著作者人格権，氏名表示権及び同一性保持権の保護は，著作者の相続人，当該相続人の法定承継人及びその他の利害関係人によりなされるものとする。

### 第 1268 条 著作物の公表権

1. 著作物を公表する権利，すなわち，発行，公の展示，公の実演，無線又は有線による伝達により，又はその他態様を問わず，著作物を公衆に対して最初に提供する行為をなし，又は当該行為に同意を与える権利は，著作者に帰属するものとする。

この場合，発行（公衆への発表）とは，著作物の性質に応じ公衆の合理的な必要を充足するに十分な部数により，著作物の有形的複製である著作物の複製物を流通に置くことをいう。

2. 利用に係る契約により著作物を他人へ移転した著作者は，当該著作物の公表に同意したものとされる。

3. 著作者の存命中に公表されなかった著作物は，その公表が，当該著作物の著作者が書面（遺言，手紙，日記等）により明確に表示した意思と矛盾しない場合，著作者の死後に当該著作物に係る排他的権利を保有する者がこれを公表することができる。

## 第 1269 条 撤回権

1. 著作者は、自己の著作物を公表するとの以前の決定を取り消すことができる(撤回権)が、ただし、著作物に係る排他権を譲渡されていた者又は著作物を使用する権利が付与されている者に対し前記の決定から生じた損失に係る補償金が支払われることを条件とする。
2. 本条の規定は、コンピュータープログラム、職務著作物及び複合物(第 1240 条)に用いられている著作物には適用されない。

## 第 1270 条 著作物に係る排他的権利

1. 法令に反しないあらゆる形式及びあらゆる態様(本条第 2 項に示す方法を含む。)により、本法第 1229 条に基づき著作物を利用する排他的権利(「著作物に係る排他的権利」)は、著作物の著作者に帰属するものとする。権利者は当該著作物に係る排他的権利を処分することができる。
2. 営利目的で又は営利目的なしに当該措置が取られたか否かに拘らず、著作物の使用にはなかならず次に掲げる事項が含まれる。
  - (1) 著作物の複製即ち録音又は録画を含め如何なる形であっても著作物又はその一部の 1 以上の複製物の作成、二次元著作物の 1 以上の三次元複製物及び三次元著作物の 1 以上の二次元複製物の作成。電子方式の著作物の録音・録画(コンピューターの記憶装置に保存したものを含む)も複製とみなされる。他方、一時的又は偶然の著作物であって法的な用途のみに意図された技術的方法の不可分かつ重要な一部であるものから短期的に録音・録画した場合又は情報ブローカーによる第三者間の情報遠距離電気通信ネットワークを通じた著作物の移転である場合は複製とはみなされないが、ただし、かかる録音・録画が別個の経済的重要性を有さないことを条件とする。
  - (2) 著作物の販売による頒布又はその原物若しくは複製物のその他による譲渡
  - (3) 参加自由な公開の場所での又は通常の家家族構成員ではないかなり多数の者が出席している場所での著作物の公の展示、即ち著作物の原物又は複製物の直接的な又はフィルム、透明陽画、テレビフレーム若しくはその他の技術的手段を用いたスクリーンでの提示及び視聴覚著作物の個々のフレームの順序を踏まない直接的な又は技術的手段を用いた提示。著作物はその提示の場所で知覚されるか又は著作物の提示と同時に他の場所で知覚されるかを問わない。
  - (4) 頒布目的での著作物の原物又は複製物の輸入
  - (5) 著作物の原物又は複製物の賃貸
  - (6) 参加自由な公開の場所での又は通常の家家族構成員ではないかなり多数の者が出席している場所での著作物の公の提示、即ちライブでの又は技術的手段(ラジオ、テレビ及びその他の技術的手段)を用いた著作物の提示並びに(音声を伴う又は伴わない)視聴覚作品の提示。作品がその提示の場所で知覚されるか又は著作物の提示と同時に他の場所で知覚されるかを問わない。
  - (7) 無線による伝達とは、有線による伝達を除くラジオ又はテレビによる作品の公衆への伝達を意味する。この場合、伝達とは、公衆が現実に知覚するか否かに拘らず、著作物の聴覚及び/又は視覚による知覚を可能にする何れかの行為をいう。衛星を介する無線手段による著作物の伝達の場合、無線による伝達とは、地上局からの信号の衛星による受信及び衛星から

の信号の送信により、公衆が現実的に知覚するか否かに拘らず、著作物を公衆に伝達することをいう。コード化した信号の伝達とは、放送組織により又はその同意を得てコード解読手段が無制限の公衆に付与されている場合の無線手段による伝達である。

(8) ケーブルによる伝達とは、即ちケーブル、電線、光ファイバー又は類似の手段の利用を伴うラジオ又はテレビによる著作物の公衆への伝達(再送信によるものを含む)である。コード化された信号の伝達とは、ケーブル放送組織により又はその同意を得てコード解読手段が無制限の公衆に付与されている場合のケーブルによる伝達である。

(8.1) 中継放送又は再送信とは、無線又はケーブル放送に従事する組織がケーブルを介して送信するラジオ又はテレビ放送の完全無変更のもの又はその重要部分の(なにかんづく衛星又はケーブルを介する)受信及び同時再送信である。

(9) 著作物の翻訳又はその他翻案。この場合、著作物の翻案とは、派生的著作物(改作、映画版、編曲、舞台版等)の創作をいう。コンピュータープログラム又はデータベースの翻案(又は変更)とは、これらについて行なわれたすべての変更をいい、かかるコンピュータープログラム又はかかるデータベースのある言語から他の言語への翻訳を含むが、改作、即ちユーザーの又はユーザーの特定のプログラムの管理下にある特定の技術的手段に適合させる目的のみに行うコンピュータープログラム又はデータベースの変更を除く。

(10) 建築、設計、都市計画又は公園若しくは庭園の計画の施行

(11) 誰でも好みの場所から好みの時に著作物にアクセスできる方法で公衆に著作物を伝達すること(公衆への伝達)

3. 著作物の内容を構成する要素(技術、経済、組織又はその他の解決として提供されたものを含む。)の実用的な使用は、本条第2項第10段に定める利用を除き、本章に定める著作物の利用ではない。

4. 本条第2項第5段の規定は、コンピュータープログラムに適用されないものとするが、当該プログラムが貸与の基本的な客体である場合はこの限りではない。

### 第 1271 条 著作権保護記号

権利者は、自己に帰属する著作物に係る排他的権利の通知のために、著作権の保護を示す記号を使用する権利を有するものとし、当該記号は著作物の各複製物に掲示されるものとし、かつ次に掲げる要素から構成されるものとする。

円で囲まれたラテン文字「C」

権利者の氏名又は名称

著作物が最初に公表された年

### 第 1272 条 公表された著作物の原物又は複製物の頒布

ある著作物の原物又は複製物が販売又はその他の譲渡手段によりロシア連邦の領域内の商業的流通に適法に導入された場合は、当該著作物の原物又は複製物の更なる頒布は権利所有者の同意なしにかつ同人への対価の支払なしに認められるものとするが、ただし、本法第 1293 条に規定する場合を除く。

### 第 1273 条 私的使用のための著作物に係る無償の複製

1. 適法に開示された著作物の作者又はその他の権利所有者の同意なしにかつ対価なしでの複

製は、次に掲げるものを除いて、必要な範囲でかつ専ら私的な目的の場合に認められる。

- (1) 建築著作物の複製で、建築物及び類似の構造物の形のもの
  - (2) データベース又はその重要な部分の複製で、本法第 1280 条に規定するところを除くもの
  - (3) コンピュータープログラムの複製で、本法第 1280 条に規定する場合を除くもの
  - (4) 書籍(全体)及び楽譜(第 1275 条)の複製で、出版以外の目的での技術的支援を受けたファクシミリ複写であるもの
  - (5) 視聴覚作品のビデオ録画で、自由参加に開放された場所又は通常の家家族構成員でないかなりの人数の者が居る場所での公に上映されるもの
  - (6) 視聴覚作品の複製で、家庭用に作られたものでない専門的装置を用いたもの
2. レコード及び視聴覚作品の複製がもっぱら私的目的で行われた場合は、レコード及び視聴覚作品の著作者、実演者及びプロデューサーは、本法第 1245 条に定める報酬を受ける権利を有する。

### 第 1274 条 情報、学術、教育又は文化の目的での著作物の無償利用

1. 次に掲げる利用は、著作者又はその他の権利所有者の同意なしかつ対価の支払なしで認められるが、ただし、自己の著作物が利用された著作者及び借り出し先を名指す義務を伴う。

(1) 適法に公表された著作物に係る著作者の創作意図を開示することを目的とする、かかる開示目標により正当化される範囲での学術、討論、評論、情報及び教育を目的とする原著作物及びその翻訳の引用で、報道論評の形での新聞及び雑誌記事の抜粋の複製を含む。

(2) 適法に公表された著作物及びそれらからの抜粋の、教育的性質を有する刊行物、ラジオ及びテレビ放送並びに視聴覚収録における説明としての、かかる目的により正当化される範囲での利用

(3) 定期刊行物の複製及びそれに続く無線又は有線でのこれらの刊行物の複製物の頒布、現下の経済、政治、社会及び宗教問題に関する適法に公表された記事の公衆への伝達又は同様の内容の著作物の公衆への放送。ただし、かかる複製、伝達又は流布が作者又はその他の権利所有者により特に禁止されていない場合に限る。

(4) 政治的発言、演説、講演及びその他類似の著作物の、公衆への告知目的により正当化される範囲での、定期刊行物の複製及びそれに続く無線又は有線でのこれらの刊行物の複製物の頒布。同時に、かかる著作物の著作者は、これらを集めた形で刊行する権利を留保する。

(5) 現下の出来事の過程で見聞される著作物の、公衆への告知目的により正当化される範囲での(なかならずく写真、映画、テレビ又はラジオでの)複製、頒布、無線又は有線放送、論評

(6) 適法に公表された著作物の、ライブでの提示による、利益を上げる目的なしの、教育組織、医療組織、社会事業機関及び刑罰制度機関での、これらの組織・機関の従業者(職員)、これらの組織・機関の業務の対象である者及び又はこれらの機関の中の者のための公の実演

(7) 論文及びその要約のコンピューター記憶装置への収録及び公衆への伝達を含む電子媒体への収録

2. 適法に公表された著作物の(点字又はその他特別の方法を用いた)(特別の方式での)専ら視覚障害者向けの方式での複製物の作成並びにかかる複製物の非営利の複製及び頒布は、著作者又はその他の排他権所有者の同意なしかつ対価の支払なしで、ただし自己の著作物を利用されている著作者及び借り出し先の名称を表示することを義務の下に、許容されている。図書館は、特別の方式により創作された著作物の複製を自宅での一時的かつ無償の利用のため

めに視覚障害者に提供することができ、かつ、遠距離電気通信ネットワークを介してかかる情報源へのアクセスを提供することができる。承認された特別の方式並びに特別の方式による著作物のための情報遠距離電気通信ネットワークへのアクセスを有する図書館及びかかるアクセスのための手続の一覧がロシア連邦政府により作成されるものとする。

視覚障害者向けのかかる著作物のその他の複製又はその他の方式による公の提供は認められない。

本項の規定は、特別の方式による利用の目的で創作された著作物及び主として音楽著作物から成る録音には適用されない。

3. 身体上の障害を持つ者による著作物の知覚を容易にするために聴覚上の説明をすること又は著作物に手話翻訳を提供することは、著作者又はその他の権利所有者の同意なしにかつ対価の支払なしに認められる。

4. 適法に公表された原作を文学、音楽、風刺又はその他のカリカチュアの表現法で風刺的にもじること及びこれを利用することは、著作者又はその他の原著作物に係る排他権の所有者の同意なしにかつ対価の支払なしに認められる。

#### **第 1275 条 複製による著作物に係る無償の利用**

1. 次の各号に掲げる事由に該当する場合、非営利目的における単一の複製(第 1273 条第 1 項第 4 号)は、著作者又はその他の権利者の同意なく、かつ対価の支払を要せず認められるが、利用される著作物の著作者の氏名及び出所を明示しなければならない。

1) 適法に発行された著作物—図書館及び記録保管所により、紛失した又は損傷を受けた著作物の複製の修復、差し替えのため、及び何らかの理由で複製を紛失した他の図書館へ自己の収集物から著作物の複製を提供するため

2) 集蔵物、新聞及びその他の定期刊行物中に適法に公表された個別の記事及び短い著作物又は適法に公表された言語の著作物からの短い要約(挿絵や図の有無を問わない。)—教育及び学術目的による利用を目的とした者の請求に基づく図書館及び記録保管所によるもの、及び教育機関の教材用として

2. 複製(複写による複製)とは、非公表目的のために作られた技術的手段を用いた複写の方法による著作物の複製をいう。複製には、電子的(デジタルを含む。)、光学的又はその他の機械的可読形式による著作物の複製又は当該複製物の保管は含まれない。但し、技術的手段を用いた複製の実行のため一時的に複製物を作成する場合を除く。

#### **第 1276 条 公衆に開放されている場所に恒常的に設置された作品の無償の利用**

1. 無線又は有線で作成された複製物を複製しかつ頒布すること、恒常的に公に展示されている芸術著作物又は公衆の利用に供することは、著作者又はその他の権利所有者の同意なしにかつ対価の支払なしに認められるが、ただし、当該著作物の像が中心主題であるか又は当該著作物の利用が営利目的である場合を除く。

2. 公衆に公開されている場所に設置されているか又は公に目に見える建築、都市計画及び風景芸術の著作物の像の形で公表されたものの無線又は有線で行われた写しの複製及び頒布は、無償で認められる。



### 第 1277 条 適法に開示された音楽著作物に係る無償の公の実演

公的又は宗教的な儀式又は葬儀における、かかる儀式の性質上正当な範囲内での適法に公表された音楽著作物の公の実演は、著作者又はその他の権利所有者の同意なしにかつ対価の支払なしに認められる。

### 第 1278 条 法執行目的による無償の複製

行政上の違反の事案における手続の実行、照会、予備調査の実行又は裁判手続の実施のための当該目的上正当な範囲内における著作物の複製は、著作者又はその他の権利者の同意なく、かつ対価の支払を要せず認められるものとする。

### 第 1279 条 放送事業者による著作物に係る無償の一時的固定

放送事業者は、当該事業者が無線により伝達する権利を取得した著作物の短期的利用を目的として、著作者又はその他の権利者の同意なく、かつ追加的な対価の支払を要せず、一時的固定を行う権利を有するものとする。但し、当該事業者が自己の装置を用い、かつ自らの放送のために当該固定を行うことを条件とする。この場合、当該事業者は、より長い期間が権利者と合意されたか又は法令の定めがない限り、当該固定物の創作の日から数月以内に当該固定物を破棄しなければならない。当該固定物は、専らドキュメンタリーとしての性質を有する場合、当該権利者の同意なく、これを国家又は地方自治体の記録保管所に保存することができる。

### 第 1280 条 コンピュータープログラム又はデータベースに係る使用者の権利

1. コンピュータープログラム又はデータベースの複製物又はデータベースの複製物を適法に保持している者(ユーザー)は、作者又はその他の権利所有者の許可なしにかつ追加の対価の支払なしに、次に掲げることを行う権利を有する。

(1) コンピュータープログラム又はデータベースの機能(これらの目的に従ってこれらを使用している間のものを含む)に必要な措置を取ること。ただし、これには(ネットワーク上の単一のコンピューター又は単一のユーザーの)コンピューター記憶装置にそれを収録し保存すること及び明白な誤りを訂正するためにユーザーの装置上のコンピュータープログラム又はデータベースの目的のためにのみこれらに変更を施すことが含まれるものとし、また、機能権利所有者との契約中に別段の規定がある場合を除くものとする。

(2) コンピュータープログラム又はデータベースの複製物を、これが保存目的に限られることを条件として作成すること又は正当に取得された複製物が失われ、破壊され若しくは使用不可能になったときにはこれを置き換えること。コンピュータープログラム又はデータベースの複製物は、第 1 副段落に定める以外の目的で使用してはならず、かつ、かかるプログラム又はデータベースの複製物の保持が適法でなくなった場合は、これを破壊しなければならない。

2. コンピュータープログラムの複製物を適法に保持している者は、権利所有者の同意なしにかつ追加的な対価の支払なしに、本条第 1 段落第 1 副段落に規定する措置を実行することにより当該プログラムの要素の基礎となっている考え方及び原理を確認するために、当該プログラムの機能を検討し、研究し又は試験することができる。

3. コンピュータープログラムの複製物を適法に保持している者は、権利所有者の同意なしに

かつ追加的な対価の支払なしに、(当該コンピュータープログラムを逆コンパイルするために)オブジェクトコードを複製し若しくはソースコードに転換すること又は権利所有者が独立して開発したコンピュータープログラムと、逆コンパイルされたプログラムと相互に作用し得る他のプログラムとの間に相互運用性を獲得するために必要な場合には、前記の措置を実行するよう他の者に指図することができるものとするが、次に掲げる条件に従うものとする。

- (1) 当該者が、かかる相互運用性を取得する上で必要な情報を以前は利用できなかったこと
  - (2) 当該措置が、逆コンパイルされたコンピュータープログラムの部分で当該相互作用性を獲得する上で必要なものに関してのみ行われること
  - (3) 逆コンパイルにより取得した情報は、独立して開発されたコンピュータープログラムと他のプログラムとの間の相互運用性を獲得するためにのみ利用することができ、独立して開発されたコンピュータープログラムと他のプログラムとの間の相互運用性を獲得する上で必要な場合を除いて他人に移転してはならず、かつ、逆コンパイルされたコンピュータープログラムに実質的に類似する種類のコンピュータープログラムの開発に利用しても、また、当該コンピュータープログラムに係る排他権を侵害する措置を実行するために利用してもならない。
4. 本条の規定の適用は、コンピュータープログラム又はデータベースの通常の利用と矛盾してはならず、また、著作者又は権利所有者の正当な利益を不当に害してもならない。

#### 第 1281 条 著作物に係る排他的権利の効力

1. 著作物における排他的権利は、著作者の存命中に加え、著作者が死亡した年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年間、存続するものとする。  
共同著作により創作された著作物に係る排他的権利は、共同著作者のうち最も長く生きた著作者の存命中に加え、当該著作者が死亡した年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年間、存続するものとする。
2. 無名又は変名で公表された著作物の場合、排他的権利の存続期間は、当該著作物が適法に公表された年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年後に満了するものとする。上述の期間中に無名又は変名で公表された著作物の著作者が実名を明らかにした場合又は著作者の特定に疑義がない場合、排他的権利は、本条第 1 項に定める期間にわたり存続するものとする。
3. 著作者の死後に公表された著作物に係る排他的権利は、著作物が著作者の死後 70 年以内に公表されたことを条件として、著作物の公表が属する年の翌年の 1 月 1 日から起算して著作物の公表後 70 年間存続するものとする。
4. 著作者の著作物が弾圧され、かつ、死後に名誉が回復された場合、排他的権利の存続期間は延長されるものとし、70 年の存続期間は、著作物の著作者の名誉が回復された年の翌年の 1 月 1 日から起算して計算されるものとする。
5. 著作者が大祖国戦争の時期に労したか又は当該戦争に参加した場合、本条に定める排他的権利の存続期間は 4 年間延長されるものとする。

#### 第 1282 条 著作物の公知への移行

1. 学術、言語又は芸術の著作物は、公表されたと未公表であるとを問わず、排他的権利の有効期間の満了時に公知となるものとする。

2. 公知となった著作物は、何ら同意又は許諾を要せず、かつ著作者に対する対価の支払を要せず、何人も自由にこれを利用することができる。この場合、著作者人格権、著作者の氏名表示権及び同一性保持権は保護されるものとする。

3. 公知となった未公表の著作物は、著作物の公表が、著作者が書面(遺言、手紙、日記等)で具体的に明確に表示した意思と矛盾しないであろう限り、何人もこれを公表することができる。

当該著作物を適法に公表した者の権利は、本法第 71 章に従い決定されるものとする。

### **第 1283 条 著作物に係る排他権の相続による移転**

1. 著作物に係る排他権は、相続により移転する。

2. 遺産の一部である著作物に係る排他権は本法第 1151 条に基づいて終了し、かつ、当該著作物は公有財産となる。共同著作者の 1 が死亡した場合において、著作物が複数の部分から成るときは、そのそれぞれが独立の価値を有し、排他権は当該人が所有していた部分について終了し、また、当該著作物が不可分であるときは、排他権に係る死亡共同著作者の持分は、生存する共同著作者に均等に移転する。

### **第 1284 条 著作物に係る排他権及びライセンスに基づく著作物の使用権に対する強制執行**

1. 排他権に対する強制執行は、著作者により署名された質入契約でその主題が当該契約に明記された著作物に係る排他権であるものに基づいて行われ、かつ、著作者が当該著作物にかかる排他権を所有する場合を除いて、認められない。強制執行に係る著作者の要求は、当該著作物に係る排他権の譲渡契約及びライセンス許諾契約に基づいてその他の者に対して行うことができ、また、著作物の利用から得られた所得に対しても行うことができる。

排他権が著作者以外の者に帰属する場合及び著作物を利用する権利が実施権者に所有されている場合も、強制執行を行うことができる。

本段落第 1 副段落の規定は、当該排他権の有効期間内は、著作者の相続人、その相続人等に適用されるものとする。

2. 被許諾者に帰属する著作物の利用権に対する執行を目的とした競売において当該権利が売却される場合、著作者に対し、当該権利を取得する優先権が付与されるものとする。

### **第 1285 条 著作物に係る排他的権利の譲渡契約**

著作物に係る排他的権利を譲渡する契約においては、著作者又はその他の権利者は、自己に帰属する著作物に係る排他的権利の全部を当該権利の譲受人に対し移転し、又は移転する義務を負う。

### **第 1286 条 著作物の利用権を付与するためのライセンス契約**

1. ライセンス許諾契約に基づき、一方当事者 - 著作者又はその他の権利の所有者(使用許諾者)は、契約に定める条件の範囲内で著作物を利用する権利を他方当事者(使用権者)に付与するか又は付与することに同意する。

2. ライセンス許諾契約は、書面により行うものとする。定期刊行物において著作物を使用する権利を付与する契約は、口頭により締結することができる。

3. 補償ライセンス許諾契約においては、著作物の利用に係る補償額又はかかるロイヤルティ

の計算に係る手続を明示するものとする。

4. コンピュータープログラム又はデータベースのユーザーは、本法第 1280 条により提供される権利と共に、契約において定める条件により限定されるコンピュータープログラム又はデータベースを利用する権利を使用許諾契約に基づいて付与され得る。

5. ユーザーとの間に締結されたコンピュータープログラム又はデータベースを利用する通常の(非排他的)ライセンスをユーザーに提供するライセンス許諾契約は、簡素化された方法で締結することもできる。

簡素化された方法で作成されたライセンス契約は、附従契約であるものとし、その具体的な条件は、取得されたコンピュータープログラム又はデータベースの複製物上又はかかる複製物の包装上及び電子的形態(第 434 条第 2 段落)で要約することができる。かかるコンピュータープログラム又はデータベースの最初の利用の際、契約条件により定義されるユーザーは、前記の具体的な条件に同意を与え、それにより契約を締結しなければならない。この場合、当該契約書は拘束力を有するものとみなされる。

かかる簡素化された方法により作成されたライセンス許諾契約は、契約に別段の規定がない限り補償がないものとする。

### 第 1286.1 条 学術、文学又は芸術の著作物の利用に係るオープンライセンス

1. 著作者又は権利所有者(使用許諾者)が使用権者に学術、文学又は芸術の著作物を利用する通常の(非排他的)ライセンス付与するライセンス許諾契約は、簡素化された手続により作成することができる(オープンライセンス)。

オープンライセンスは附従契約である。そのすべての条件は公衆に公開され、かつ、使用権者が関連する著作物の利用を開始する前にこれに馴染めるように掲示されるものとする。オープンライセンスには、その条件の受諾とみなされる措置を表示することができる(第 438 条)。かかる場合は、当該契約書は拘束力を有するものとみなされる。

2. オープンライセンスの対象は、契約条件の範囲内での学術、文学又は芸術の著作物の利用である。

使用許諾者は、使用権者に対し、知的活動の新規の成果の創出のために自己が所有する著作物を利用する権利を付与することができる。オープンライセンスに別段の規定がない限り、使用許諾者は、自己が所有する著作物の、使用権者により創出された知的活動の新規の成果の当該著作物に基づく利用を希望する者による、オープンライセンスに規定する範囲内での、規定された条件に基づく利用に関する契約を締結する申出(第 437 条第 2 段)を行ったものとみなされる。当該申出の受諾も、当該著作物に関してライセンス許諾契約を締結するとの使用許諾者の申出の受諾とみなされる。

3. オープンライセンスは、別段の規定を有さない限り、ロイヤルティなしである。オープンライセンスの存続期間がコンピュータープログラム又はデータベースに関して定められていない場合は、当該契約は、排他権が有効である期間のものとみなされ、また、その他の種類の著作物に係る契約期間は 5 年であるものとみなされる。

オープンライセンスにおいて著作物の利用が認められる領域を特定していない場合は、この利用は全世界に及ぶものとする。

4. オープンライセンスを付与した使用許諾者は、使用権者が、使用許諾者が所有する著作物を利用する権利又はかかる著作物に基づいて使用権者が創出した知的活動の新規の成果の利

用に係る権利を、当該権利の範囲を越えて及び(又は)当該オープンライセンスに規定されている以外の条件に基づいて、第三者に付与した場合は、全面的に又は部分的に契約から一方的に手を引くことができる(第 450 条第 3 段落)。

5. 著作者又はその他の権利所有者は、著作物に係る排他権がオープンライセンスの提供又は利用に関する違法行為により侵害された場合は、本法第 1252 条に基づく排他権の侵害者に対する保護措置の行使を要求することができる。

### 第 1287 条 出版許諾契約の特定の要件

1. 著作者又はその他の権利者が出版者と締結する、著作権を利用する権利を付与する契約、すなわち、当該契約上著作物を出版する義務を負う者を一方当事者として締結する契約(「出版許諾契約」)により、被許諾者は、契約に明定する期日までに著作物の利用を開始する義務を負う。当該義務を履行しない場合、許諾者は、破棄により生ずる損害につき被許諾者に対する補償を要せず契約を破棄する権利を有する。

契約中に著作物の利用開始に関する具体的期日の定めがない場合、当該利用は、契約の客体となる著作物の種類及びその利用方法により通常認められる期間内に開始されるものとする。当該契約は、本法第 450 条に定める場合、所定の手続により許諾者がこれを解除することができる。

2. 許諾者は、本条第 1 項に規定に基づき出版許諾契約を解除する場合、許諾者は、契約に定める許諾者に対する対価全額の支払を要求する権利を有するものとする。

### 第 1288 条 創作契約

1. 創作契約においては、一方当事者(著作者)は、他方当事者(「依頼人」)の注文に応じ、契約の定めに従い有形的媒体又は別の形式で納品する学術、言語又は芸術の著作物を創作する義務を負う。

著作物の媒体の所有権は、当事者間の合意により依頼人による利用に供するため一時的に移転する旨の定めがない限り、依頼人へ移転されるものとする。

創作契約は、当事者間の合意による別段の定めがない限り有償とする。

2. 創作契約は、著作者が創作義務を負う著作物につき、契約に定める制限の範囲内で、当該著作物に係る排他的権利を依頼人へ譲渡する旨又は当該著作物の利用権を依頼人へ付与する旨を定めることができる。

3. 創作契約が、著作者が創作義務を負う著作物に係る排他的権利の依頼人への譲渡を規定する場合には、契約の性質の点から別途したがうときを除き、排他的権利の譲渡に関する契約に関する本法の規定が、当該契約に準用されるものとする。

4. 創作契約が、当該契約に定める制限の範囲内で著作物を利用する権利の依頼人に対する付与につき期間の定めをもって締結される場合、本法第 1286 条及び第 1287 条の規定が当該契約に準用されるものとする。

### 第 1289 条 創作契約の履行期

1. 創作契約により、創作につき規定された著作物は、当該契約に定める期日までに依頼人に移転されなければならない。

履行期の定めがない契約又は履行期を確定できない契約は、締結されたとされないものとする。

る。

2. 創作契約の履行期が終了した場合、著作物の完成のために正当な事由があるときには、必要に応じ、著作者は、契約の履行期として定められた期間の四分の一に相当する猶予期間が追加的に付与されるものとするが、当事者間の合意により更に長い猶予期間が定められる場合はこの限りではない。

本法第 1240 条第 1 項に定める場合、契約に別段の定めがない限り、本項の規定が適用されるものとする。

3. 本条第 2 項により著作者に与えられた猶予期間が満了したとき、依頼人は、創作契約を一方的に破棄する権利を有するものとする。

依頼人はまた、履行期日までに契約上の債務が履行されない場合、履行期日の徒過により契約により得べかりし利益を逸失するに至ることが契約の規定から明白であるとき、契約に定める履行期が終了した後、直ちに、創作契約を破棄する権利を有するものとする。

### 第 1290 条 著作物の著作者が締結した契約に基づく責任

1. 著作物に係る排他的権利を譲渡する契約及び使用許諾契約に基づく著作者の責任は、他方当事者が被る実際の損害額を上限とするが、契約の定めにより著作者が負う責任の上限が当該額を下回る場合はこの限りではない。

2. 著作者が責任を負う創作契約上、不履行又は不完全履行がある場合、著作者は、前払金を依頼人に対し返金する義務を負うものとし、かつ、契約に定めるときは、依頼人に対し違約金の支払義務を負うものとする。但し、当該支払の総額は、依頼人が実際に被った損害額を上限とする。

### 第 1291 条 著作物の原物の譲渡。著作物に係る排他権

1. 著作者が原著作物(原稿、肉筆画、彫刻等)を譲渡した場合(原著作物が注文契約に基づいて譲渡された場合を含む)は、契約に別段の規定がない限り、著作者は当該著作物に係る排他権を留保することができる。

原著作物が、その後継所有者であって当該著作物に係る排他権を所有しているが当該著作物の著作者ではないものにより譲渡される場合において、契約にその他の段取が契約に規定されていないときは、当該著作物に係る排他権は原著作物の取得者に移転する。

著作物に係る著作者の権利に関する本条の規定は、当該著作物に係る排他権の有効期間内に限り、当該著作者の相続人、その相続人等にも適用される。

2. 著作物に係る排他権が原著作物の購入者に移転されなかった場合は、当該購入者は、著作者の同意なしにかつ著作者への対価の支払なしに、原著作物を展示しかつ展覧会のカタログ及び当該著作者の著作物に関わる刊行物中で再現し及び他人が組織した展覧会で当該原著作物を展示させることができる。

原芸術著作物又は写真著作物の購入者で当該著作物中に示されているものは、著作者の同意又はその他の権利所有者の同意なしにかつ対価を支払うことなしに、文学著作物を刊行する際にこの著作物を挿絵として利用すること並びにこの著作物を複製し、公に展示し及び非営利目的でその複製品を頒布することができるが、ただし、著作者又はその他の権利所有者との間で別段の段取ができていた場合を除く。

写真著作物の購入者で当該著作物中に示されているものも、同購入者の伝記に関わる著作物

の刊行と関連して、当該著作物を自由に利用することができるが、著作者又は当該写真著作物に係る権利のその他の所有者との契約により別段の段取がなされている場合を除く。

### 第 1292 条 接近権

1. 造形美術の著作物の著作者は、当該著作物の原作品の所有者に対して、自己の著作物の複製権を行使する可能性を与えるよう請求する権利(「接近権」)を有するものとする。但し、当該原作品の所有者に対し当該原作品を著作者に送付するよう請求することはできない。
2. 建築の著作物の著作者は、当該著作物の原作品の所有者に対して、契約に別段の定めがない限り、当該原作品の写真撮影及びビデオ録画を行うことを可能とするよう請求する権利を有するものとする。

### 第 1293 条 追及権

1. 美術の原著作物の譲渡が著作者により行われた場合は、著作者は、特定の原著作物が媒体としての法人又は個人事業者(なかんずく競売企業、画廊、美術展又は美術商)の参加を得て再び売られるごとに、報酬として、再販売価格から一定の支払を売り手から受ける権利を有する(芸術家の再販売権/追及権)。報酬金額並びにその支払の条件及び手続は、ロシア連邦政府により決定されるものとする。
2. 著作者は、言語の著作物及び音楽の著作物に係る(著作者自身が執筆した)原稿の原作品についても、追及権を有するものとする。
3. 追及権は譲渡不能であるが、排他的権利の存続期間中は著作者の相続人に承継されるものとする。

### 第 1294 条 建築、都市計画又は庭園若しくは公園の美術の著作物に係る著作者の権利

1. 建築、都市計画又は庭園若しくは公園の芸術の著作物の著作者は、本法第 1270 条第 2 項及び第 3 項に基づき自己の著作物を利用する排他的権利(建設用書面を作成する方法及び建築、都市計画又は庭園若しくは公園の設計を施工する方法による利用を含む。)を有するものとする。  
建築、都市計画又は庭園若しくは公園の設計を施工するための利用は、当該計画や設計を創作する際に締結された契約に別段の定めがない限り、1 回を限度として認められる。当該建設のための基礎となる設計及び書類は、当該設計に係る著作者が同意する場合にのみ、これを反復的に使用することができる。
2. 建築、都市計画又は庭園若しくは公園の芸術の著作物の著作者は、建設用書類作成に係る著作者による検査並びに建造物若しくは構造物の建設又はその他の各設計の施工に対して著作者が監督を行う権利を有するものとする。著作者が検査及び監督を行う手続は、建築及び都市計画を所轄する連邦当局がこれを定める。
3. 建築、都市計画又は庭園若しくは公園の芸術の著作物の著作者は、建築、都市計画又は庭園若しくは公園の設計の依頼人に対して、契約に別段の定めがない限り、自己の計画等の施工に参加する権利を付与するよう請求する権利を有するものとする。

## 第 1295 条 従業者の著作物

1. 従業者(著作者)について定められている労働義務の限度内で創出された学術、文学又は芸術の著作物(従業者の著作物)に係る著作権は著作者に帰属する。

2. 従業者の著作物に係る排他権は、使用者と著作者との間の民事又は労働契約に別段の規定がない限り、従業者に帰属する。

従業者の著作物が使用者の裁量に委ねられた日から 3 年以内に使用者がこの産物の利用を開始しないか、当該排他権を他の者に与えないか又は当該著作物が秘密であることを著作者に通知しない場合は、当該従業者の著作物に係る排他権は著作者に返還される。

本段落第 2 副段落に定める期間内に使用者が当該産物又はサービスの利用を開始するか当該排他権を他の者に与えた場合は、著作者は、補償を受ける権利を有する。使用者が職務著作物を秘密のままにしておくことを決定し、従って、所定の期間内にこの著作物産物の利用を開始しない場合は、著作者が補償に係る権利を取得する。補償金額並びに使用者によるその支払に係る条件及び手続は、使用者と従業者間の契約により定められ、また、紛争が生じた場合は裁判所により定められる。

職務著作物の報酬に係る権利は不可譲でありかつ相続可能でないが、著作者とその使用者が締結した契約に基づく著作者の権利及び著作者の未払補償金は、著作者の相続人に移転する。

3. 本条第 2 段落に従い、職務著作物に係る排他権が著作者に所有される場合は、使用者は、通常の(非排他的)使用権者の条件に基づき、ロイヤルティを権利所有者に支払って、当該職務著作物を利用することができる。職務著作物の利用に係る限度並びにロイヤルティ支払の金額及び手続は、使用者及び著作者が締結した契約により、又は紛争がある場合は裁判所により管理される。

4. 使用者は、同人と著作者との間で締結された契約に別段の規定がない限り、職務著作物を公表することができ、かつ、当該職務著作物を利用する際に自己の名称を引用すること又はその表示を要求することができる。

## 第 1296 条 注文に基づいて創作された著作物

1. 契約に基づいて創作されたコンピュータープログラム、データベース又はその他の著作物に係る排他権でその対象が(注文による)これらの著作物の創作であるものは、請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定がない限り、注文を行った顧客に帰属する。

2. 本条第 1 段落に従って著作物に係る排他権が顧客に帰属する場合は、請負人(業務遂行者)は、契約に別段の規定がない限り、排他権の全有効期間中、無償の通常の(非排他的)ライセンスの条件に基づいて当該著作物を自己の目的に利用する権利を有する。

3. 請負人(業務遂行者)と顧客との間で締結された契約に従って、著作物に係る排他権が請負人(業務遂行者)により所有されている場合は、顧客は、契約に別段の規定がない限り、排他権の全有効期間中、無償の通常の(非排他的)ライセンスの条件に基づいて当該著作物を自己の目的に利用することができる。

4. 注文に基づいて作られた著作物の著作者で当該著作物に係る排他権を所有しないものは、本法第 1295 条第 2 段落第 3 副段落に従って対価を受ける権利を有する。

5. 本条の規定は、請負人(業務遂行者)が当該著作物の著作者である契約(第 1288 条)には及ばない。



### 第 1297 条 契約の履行過程で創作された著作物

1. 研究、開発又は技術的業務の履行に係る契約であって著作物の創作について明示的に規定していないものの過程で又はかかる契約に基づいて創作されたコンピュータープログラム、データベース又はその他の著作物に係る排他権は、請負人(業務遂行者)と注文を行った顧客との間の契約に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する。

この場合、顧客は、契約により別段のことが規定されていない限り、前記のように創作された著作物を、当該契約締結の目的のために、通常の(非排他的)ライセンスの条件で、追加的な対価の支払なしに、当該排他権の有効期間中利用する権利を有する。著作物に係る排他権が請負人(業務遂行者)により他の者に譲渡された場合は、顧客は、当該著作物を利用する権利を留保する。

2. 請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に従って、著作物に係る排他権が顧客に引き渡されたか又は顧客により第三者に譲渡された場合は、請負人(業務遂行者)は、自己が創作した著作物を、自己の目的のために、無償の通常の(非排他的)ライセンスの条件で、契約中の別段の規定に基づいて、排他権の有効期間中利用する権利を有する。

3. 第 1 段落にいう著作物の著作者であって当該著作物に係る排他権を所有しないものは、本法第 1295 条第 3 副段落に従って対価を受ける権利を有する

### 第 1298 条 国家又は地方自治体との契約に基づき創作された学術、言語及び美術の著作物

1. 国家又は地方自治の必要のために国家又は地方自治体との契約の下で創作された学術、言語又は美術著作物に係る排他的権利は、国家又は地方自治体との契約において、当該権利がロシア連邦、ロシア連邦構成主体、国家若しくは地方自治体である注文者を代理する地方自治体の行政機関に単独で帰属し、又は業務遂行者及びロシア連邦、業務遂行者及びロシア連邦構成主体又は業務遂行者及び地方自治体の共有に属するものとする旨の定めがない限り、著作者である業務遂行者又は国家若しくは地方自治体との契約を履行する第三者に帰属するものとする。

2. 国家又は地方自治体との契約に従い、学術、言語又は美術の著作物に係る排他的権利が、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体の行政機関に帰属する場合、業務遂行者は、当該権利が各々ロシア連邦、ロシア連邦構成主体及び地方自治体の行政機関へ移転されるよう、自己の従業者と第三者と契約を締結する方法により当該権利の一切を取得するか、取得させる義務を負うものとする。この場合、業務遂行者は、第三者から各々の権利を取得することと関連して負担した支出額に相当する対価を請求する権利を有するものとする。

3. 国家又は地方自治の必要のために国家又は地方自治体との契約のもとで創作された学術、言語又は美術の著作物に係る排他的権利が、本条第 1 項に従い、ロシア連邦にも、ロシア連邦構成主体にも、又は地方自治体の行政機関にも帰属しない場合、権利者は国家又は地方自治体である注文者の要求に応じて、注文者が指示する者に対し、学術、言語又は美術の各著作物につき、国家又は地方自治の必要のために通常(非独占的)使用許諾を付与する義務を負うものとする。

4. 国家又は地方自治の必要のために国家又は地方自治体との契約の下で創作された学術、言語又は美術の著作物に係る排他的権利が、業務遂行者及びロシア連邦、業務遂行者及びロシア連邦構成主体又は業務遂行者及び地方自治体の行政機関の共有に属する場合、国家又は

地方自治体の注文者は、学術、言語又は美術の当該著作物を国家又は地方自治の必要のために利用する無償の通常(非独占的)使用許諾を、業務遂行者にこの旨を通知した後に、付与する権利を有するものとする。

5. 本条第2項に基づく自己の排他的権利が業務遂行者へと移転した従業者は、本法第1295条第2項第3段に従い、対価請求権を有するものとする。

6. 本条の規定はまた、国家又は地方自治の必要のために締結された国家又は地方自治体との契約により規定されていない創作であって、当該契約の履行の過程で創作されたコンピュータプログラム及びデータベースにも適用されるものとする。

### 第1299条 技術的保護手段

1. 著作物に対するアクセスを管理し、著作者又はその他の権利者が著作物に関して許可していない行為を防止又は制限するあらゆる技術、技術的装置又はそれらの構成部品は、技術的保護手段として認識されるものとする。

2. 著作物について、次に掲げる行為は認められないものとする。

1) 著作者又はその他の権利者の許可なく、技術的保護手段を施すことにより設定された著作物の利用に係る制限の除去を目的とした行為をなすこと

2) 創作、頒布、貸与、一時的な無償利用提供、輸入、あらゆる技術の広告、あらゆる技術的装置又はその構成部品及び利益の獲得又は相応の役務提供を目的とした当該技術的手段の利用であって、これらの行為の結果として、著作権を保護する技術的手段の使用が不可能になるか、当該技術的手段による上記権利の適切な保護が確保できなくなるとき

3. 本条第2段落にいう規定の違反があった場合は、著作者又はその他の権利所有者は、本法第1301条に従って、自己の選択により、違反者に対し損害の補償又は損害賠償金若しくはその他の補償金の支払を要求する権利を有する。

4. 本法第1274条第1段落から第3段落まで及び第1278条が著作者又はその他の権利所有者の同意なしでの著作物の利用を許容しているが、デジタル権利管理が存在するためにかかる利用が不可能である場合は、かかる利用を正当に要求する者は、デジタル権利管理の一部であるかかる保護制限措置を除去すること又は権利所有者による利用の機会を許容することを著作者又はその他の権利所有者に求めることができるが、ただし、これが技術的に可能でありかつ多大の費用を要しないことを条件とする。

### 第1300条 著作権管理情報

1. 著作権に関する情報とは、著作物、著作者若しくはその他の権利者又は著作物の利用条件に関する情報であって、著作物の原作品又は複製物に記載されるか、著作物に添付されるか、又は無線若しくは有線による伝達において若しくは当該著作物を公表する際に表示されるもの、並びに当該情報が含まれる数字又はコードである。

2. 著作物について次の各号に掲げる行為をなすことはできない。

1) 著作者又はその他の権利者の許可なく著作権に関する情報を削除し又は改変すること

2) 著作者又はその他の権利者の許可なく著作権に関する情報が削除又は改変された著作物の複製、頒布、頒布のための輸入、公の実演、無線若しくは有線による伝達又は公表

3. 本条第2項の規定に違反がある場合、著作者又はその他の権利者は、本法第1301条に従い、自己の選択により、違反者に対し損害の補償又は対価の支払を請求する権利を有するも

のとする。

### 第 1301 条 著作物に係る排他権の侵害に対する責任

著作物に係る排他権の侵害が生じた場合は、著作者又はその他の権利所有者は、本法第 1252 条第 3 段落に従い、損害賠償金の支払に代えて、本法に定める責任に適用される救済方法及び措置(第 1250 条、第 1252 条及び第 1253 条)と共に、次に掲げる補償を侵害者に要求することができる。

(1) 侵害の内容に基づいて裁判所の裁量により決定される 10,000 ルーブル以上 5,000,000 ルーブル以下の金額

(2) 当該作品の偽造複製品の価額の 2 倍の金額

(3) 侵害者が当該著作物を使用した方法での適法な利用に同等の状況で通常課される価額を基礎として決定される当該著作物を利用する価額の 2 倍の金額

### 第 1302 条 著作権侵害事件における請求に係る保全

1. 裁判所は、著作権侵害者であると考えられる合理的な理由がある被告又は者が、偽造品と考えられる著作物の複製物を流通経路に導入する目的で、かかる複製物について一定の行為(製造、複製、販売、賃貸、輸入又は本法に規定するその他の利用並びに輸送、保管又は保持)を実行することを禁止することができる。

裁判所はまた、違法行為の範囲及び内容に応じて、情報遠距離電気通信ネットワーク上での著作物の不法な利用の抑制、なかんずく違法に複製された著作物を含む材料の利用の制限を狙いとした措置を取ることができる。かかる材料の利用を制限する手続は、情報に関するロシア連邦の法令により定められるものとする。

2. 裁判所は、著作物の偽造の嫌疑があるすべての複製物並びにその再生/プレーバックに使用又は意図された材料及び装置の差押を命じることができる。

著作権侵害の十分な証拠がある場合は、調査機関は、偽造品と推定される著作物の複製物並びに当該著作物の複製物の再生/プレーバックに使用又は意図された材料及び装置を捜索し差し押さえる措置を取らなければならない、この措置には、必要なときは差し押さえた物を安全に保管するための差押及び管理担当官への移送に係る措置を含む。

## 第71章 著作隣接権

### 第1節 総則

#### 第1303条 総則

1. 実演行為(実演), レコード, ラジオ及びテレビ送信の無線又は有線による伝達(放送組織及び有線放送組織による放送)の成果, データベースの内容並びに公知になった後初めて公表された学術, 文学又は芸術の著作物に係る知的財産権は, 著作権に関連する権利(著作隣接権)である。
2. 著作隣接権には排他権が含まれ, かつ, 本法に規定される場合は, 人的で非財産的人格権も含まれる。
3. 著作隣接権は, 著作隣接権の対象物を創作するために使用された学術, 文学及び芸術に関する著作権と共に行使される。著作隣接権は確認され, 当該著作物に関して著作権が存在するか否かから独立して機能する。

#### 第1304条 著作隣接権の客体

1. 著作隣接権の客体は次の各号に掲げるとおりである。
  - 1) 実演が技術的手段による複製及び頒布が可能な形式で表現される場合, 実演家及び指揮者による実演, 監督-製作者による上演(実演)の製作
  - 2) レコード, すなわち, 実演の音又はその他の表現における音(視聴覚著作物に収録された音を除く。)を専ら録音したもの
  - 3) 放送事業者及び有線放送事業者による送信の伝達(放送事業者又は有線放送事業者自身が創作した放送又は当該事業者の命令により当該事業者の費用で別の組織が創作した放送を含む。)
  - 4) データベース-データベースの内容を構成するデータに係る無許諾の抽出及び反復的な利用からの保護に関する側面
  - 5) 権利消滅後に公表された学術, 言語及び美術の著作物の当該著作物の出版者の権利保護に関する側面
2. 著作隣接権, 当該権利の行使及び保護は, 当該権利を客体とする登録又はその他あらゆる方式の対象とならないものとする。
3. ロシア連邦が締結した国際条約に基づく著作隣接権の客体に対するロシア連邦領域内における保護は, 実演, レコード, 放送事業者若しくは有線放送事業者の送信の伝達であって, その発生国で定められた当該客体に対する排他的権利の有効期間満了の結果として当該国内で公有となっておらず, かつ, 本法に定める排他的権利の存続期間満了の結果としてロシア連邦領域内で公有となっていないものに対し付与されるものとする。

#### 第1305条 著作隣接権の保護記号

レコードの製作者及び実演者並びにレコード又は実演に係る排他権の他の所有者は, 自己が所有する排他権について注意を促す目的で著作隣接権保護標章を使用する権利を有し, この標章はレコードの原物若しくは複製物のそれぞれ並びに/又はそれを入れるケースのそれぞれに付するものとし, かつ, 3つの要素-円で囲んだローマ字の「P」, 排他権の所有者の名

称又は社名及び当該レコードの最初の公表の年 - で構成される。これにより、レコードの複製物とは、当該レコードから直接又は間接に製造された有形媒体上の複製物をいい、当該レコードに固定された音声の全部若しくは一部又は音声の表現を含む。音声の表現とは、音声が、デジタル形式であって耳で聴く形式に転換する技術装置を必要とするものにより表現されることをいう。

#### **第 1306 条 権利者の同意及び対価の支払を要しない著作隣接権の客体の利用**

著作物に係る無償の利用の場合(第 1273 条, 第 1274 条, 第 1277 条, 第 1278 条及び第 1279 条)及び本章に定めるその他の場合には、権利者の同意を得ず、対価の支払を要せず著作隣接権の客体の利用が認められるものとする。

#### **第 1307 条 著作隣接権の客体に係る排他的権利の譲渡契約**

著作隣接権の客体に係る排他的権利の譲渡契約において、一方当事者、すなわち、実演家、レコード製作者、放送事業者若しくは有線放送事業者、データベースの製造業者、学術、言語又は美術の著作物の出版者又はその他の権利者は、著作隣接権の各客体に自己の当該排他的権利の総体を他方当事者、すなわち、排他的権利の譲受人へ移転し、又は移転する義務を負う。

#### **第 1308 条 著作隣接権の客体を利用する権利を付与するライセンス契約**

1. ライセンス許諾契約に基づいて、一方当事者、すなわち実演者、レコード製作者、放送組織若しくは有線放送組織、データベース製作者、学術、文学若しくは芸術の著作物の刊行者又はその他の権利所有者(使用許諾者)は、他方当事者に対し、契約により定める限度内で著作隣接権の対象物を利用する権利を付与するか又は付与する義務を負う。
2. 著作隣接権の客体の利用のための通常の(非排他的)ライセンスを付与するライセンス許諾契約は、簡素化された手続で締結することができる(オープンライセンス)。学術、文学又は芸術の著作物の利用のためのオープンライセンスの付与に関する規定(第 1286.1 条)がかかる契約に適用される。

#### **第 1308.1 条 著作隣接権の客体に係る排他権の相続による移転**

著作物に係る排他権の相続による移転に関する規定(第 1283 条)は、実演、レコード並びにラジオ及びテレビ番組の無線又は有線放送、データベースの内容並びに公知となった後公表された学術、文学及び芸術の著作物に係る排他権に適用される。

#### **第 1309 条 著作隣接権の技術的保護手段**

本法第 1299 条及び第 1311 条の規定は、著作隣接権の客体へのアクセスを管理するあらゆる技術、技術的装置又はそれらの構成部品であって、当該客体につき権利者が許可していない行為の実行を排除又は制限するもの(「著作隣接権の技術的保護手段」)に準用されるものとする。

#### **第 1310 条 著作隣接権情報**

本法第 1300 条及び第 1311 条の規定は、著作隣接権の客体若しくは権利者を特定する情報又

は著作隣接権の客体の利用条件に係る情報であつて、それぞれの有形的媒体上に記載されるか、当該媒体に添付されるか、又は無線若しくは有線による伝達において若しくは当該客体を公表する際に表示されるもの、並びに当該情報が含まれる数字及びコード(「著作隣接権情報」)に準用されるものとする。

#### **第 1311 条 著作隣接権の客体に係る排他権の侵害に対する責任**

著作隣接権の客体に係る排他権が侵害された場合、排他権の所有者は、本法(第 1250 条、第 1252 条及び第 1253 条)に定める適用可能なその他の救済方法及び賠償手段を求めるほか、本法第 1253 条第 3 段落に従い、自己の裁量により、侵害者に対し、損害賠償金の支払に代えて次に掲げる補償を請求する権利を有する。

- (1) 当該違法行為の性質に基づき裁判所の裁量により決定された 10,000 ルーブル以上 5,000,000 ルーブル以下の金額
- (2) 録音の偽造複製物に係る価額の 2 倍に相当する金額
- (3) 類似の状況における当該著作隣接権の客体の適法な利用の対価として通常認められる価格にかんがみて見積もられた当該客体を利用する権利の価額の 2 倍に相当する金額

#### **第 1312 条 著作隣接権侵害における請求の保全**

被告人又は著作隣接権の侵害者であると考えられる十分な根拠がある者に対する、著作隣接権侵害に係る請求並びに模倣品の疑いがある著作隣接権の客体に係る請求を保全するため、本法第 1302 条に定める措置が準用されるものとする。

## 第2節 実演権

### 第1313条 実演家

実演家(実演の創作者)とは、実演を自己の創作的営為により作出した者、実演芸能人(俳優、歌手、音楽家、舞踊家又は言語、美術若しくは民族伝承(大衆演芸、サーカス若しくは人形劇を含む)の著作物の実演において、配役を演じる、読む、朗読する、歌う、楽器を演奏する等の方法で参加するその他の者)及びショーの監督-製作者(演劇、サーカス、人形劇、大衆演芸又はその他の演劇鑑賞作品の製作を指揮する者)並びに指揮者である。

### 第1314条 共同実演における著作隣接権

1. 共同実演における著作隣接権は、実演の作出に参加した実演家集団(ショーに参加する俳優、オーケストラの構成員、実演家集団のその他の構成員)の構成員の実演が不可分の総体を形成するか、それぞれが独立した意味を持つ要素から構成されているかにかかわらず、当該構成員に共同で帰属するものとする。

2. 共同実演における著作隣接権は、実演家集団の構成員間における合意に別段の定めがない限り、実演家集団の長がこれを行使し、集団の長が存在しないときは、実演家集団の構成員が共同でこれを行使するものとする。

共同実演が不可分の総体を形成する場合、実演家集団の構成員は、十分な根拠がない限り、実演の利用を禁止する権利を有しないものとする。

他の要素と独立して利用が可能な共同実演の要素、すなわち、独立した意味を持つ要素は、実演家集団の構成員間の合意に別段の定めがない限り、実演を作出した実演家が自己の裁量でこれを利用することができる。

3. 本法第1229条第3項の規定は、共同実演の利用による収益の分配に関して、実演家集団構成員間の関係に準用されるものとする。

4. 実演家集団の各構成員は、共同実演において(当該実演が不可分の総体を形成する場合を含む。)、自己の著作隣接権を保護する手段を独立して講じる権利を有するものとする。

### 第1315条 実演者の権利

1. 実演者は、次に掲げる権利を有する。

(1) 実演に係る排他権

(2) 創作者権 - 実演の創作者として認識される権利

(3) 名称権 - レコードの複製物上及び実演を利用するその他の場合において自己の名称又は変名を表示する権利並びに本法第1314条第1段落に規定する場合において、実演者集団の名称を表示する権利。ただし、著作物の利用の性質上、実演者の名称又は実演者集団の名称を表示することができない場合を除く。

(4) 実演の統一性に係る権利、すなわち、歪曲から、すなわち実演の趣旨の曲解又は実演の認識に係る統一性の破れをもたらす収録、放送又は有線送信における変更(実演を広告する際のものを含む)から実演を保護する権利

2. 実演家は、著作物を実演した創作者の権利につき自己の権利を行使するものとする。

3. 実演家の権利は、実演した著作物に係る著作権の存在及び効力にかかわらず、認められるものとし、かつ、効力を保持するものとする。

## 第 1316 条 実演家の死後における実演の創作者人格権、実演家の氏名表示権及び同一性保持権の保護

1. 実演家の創作者人格権及び実演家の氏名表示権並びに同一性保持権は、無期限に保護されるものとする。
2. 実演家は、遺言の執行人の指定につき規定された手続(第 1134 条)の過程において、自己の死後に氏名表示権及び実演の同一性保持権の保護を委託する者を指示する権利を有するものとする。この者は存命中その権限を行使するものとする。  
当該指示がない場合又は実演家が指名した者が相応の権限を行使することを拒絶した場合及び当該被指名者が死亡した後は、実演家の氏名表示権及び実演の同一性保持権は、実演家の相続人、当該相続人の法定承継人及びその他の利害関係人がこれを保護するものとする。

## 第 1317 条 実演に係る排他的権利

1. 本法第 1229 条に従い、法令に反しない態様(本条第 2 項に明記された手段を含む。)で実演を利用する排他的権利(実演に係る排他的権利)は、実演家に帰属するものとする。実演家は実演に係る排他的権利を処分することができる。
2. 次に掲げることは実演の利用とみなされる。
  - (1) 放送, すなわち公衆への通知のための、実演のラジオ又はテレビによる放送手段による伝達(再送信を含む)、ただし、有線放送を除く。この場合、伝達とは、公衆が現実知覚すると否とに拘らず、実演を聴覚的及び／又は視覚的に利用可能にする行為をいう。実演が衛星を介して放送される場合は、放送とは、地上局からの信号の衛星における受信及び衛星からの信号の送信をいい、この信号は、公衆が現実知覚すると否とに拘らず、実演を公衆に知らせる役割を果たす。コード化された信号の送信は、解読方法が無線放送組織により又はその同意を得て不特定多数の者に提供されている場合は、無線放送とみなされる。
  - (2) 無線による伝達, すなわちケーブル, 電線, 光ファイバー又は類似の補助手段を用いたラジオ又はテレビによる送信(再送信を含む)による実演の公衆への伝達。
  - (3) 実演を公衆に知らせ、もって、何人も自己の選択による場所及び時において利用できるようにすること(公衆への周知)
  - (4) 実演の収録, すなわち技術的手段による音声及び／又は映像又はそれらの表示の有形形態での固定であって、その多重の認識、再生／プレーバック又は伝達を可能にするもの
  - (5) 実演の収録の複製, すなわち実演又はその一部の、有形形態での 1 又は複数の複製物を作成すること。この場合、電子媒体上での実演の収録(コンピューターの記憶装置に行った収録を含む)も、複製とみなされる。複製は一時的又は偶然的性質の収録及び適法に当該収録を利用することのみを意図した技術的方法の不可分かつ重要な部分の収録又は情報ブローカーによる第三者への、実演の情報遠距離電気通信ネットワークによる送信とはみなされないが、ただし、かかる収録が独立の経済的重要性を有さないことを条件とする。
  - (6) 実演の収録の原物又は有形媒体でのその複製物の販売その他による譲渡を通じての実演の収録の頒布
  - (7) 実演の収録に関して取られた行為で、本段落の第 1 副段落から第 3 副段落までに想定されているもの
  - (8) 実演の収録の公のプレーバック, すなわち公衆に開放された場所又は通常の家族の構成員



でないかなりの数の者が居る場所における技術的方法による収録の伝達であって、当該収録がその伝達場所において又は同時に伝達されている他の場所において知覚されているか否かを問わない。

(9) 実演の収録の原物又は複製物の貸出

3. 実演に係る排他的権利は、実演の固定が実演家の同意を得て行われる場合及び固定物の増製、無線若しくは有線による伝達又は公の実演が、実演の固定時に取得された実演家の同意のためと同一の目的で行われる場合には、増製、無線若しくは有線による伝達又は実演の固定物の公の実演には及ばないものとする。

4. 視聴覚著作物の創作に関し実演家と契約を締結する場合、当該視聴覚著作物を構成する実演に係る利用に対する実演家の同意が推定されるものとする。視聴覚著作物に固定された音声又は影像に係る個別の利用に対する実演家の同意は契約中に直接的に明記されなければならない。

5. 実演家でない者による実演の利用の場合には、本法第 1315 条第 2 項の規定が準用されるものとする。

### **第 1318 条 実演に係る排他的権利の存続期間、相続による当該権利の承継及び実演の公知への移行**

1. 実演に対する排他的権利は、実演家の存命中にわたり存続するものとするが、実演が行われた、又は実演の固定又は無線若しくは有線による実演の伝達が行われた年の翌年の 1 月 1 日から起算して 50 年間を下限とする。

2. 実演家が弾圧され、かつ死後に名誉が回復された場合、排他的権利の存続期間は延長されるものとし、上記 50 年の期間は、実演家の名誉が回復された年の翌年の 1 月 1 日から起算して計算されるものとする。

3. 実演家が大祖国戦争の時期に労したか又は当該戦争に参加した場合は、本条第 1 項に定める排他的権利の存続期間は 4 年間延長されるものとする。

4. 実演に係る排他権は、本条第 1 段落から第 3 段落までという期間の残存部分の範囲内で、実演者の相続人に移転される。

5. 実演に係る排他権の有効期間が満了したときは、当該権利は公有財産となる。公有財産となった実演は、本法第 1282 条第 2 段落の規定に従う。

### **第 1319 条 実演に係る排他権及びライセンスに基づく実演の利用権に対する強制執行**

1. 実演者が所有している排他権に対して強制執行は禁止されるが、ただし、実演者が締結した質入契約であってその対象が当該契約に明示された特定の実演に係る実演者が所有する排他権であるものに基づいて強制執行が行われる場合を除く。実演に係る排他権の譲渡に関する契約及び使用許諾契約に基づく実演者の他人に対する請求権及び実演の利用から生じた所得に対して強制執行を行うことができる。

実演者以外の者に帰属する排他権及び使用権者に帰属する実演の利用権に対して強制執行を行うことができる。

本段落第 1 副段落の規定も、排他権の有効期間内は、実演者の相続人、かかる相続人の相続人等々に及ぶ。

2. 被許諾者に帰属する実演の利用権に対する執行を目的とした競売において当該権利が売

却される場合、実演家に対し、当該権利を取得する優先権が付与されるものとする。

#### **第 1320 条 雇用に基づく職務遂行により創作された実演**

従業者(実演者)によりその雇用の過程で創作された実演に係る権利(共演に係る権利を含む)は、本法第 1295 条の規定に従うものとする。

#### **第 1321 条 ロシア連邦領域内での実演に係る排他権の有効性**

実演に係る排他権は、次に掲げる場合に、ロシア連邦領域内において有効であるものとする。

実演者がロシア連邦国民である場合

最初の実演がロシア連邦領域で行われた場合

実演がレコードとして固定され、本法第 1328 条の規定に従って保護される場合

レコードとして固定されていないが本法第 1332 条の規定に基づいて保護されている放送又は有線送信に含まれている実演の場合

ロシア連邦が締結した国際条約により扱われているその他の場合

### 第3節 レコードに係る権利

#### 第1322条 レコード製作者

レコードの製造者とは、実演又はその他の音声若しくは音声による表現の最初のレコードに着手しかつそれに責任を負う者である。別段の証明がなされない限り、レコードの製造者は、自己の名称が通常の方法でレコードの複製物及び／若しくはその包装に又は本法第1310条に適合するその他の方法で表示される者である。

#### 第1323条 レコード製作者の権利

1. レコード製作者は次の各号に掲げる権利を有するものとする。
  - 1) レコードに係る排他的権利
  - 2) レコードの複製物上及び／又は複製物の包装上に自己の氏名又は名称を表示する権利
  - 3) レコードをその利用の過程における改ざんから保護する権利
  - 4) レコードの公表権、すなわち、レコードの公表、発表、公の実演、無線若しくは有線による伝達等の手段により、公衆に対してレコードを最初に利用可能とする行為をなす権利。この場合、公表(リリース)とは、レコード製作者の同意を得て、公衆の合理的な必要を充足するに足る数のレコードの複製物を発行することである。
2. レコード製作者は、著作物の著作権の権利及び実演家の権利について自己の権利を行使するものとする。
3. レコード製作者の権利は、著作権及び実演家の権利の存否及び効力の有無にかかわらず、認められるものとし、かつ効力を有するものとする。
4. レコードの複製物上及び／又はそれらの包装上に自己の氏名又は名称を表示する権利及びレコードの改変を防ぐ権利は、レコード製作者の存命中又はレコード製作者である法人消滅まで存続し保護されものとする。

#### 第1324条 レコードに係る排他的権利

1. 本法第1229条に従い、法令に反しない態様でレコードを利用する排他的権利(レコードに係る排他的権利)(本条第2項に明記する手段による利用を含む。)は、レコード製作者に帰属するものとする。レコード製作者は、レコードに係る排他的権利を処分することができる。
2. 次に掲げる事項は、レコードの利用とみなされる。
  - (1) 公の実演、すなわち自由な参加に開放されている場所又は通常の家族の構成員でないかなりの数の者が居る場所における、技術的手段に補助されたレコードの伝達であって、当該レコードが当該伝達の場所で知覚されるとそれ以外の場所で当該伝達と同時に知覚されるとを問わない。
  - (2) 無線による伝達、すなわち有線による伝達を除く、ラジオ又はテレビによる送信(再送信を含む)によるレコードの公衆への伝達。かかる伝達とは、公衆が現実に知覚すると否とに拘らず、レコードの聴覚的な知覚を可能にする何れかの行為をいう。衛星放送を介した無線によるレコードの伝達がある場合は地上局からの信号の衛星による受信があり、それらの信号の衛星による送信により、公衆により現実に受領されるか否かに拘らず、レコードが公衆に伝達される。コード化された信号の送信は、放送組織により又はその同意を得て公衆に提供

される解読方法を用いて、無線放送で認識される。

(3) 有線伝達，すなわち有線，電線，光ファイバー又は類似の手段に補助されたラジオ又はテレビによる送信(再送信によるものを含む)を介したレコードの公衆への伝達

(4) 何人も自己の選択による場所から自己の選択による時に当該レコードを利用できる方法でのレコードの公衆への伝達(公衆への伝達)

(5) 複製，すなわちレコード又はその一部の1以上の複製物の有形形態での製造。レコード又はその一部の電子媒体での再収録(コンピューターの記憶装置での保存を含む)も，複製とみなされる。複製は，一時的若しくは偶然的性質のものであるか又はもっぱらレコードを適法に利用すること若しくは情報ブローカーを介した第三者間の情報遠距離電気通信ネットワークへレコードを移転することを意図した技術的方法の不可分かつ重要な一部であるレコードの短期的な収録ではないが，ただし，かかる収録が経済的に重要でないことを条件とする。

(6) 物理的媒体上のレコードの原盤又はかかるレコードの複製である複製物の販売又はその他の譲渡によるレコードの頒布

(7) レコードの原盤又は複製物(権利所有者の許可を得て作成された複製物を含む)の頒布目的での輸入

(8) レコードの原盤及び複製物の賃貸

(9) レコードの改訂

3. レコードの翻案を適法に行う者は，翻案されたレコードに係る著作隣接権を取得するものとする。

4. レコード製作者以外の者によるレコードの使用の場合には，本法第1323条第2項の規定が準用されるものとする。

### 第1325条 公表されたレコードの原盤又は増製物の頒布

適法に公表されたレコードの原盤又は複製物が，当該レコードの販売等の譲渡によりロシア連邦領域内における商業的な流通に置かれた場合，原盤又は増製物に係る当該譲渡後の頒布は，レコードに係る排他的権利の保有者の同意なく，かつ，当該保有者に対する対価の支払を要せず認められるものとする。

### 第1326条 商業目的のために公表されたレコードの利用

1. 商業目的のために公表されたレコードの公の実演及び当該レコードの無線若しくは有線による伝達は，レコードに係る排他的権利の保有者及び当該レコードに固定された実演に対する排他的権利の保有者の許可なく認められるが，当該保有者に対する補償金の支払を要するものとする。

2. 本条第1項に定める利用者からの補償金の徴収及び当該補償金の分配は，該当する各々の種類の行為につき国家の認可を得た集中管理団体がこれを行うものとする(第1244条)。

3. 本条第1段落に規定する補償金は，次に掲げる比率に従って権利所有者に分配されるものとする。

実演者に50パーセント，レコード製作者に50パーセント。このロイヤルティの特定の実演者及びレコード製作者への配分は，それぞれのレコード収録帯の現実の使用に係る比率で行われるものとする。ロシア連邦政府は，料率及びかかる補償金の徴収，配分及び支払の手続を定める。

4. レコードの利用者は、集中管理団体に対して、レコードの利用に関する報告書並びに補償金の徴収及び分配のために必要なその他の情報及び書類を提供しなければならない。

#### **第 1327 条 レコードに係る排他権の有効期間、当該権利の法定相続人への移転及び音声収録の公有財産への移行**

レコードに係る排他権の有効期間は、収録が行われた年の翌年の 1 月 1 日から算定して 50 年とする。レコードを公表する場合、排他権は、レコードが公表された年の翌年の 1 月 1 日から算定して 50 年有効とするが、ただし、レコードがその収録から 50 年以内に公表されることを条件とする。

2. レコードに係る排他権は、本条第 1 段落に定める有効期間の残存期間を限度として、レコード製作者の相続人及びその他の法定相続人に移行する。

3. レコードに係る排他権の有効期間の満了時、レコードは公有財産に移行する、すなわち当該レコードは何人の同意又は許可なしに、かつ、如何なるロイヤルティ又は補償金の支払なしに、何人も自由に利用することができる。

#### **第 1328 条 ロシア連邦領域内でのレコードに係る排他的権利の効力**

レコードに係る排他的権利は、次の場合にロシア連邦領域内において効力を有するものとする。

レコード製作者がロシア連邦の市民であるか又はロシアの法人であるとき

ロシア連邦の領域内において、レコードが公表されたか、又はレコードの増製物が最初に公衆に頒布されたとき

ロシア連邦が締約国である国際条約に定めるその他の場合

## 第4節 放送事業者及び有線放送事業者の権利

### 第1329条 放送組織及び有線放送組織

放送組織及び有線放送組織とは、ラジオ及びテレビの番組の内容(音声及び／若しくは映像又はそれらの表現の組合せ)を独立して決定し、かつ、これを無線又は有線により独力で又は第三者の支援を得て伝達する法人である。

### 第1330条 ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他的権利

1. 放送事業者又は有線放送事業者は、法令に反しない手段により、本法第1229条に定める無線若しくは有線の送信(本条第2項に明記された手段によるものを含む。)で自ら適法に実行可能であるか又は適法に実行した伝達を利用する排他的権利(ラジオ又はテレビ送信を通信するための排他的権利)を保有するものとする。放送事業者又は有線放送事業者は、ラジオ又はテレビ送信を伝達する排他的権利を処分することができる。

2. 次に掲げる事項は、ラジオ又はテレビ送信を利用する伝達(放送)であるものとみなされる。

(1) ラジオ及びテレビ送信の収録、すなわち技術的手段を用いた音声及び／若しくは映像又はそれらの表現の有形形態での収録であって、反復的な認識、再生又は伝達が可能なもの

(2) ラジオ又はテレビ放送の収録の再生、すなわちラジオ若しくはテレビ放送又はそれらの一部の収録されたメッセージの有形形態での1以上の複製物の作成。かかるラジオ若しくはテレビ放送又はそれらの一部の電子媒体での収録(コンピューターの記憶装置での保存を含む)も、複製とみなされる。一時的又は偶然の性質のものであって、かつ、ラジオ若しくはテレビ放送の収録又は情報ブローカーによる第三者のための情報遠距離電気通信ネットワークへのその送信を適法に利用する目的での技術的方法の不可分かつ本質的な部分である短期的な収録は、かかる収録からの収入が経済的に重要でないことを条件として、複製とはみなされない。

(3) ラジオ又はテレビ送信の収録の原物又は複製物の販売又はその他の処分を通じてのラジオ又はテレビ送信の頒布

(4) 再送信、すなわち放送組織又は有線放送組織による無線又は有線によるラジオ若しくはテレビ番組又はそのかなりの部分の無線又は有線での(たとえば衛星を介した)受信及び同時放送

(5) ラジオ又はテレビ送信の公衆への提供であって、誰もが自己の選択による場所で、自己の選択による時に当該ラジオ又はテレビ送信を利用できるような方法で行われるもの(公衆による利用可能性)

(6) 公の実演、すなわち入場有料の場所での技術的手段に補助されたラジオ又はテレビ送信の伝達で、伝達場所で知覚されるか又は他の場所で知覚されるかを問わない。

(7) 収録されたラジオ又はテレビ放送の原物又は複製物の賃貸

### 3. [削除]

4. 本法第1317条第3段落は、ラジオ又はテレビ送信の利用を規制する。

5. 放送組織及び有線放送組織は、著作物の著作権者の権利、実演者及び適切な場合はレコードの権利所有者の権利並びに他の放送組織及び有線放送組織のラジオ及びテレビ送信に係る権利に関する自己の権利を行使することができる。

6. 放送組織及び有線放送組織の権利は、著作権、実演者の権利及びレコードに係る権利の存在及び有効性の有無に拘らず認められる。

**第 1331 条 ラジオ又はテレビ送信を伝達する排他的権利の存続期間，当該権利の法定相続人への承継及びラジオ又はテレビ送信の伝達の公知への移行**

1. ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他的権利は，無線又は有線によるラジオ又はテレビ送信の伝達が行われた年の翌年の 1 月 1 日から起算して 50 年間存続するものとする。
2. ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他的権利は，本条第 1 項に明記された期間の残存期間の限度において，放送事業者又は有線放送事業者の法定承継人へ承継されるものとする。
3. ラジオ又はテレビ番組の送信に係る排他権の有効期間の終了後，当該権利は公有財産に移行し，あらゆる者が，同意なしにかつ補償金の支払なしに，自由に利用できるものとする。データベースに係る排他権の有効期間内は，権利所有者は，随意に，知的所有権事項に係る連邦行政機関に当該データベースを登録することができる。本法第 1262 条の規定がかかる登録に適用される。

**第 1332 条 ロシア連邦領域内でのラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他的権利の効果**

ラジオ又はテレビ送信の伝達に係る排他的権利は，放送事業者又は有線放送事業者がロシア連邦領域内にあり，かつ，ロシア連邦領域内に設置された送信機を用いて伝達を行うとき及びロシア連邦が締結した国際条約に定めるその他の場合においてロシア連邦領域内で効力を有するものとする。

## 第5節 データベース制作者の権利

### 第1333条 データベース制作者

1. データベース制作者とは、データベースの創作及びデータベースを構成するデータの収集、処理及び配置にかかる作業を組織した者をいう。逆の証拠がない限り、その名称が通常の方法でデータベースの複製物及び／又はその包装に表示されている者又は法人が当該データベース制作者であるものとみなされる。

2. データベース制作者は次に掲げるものを所有する。

- データベースに係る排他権
- データベースの複製物及び／又はその包装に自己の名称を表示する権利
- データベースを開示する権利，すなわちデータベースを公に知らせ，無線若しくは有線又はその他の方法で放送して公表することにより，初めて公衆の利用に供する措置を取る権利。この公表（公開）とは，制作者の同意を得て，公衆の需要を満たすのに十分な量でデータベースの複製物を供給することをいう。

データベースの複製物及び／又はその包装に自己の名称を表示する権利は強制力のあるものであり，データベースに係る制作者の排他権の全有効期間を通じて保護される。

### 第1334条 データベース制作者の排他的権利

1. 創作（対応するデータの処理又は提示を含む。）において財政面，資材面，組織面等で相当の費用を要するデータベースについて，当該データベースから素材を抽出する，並びに形式及び手段を問わず抽出後に当該素材を利用する排他的権利（データベース制作者の排他的権利）は，当該データベース制作者に帰属するものとする。データベース制作者は，上述の排他的権利を処分することができる。反証がない場合，データベースの内容を構成する1万個以上の独立した情報要素（又は素材）（第1260条第2項第2段）を含むデータベースは，創作に相当の費用を要するデータベースと認められるものとする。

何人も，本法に定める場合を除き，権利者の許可なくデータベースから素材を抽出する権利及び抽出後に当該素材を利用する権利を保有しないものとする。この場合，素材の抽出とは，技術的手段を用い，形式を問わず，データベースの全内容又は当該データベースを構成する素材の重要部分を別の情報媒体へ移すことを意味する。

2. データベース制作者の排他権は，データベースの資料及び編集著作物としてのデータベース全体に係るデータベース制作者及びその他の者の著作権及びその他の排他権の有効性如何に拘らず認められ，かつ，有効である。

3. データベースに係る排他権の有効期間内に，権利所有者は，知的所有権事項を管轄する連邦行政機関に当該データベースを登録しなければならない。この登録には，本法第1262条の規定が適用される。

### 第1335条 データベース制作者の排他的権利の存続期間

1. データベース制作者の排他的権利は，当該データベースの制作完了時に生じるものとし，当該完了が属する年の翌年の1月1日から起算して15年間存続するものとする。上述の期間中に公表されたデータベース制作者の排他的権利は，当該データベースの公表が属する年の翌年の1月1日から起算して15年間存続するものとする。



2. 本条第1項に定める期間は、データベースの各更新後直ちに更新されるものとする。

### 第1335.1条 データベース制作者の排他権の侵害とみなされない行為

1. 公表されたデータベースを正当に利用する者は、データベース制作者である排他権所有者の同意なしに、かつ、当該利用がデータベース制作者及びその他の者の著作権を侵害しない限り、次に掲げる目的で、データベースから資料を検索しかつこれを利用する権利を有する。

- 他の目的が契約により確立されていない限りにおいて、範囲を問わず、データベースが制作された目的

- 私的、学術的及び教育的な目的。これらの目的により正当化される範囲内とする。

- データベースのわずかな部分に関わるその他の目的

データベースから取り出した資料の、より多くの一般的かつ公の利用を促す目的での利用の際は、これらの資料が検索されたデータベースを明示するものとする。

2. データベースに係る制作者の排他権により許容される他の者による行為は、当該他の者が、自己はデータベース制作者の身元を判断できないこと及び当該の事情の下でデータベースに係る排他権の有効期間は満了していると合理的に考えたことを証明できる場合は、当該排他権の侵害とはならないものとする。

3. データベースのわずかな部分である資料の反復的な検索又は利用は、かかる行為がデータベースの通常の利用に反し、かつ、データベース制作者の正当な利益を不当に害する場合は認められない。

4. データベース制作者は、一定の資料で、当該データベースに含まれているが当該資料を利用している者が当該データベース以外の出所から正当に受領したものの利用を禁止することはできない。

### 第1336条 ロシア連邦領域内でのデータベース制作者の排他的権利の効力

1. データベース制作者の排他的権利は、次に掲げる場合において、ロシア連邦の領域内で有効とする。

データベース制作者が、ロシア連邦市民又はロシア法人であるとき

データベース制作者が外国の市民であるか外国法人であるときは、当該外国の法令により、ロシア連邦市民又はロシア法人が制作者であるデータベースにつき、その制作者の排他的権利を当該外国の領域内において保護する旨を規定していることを条件とする

ロシア連邦が締結した国際条約に定めるその他の場合

2. データベース制作者が市民権を有しない者であるとき、同人の居住地がロシア連邦領域内であるか外国の領域内であるかに応じて、ロシア連邦市民又は外国市民に関する本条第1項の規定が準用されるものとする。

## 第6節 学術、言語又は美術の著作物に係る出版者の権利

### 第1337条 出版者

1. 出版者とは、未公表の、及び公知となった(第1282条)又は著作権の保護が及んでいないという事実により公知である、学術、言語又は美術の著作物を適法に公表したか又は公表の手筈を調べた者である。
2. 出版者の権利は、著作物が創作された時期にかかわらず、本法第1259条の規定により著作権の客体として認められるであろう著作物に及ぶものとする。
3. 本節の規定は、国家及び地方自治の保存記録中の著作物に適用されない。

### 第1338条 出版者の権利

1. 次の各号に掲げる権利は、出版者に帰属するものとする。
  - 1) 自ら公表した著作物に係る出版者の排他的権利(第1339条第1項)
  - 2) 自ら公表した著作物の複製物上、著作物の翻訳又はその他の翻案において当該著作物を利用する場合の氏名表示権
2. 著作物を公表するとき、出版者は、本法第1268条第3項に定める要件を遵守する義務を負う。
3. 著作物に係る出版者の排他的権利の存続期間中には、出版者は、本法第1268条第1項に明記する権限を有するものとする。著作物に係る出版者の排他的権利を承継した者は、同一の権限を有するものとする。

### 第1339条 著作物に係る出版者の排他権

1. 本法第1229条に基づき、本法第1270条第2項第1乃至第8号及び第11号に定める手段により著作物を利用する排他的権利(著作物についての出版者の排他権)は、著作物の出版者に帰属するものとする。著作物の出版者は上述の排他的権利を処分することができる。
2. 著作物に係る出版者の排他権は、著作物が出版者により翻訳又はその他の翻案の形式で公表された場合にも認められるものとする。著作物についての出版者の排他権は、出版者又はその他の者の翻訳又はその他著作物の翻案に係る著作権の存否及び効力の有無にかかわらず、認められるものとし、かつ、有効とする。

### 第1340条 著作物に係る出版者の排他権の有効期間

1. 著作物に係る出版者の排他権は、著作物の出版の日を開始し、出版の年の翌年の1月1日から25年有効であるものとする。
2. 著作物に係る出版者の排他権が終了したときは、何人も、誰の同意も許可もなしに、かつ、支払を要することなく、自由にこれを利用することができる。

### 第1341条 ロシア連邦領域内での著作物に係る出版者の排他権の効力

1. 出版者の排他的権利は、次の各号に掲げる著作物に及ぶものとする。
  - 1) 出版者の市民権を問わず、ロシア連邦領域内で公表された著作物
  - 2) ロシア連邦の市民によりロシア連邦領域外で公表された著作物
  - 3) 外国の市民又は市民権を有しない自然人によりロシア連邦の領域外で公表された著作物で

あって、当該著作物が公表された外国の法令が、ロシア連邦市民である出版者の当該外国の領域内における排他的権利の保護を規定しているとき。

4) ロシア連邦が締結した国際条約に定めるその他の場合

2. 本条第1項第3号に明記する場合、ロシア連邦領域内における著作物に係る出版者の排他権の存続期間は、当該権利を取得する根拠となった法的事実がその領域内で発生した国家において定められた著作物に係る出版者の排他権の存続期間を上回ってはならない。

#### **第1342条 著作物に係る出版者の排他権の存続期間満了前における終了**

著作物に係る出版者の排他権は、権利者が、著作物を利用する過程で、著作者人格権の保護、著作者の氏名表示権又は同一性保持権に関し本法に定める要件に違反する場合、利害関係人が提起する訴訟に係る法的措置により存続期間満了前に終了させることができる。

#### **第1343条 著作物の原作品及び著作物に係る出版者の排他権の譲渡**

1. 譲渡対象となる著作物に係る出版者の排他権を保有する当該著作物の所有者により著作物の原作品(原稿及び絵画、彫刻等の著作物の原作品)が譲渡される場合、当該排他権は、契約に別段の定めがない限り、著作物の原作品の譲受人へ移転されるものとする。

2. 著作物に係る出版者の排他権が著作物の原作品の譲受人へ移転されなかった場合、譲受人は、出版者の排他権保持者の同意なく、本法第1291条第1項第2段に明記する態様で著作物の原作品を利用する権利を有するものとする。

#### **第1344条 出版者の排他権により保護される著作物の現作品又は複製物の頒布**

本節に従い公表された著作物の原作品又は複製物が販売等の譲渡により適法に商業的な流通に置かれた場合、原作品又は複製物に係るその後のさらなる頒布は、出版者の同意なく、かつ、出版者に対する対価の支払を要せず認められるものとする。

## 第 72 章 特許法

### 第 1 節 総則

#### 第 1345 条 特許権

1. 発明，実用新案及び意匠に係る知的財産権は特許権とする。
2. 次の各号に掲げる権利は，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者に帰属するものとする。
  - 1) 排他的権利
  - 2) 創作者人格権
3. 本法に規定する場合には，その他の権利(特許を取得する権利，従業者発明，実用新案又は意匠に対する補償金に係る権利を含む)も，発明者，実用新案考案者又は意匠創作者に帰属する。

#### 第 1346 条 ロシア連邦領域内における発明，実用新案及び意匠に係る排他的権利の効力

ロシア連邦領域内において，排他的権利は，連邦の知的財産当局が付与する特許により，又はロシア連邦が締結した国際条約に基づきロシア連邦領域内において効力を有する特許により証される発明，実用新案及び意匠につき認められるものとする。

#### 第 1347 条 発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者

発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者は，自己の創作性により当該成果の創作をもたらした市民であるとされるものとする。発明，実用新案又は意匠の特許出願中に発明者，考案者または創作者として明記された者は，別段の定めがない限り，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者とされるものとする。

#### 第 1348 条 共同発明者，実用新案の共同考案者又は意匠の共同創作者

1. 共同の創作的行為により発明，実用新案の考案又は意匠の創作を行った市民は各々共同発明者，共同考案者又は共同創作者とされるものとする。
2. 共同発明者，共同考案者又は共同創作者の各々は，それらの者間での合意による別段の定めがない限り，自己の裁量で，発明，実用新案又は意匠を使用する権利を有するものとする。
3. 本法第 1229 条第 3 項の規定は，発明，実用新案又は意匠の使用から受け取った収益の分配及び発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利の処分に関連した共同発明者，共同考案者又は共同創作者の相互関係に適用されるものとする。  
発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利の処分は共同発明者，共同考案者又は共同創作者により共同で遂行されるものとする。
4. 共同発明者，共同考案者又は共同創作者の各自は，発明，実用新案又は意匠に係る自己の権利を行使する権利を独立して有するものとする。

#### 第 1349 条 特許権の客体

1. 特許権の客体は，発明及び実用新案につき本法に定める要件を満たす科学及び技術的分野

における知的活動の成果及び意匠につき本法に定める要件を満たす美術的デザインの分野における知的活動の成果とする。

2. 本法の規定は、本法第 1401 乃至第 1405 条の具体的な規定及び当該規定に従い発布された制定法に別段の定めがない限り、国家機密を構成する情報を含む発明(「秘密発明」)に及ぶ。

3. 本法上の法的保護は、国家機密を構成する情報を含む実用新案及び意匠には付与されないものとする。

4. 次に掲げるものは特許権の客体ではない。

(1) ヒトのクローン化方法

(2) ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組換え方法

(3) 工業目的及び商業目的でのヒトの胚の使用

(4) 本条第 1 段落にいう知的活動の成果であって公共の利益、人間性及び倫理性の原則に反するもの

### 第 1350 条 発明の特許性の条件

1. 製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される。

2. 発明は、先行技術に知られていない場合は、新規であるものとみなされる。

発明は、技術水準にかんがみて、当該技術の熟練者にとって先行技術から明白に導き出されるものでない場合は、進歩性を有するものとする。

発明に関する技術水準には、当該発明の優先日前に世界の何れかの場所で公表され入手可能なすべての情報が含まれる。

発明の新規性を評価する場合、技術水準には、発明、実用新案及び意匠についてその他の出願人がロシア連邦内で行った先の優先日を有するすべての出願(当該出願に係る書類は、本法第 1385 条第 2 段落又は第 1394 条第 2 段落に従い何人も閲覧する資格がある)並びにロシア連邦内で特許が付与された発明、実用新案及び意匠も含まれる。

3. 発明に関する情報の開示であって、発明の発明者、出願人又は発明者から直接若しくは間接にこの情報を得た者によるもので、発明の範囲を公にしたもの(博覧会で当該発明を展示した結果によるものを含む)は、特許出願が当該開示の日から 6 月以内に知的所有権事項を管轄する連邦行政機関になされていることを条件として、当該発明の特許性を妨げる事情とはならない。範囲についての情報の開示が発明の特許性の認定を妨げない事情の立証責任は、出願人が負う。

4. 発明は、工業、農業、公衆衛生、経済のその他の部門又は社会的分野で使用され得る場合は、産業上利用可能であるとみなされ得る。

5. なかんづく次に掲げるものは発明ともなされないものとする。

(1) 発見

(2) 科学的理論及び数学的方法

(3) もっぱら製品の外観に関する提案で審美的要求を満たすことを意図したもの

(4) ゲーム及び知的活動又は事業活動に係る規則及び方法

(5) コンピュータープログラム

(6) 情報の提示のみに関するアイデア

本段落に従い、これらのものは、特許出願においてこれら自体に言及されている場合には、発明に分類されない。

6. 次に掲げるものには、発明としての法的保護が付与されない。

(1) 植物品種、動物品種及びそれらを生産するための生物学的方法、すなわち異種交配及び選択から全部構成される方法。ただし、微生物学的方法及びかかる方法により作られた製品を除く。

(2) 集積回路の配置設計(回路配置)

### 第 1351 条 実用新案の特許性の条件

1. 装置に関連した技術的解決は、実用新案として保護される。

実用新案は、新規でありかつ産業上利用可能である場合は、法的保護が付与される。

2. 実用新案は、その本質的特徴の総体が先行技術から認識されない場合は、新規である。

実用新案に関する技術水準には、当該実用新案の優先日前に世界で一般的に利用可能なすべてのデータが含まれる。技術水準には、(先の優先権を条件として)ロシア連邦内の他の者が発明、実用新案又は意匠に関して行ったすべての特許出願(その関連書類は本法第 1385 条第 2 段落又は第 1394 条第 2 段落に従って何人も閲覧する権利を有する)並びにロシア連邦において特許が付与された発明及び実用新案も含まれる。

3. 実用新案に関する情報の開示であって、その考案者、出願人又はこれらから直接若しくは間接にこの情報を得たその他の者によるもので、当該実用新案の本質を公にしたもの(博覧会で当該実用新案を展示した結果によるものを含む)は、特許出願が当該開示の日から 6 月以内に知的所有権事項を管轄する連邦行政機関になされていることを条件として、当該実用新案の特許性を妨げる事情とはならない。範囲についての情報の開示が実用新案の特許性の認定を妨げない事情の立証責任は、出願人が負う。

4. 実用新案は、工業、農業、公衆衛生、経済のその他の部門又は社会的分野で使用され得る場合は、産業上利用可能であるものとする。

5. 本法第 1350 条第 5 段落に掲げるものは、実用新案とはみなされないものとする。当該段落に従い、これらのものを実用新案として分類する可能性は、実用新案に係る特許出願が指定されたもの自体に関わる場合にのみ排除される。

6. 実用新案に関する法的保護は、本法第 1350 条第 6 段落に掲げるものには付与されないものとする。

### 第 1352 条 意匠の特許性の条件

1. 意匠は、工場で製造されたか又は自家製の物品の外観の解決を保護する。

意匠は、その重要な特徴に関して新規かつ独創的である場合は、法的保護を得る。

意匠の重要な特徴とは、物品の外観の審美的な細部を決定する特徴をいい、その形状、輪郭、装飾、色彩及び線模様、当該物品の外形、当該物品を形成している材料の質感又は仕上げを含む。

もっぱら物品の技術的機能により決定される特徴は、意匠において保護される特徴ではない。

2. 意匠は、物品の外観の像に反映されるその重要な特徴の集合体が、当該意匠の優先日前に

世界で公衆の利用に供されていた情報に知られていなかった場合は、新規であるとみなされない。

3. 意匠は、その本質的特徴が当該物品の特徴の独創的特性によるものである場合、特にかかる特徴が、当該意匠の優先日前に世界で一般的に利用可能であった情報(事情に通じた消費者に当該物品の像により示される意匠と同一の全般的印象を与える、以前は知られていなかった類似の目的の物品を提示する解決であるもの)に知られていない場合は、創作的とみなされる。

4. 意匠の新規性及び独創性を確認するときは、(先の優先権の条件で)その他の者によりロシア連邦でなされた発明、実用新案及び意匠に係るすべての出願並びに商標及びサービスマークの国による登録を求める出願(これらのものの書類は、本法第 1385 条第 2 段落、第 1394 条第 2 段落及び第 1431 条第 1 段落に従い何人も閲覧する権利を有する)も考慮に入れるものとする。

意匠についての情報のその創作者、出願人又はそれらから当該情報を直接又は間接に受領した者による開示(博覧会で意匠を展示した結果によるものを含む)で、当該意匠の本質に関する情報を公衆に利用可能にしたものは、当該意匠の特許性を妨げる事情とはならないが、ただし、当該情報開示の後 12 月以内に、当該意匠に係る特許出願が知的所有権事項を管轄する連邦行政機関になされることを条件とする。意匠の本質に関する当該情報開示が当該意匠の特許性の認定を妨げない事情が存在することの立証責任は、出願人が負う。

5. 次に掲げるものは、意匠としての法的保護は付与されないものとする。

(1) すべての特徴がもっぱら当該物品の技術的機能による解決

(2) なかなく物品製造者若しくは物品製造場所又は物品が容器の役割を果たす商品、その包装若しくはラベルに関して物品使用者に誤認を生じさせる虞がある解決、なかなく本法第 1483 条第 4 段落から第 10 段落までに掲げるものである解決又は同一の全般的印象を与えるか若しくは前記のものを含む解決であって、これらのものに係る権利が当該意匠の優先権の前に生じた場合。ただし、請求されている意匠の法的保護が排他権を有する者による場合を除く。本法第 1483 条第 4 段落、第 9 段落第 1 副段落及び第 2 副段落に言及されているか又は同一の印象を与えるか若しくはそれらのもを含むものと同一である意匠に係る法的保護の付与は、所有者又は前記のものに係る権利の所有者若しくは保有者に授権された者の同意があれば認められる。

### **第 1353 条 発明、実用新案及び意匠の正式登録**

発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利は、各発明、実用新案又は意匠の正式登録を条件として認められ、かつ保護されるものとし、当該正式登録に基づき、連邦の知的財産当局は発明、実用新案又は意匠の特許を発行するものとする。

### **第 1354 条 発明、実用新案又は意匠の特許**

1. 発明、実用新案又は意匠の特許は、発明、実用新案又は意匠の優先権、創作者権及び発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利を証するものとする。

2. 発明又は実用新案に係る知的財産権の保護は特許に基づいて付与されるものとし、その保護の範囲は、発明又は実用新案に係る特許にそれぞれ記載された特許請求の範囲により決定されるものとする。発明又は実用新案に係る特許請求の範囲を解釈するために明細書及び図

面(第 1375 条第 2 項, 第 1376 条第 2 項)が使用されてもよい。

3. 意匠に係る知的財産権の保護は, 当該意匠の重要な特徴の集合であって当該意匠の特許に含まれている当該物品の外観の像において明白なものにより規定される範囲内で, 特許に基づいて付与されるものとする。

**第 1355 条 発明, 実用新案の考案及び意匠の創作並びにその使用のための国による奨励策**  
国は, ロシア連邦の制定法に基づき, 発明者, 実用新案の考案者及び意匠の創作者, 特許保有者並びに発明, 実用新案及び意匠をそれぞれ使用する被許諾者に対して便益を提供することにより, 発明, 実用新案及び意匠の創作及び使用を奨励するものとする。



## 第2節 特許権

### 第1356条 発明，実用新案又は意匠に係る創作者人格権

創作者人格権，すなわち，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者であるとされる権利は不可譲かつ移転不能とする（発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利を第三者に譲渡又は移転する場合及び当該意匠に係る使用許諾を他人に付与する場合を含む。）。当該権利の放棄は無効とする。

### 第1357条 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利

1. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利は，発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者に原初的に帰属するものとする。
2. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利は，他人（法定承継人）へ譲渡可能であり，又は制定法に定める場合は当該制定法に基づいて（一般承継による場合を含む。），又は契約（労働契約を含む。）に基づき移転することができる。
3. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利の譲渡に係る契約は，書面で締結されるものとする。書面要件の遵守を怠る場合，契約は無効となるものとする。
4. 発明，実用新案又は意匠の特許を取得する権利の譲渡に係る契約当事者間の合意による別段の定めがない限り，特許性の欠如に対する危険は当該権利の譲受人が負担するものとする。

### 第1358条 発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利

1. 制定法に反しないあらゆる手段（本条第2項に定める手段を含む。）による，本法第1229条に基づく発明，実用新案又は意匠の使用に係る排他的権利（発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利）は，特許権者に帰属するものとする。特許権者は，発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利を処分することができる。
2. 発明，実用新案又は意匠の使用には，特に次に掲げる事項が含まれるものとする。
  - (1) 発明若しくは実用新案を組み込む製品又は意匠を組み込む物品の，ロシア連邦領域内への輸入，製造，利用，販売の申出，販売，その他の態様での民間の流通への導入又はかかる目的での保管
  - (2) 特許を付与された方法により直接得られた製品に関して，本段落第1副段落に規定する行為をなすこと。特許を付与された方法により得られた製品が新規である場合，反証がない限り，同一の製品は，当該特許方法により得られた物とみなされる。
  - (3) 特許方法が自動的に含まれる機能（作用）を有する器具に係る本段落第1副段落にいう行為の実行
  - (4) 発明が特定の目的での製品の使用により保護される場合におけるクレームに定める目的に従った使用が意図される製品に係る本段落第1段落に規定する行為の実行
  - (5) 発明が使用される方法の実施。たとえば使用方法の手段
3. 次に掲げる場合は，発明が当該製品において又は当該方法において使用されているとみなされるものとする。すなわち，特許の独立クレームに記載されている発明の各特徴又はこれと同等の特徴であって，その優先日前にある技術分野においてそれ自体知られていたものを，当該製品が包含し，方法が使用する場合。  
特許に含まれる実用新案の独立クレームに記載されている実用新案の各特徴をある製品が包

含する場合は、実用新案は当該製品において使用されているとみなされるものとする。  
発明又は実用新案の使用如何を判定する場合、発明又は実用新案のクレームは、本法第 1354 条第 2 段落に従って解釈される。

意匠は、物品が当該意匠の本質的特徴のすべてを含むか、事情に通じた消費者に特許意匠と同じ一般的印象を与える全体的特徴を含む場合は、当該物品に使用されているとみなされるものとするが、ただし、当該物品が類似の目的を有することを条件とする。

4. 発明又は実用新案の使用において、すべての特長が、特許に含まれる他の発明の独立クレームに記載されているか、これと同等の特徴であって、発明の優先日前に当該技術分野において公知となっていたものを包含する場合、特許に含まれる独立した方式の点に記載される各特徴を包含する場合、又は意匠の使用の場合において、他の意匠に係る各本質的特徴又は事情に通じた消費者に他の意匠と同じ一般的印象を与える全体的特徴を含む場合、当該物品が類似の目的を有する限り、他の発明、他の実用新案又は他の意匠も使用されたとみなす。

5. 発明、実用新案又は意匠に係る特許の所有者が複数である場合は、これらの者の間の関係には、何れかの特許所有者が知的活動の当該成果の発明者・考案者・創作者であるか否かに拘らず、それぞれ本法第 1348 条第 2 段落及び第 3 段落の規定が適用される。

#### **第 1358.1 条 従属発明、従属実用新案及び従属意匠**

1. 特許により保護されておりかつ先の優先権を有する他の発明、実用新案及び意匠を使用することなしには、製品又は方法におけるその使用が不可能である発明、実用新案及び意匠は、従属発明、従属実用新案及び従属意匠とみなされる。

特に従属発明とは、先の優先権を有する特許により保護される他の発明を使用する製品の特定の目的での使用の形で保護される発明である。

製品又は方法に関する発明又は実用新案も、当該発明又は当該実用新案の方式が先の優先権を有する他の特許発明又は他の実用新案の方式と製品又は方法の目的についてのみ異なる場合は、従属しているものとみなされる。

2. 発明、実用新案又は意匠は、これらが従属している他の発明、他の実用新案又は他の意匠の特許所有者の許可なしに使用してはならない。

#### **第 1359 条 発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害に該当しない行為**

次に掲げる行為の実行は、発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害とはならない。

(1) 発明又は実用新案を組み込んだ製品及び意匠を組み込んだ装置を構造体、付属装置において使用し又は外国の輸送手段(河川及び海上輸送、航空輸送、自動車輸送及び鉄道輸送)並びに宇宙船内で使用すること。ただし、当該輸送手段又は当該宇宙船が一時的又は偶発的にロシア連邦領域内に所在し、かつ、前記の製品又は装置がもっぱら輸送手段又は宇宙船の必要のために使用されている場合に限る。かかる行為は、ロシア連邦において登録されている輸送手段及び宇宙船に類似の権利を付与する外国の輸送手段及び宇宙船に関して、特許所有者の排他権の侵害行為とは認定されない。

(2) 発明若しくは実用新案を組み込む製品若しくは方法の科学的研究、意匠を組み込む装置の科学的研究又は当該製品、方法若しくは装置を用いる実験の遂行

(3) 緊急事態(自然災害、大惨事、事故)における発明、実用新案又は意匠の使用。ただし、特許権者に可能な限り速やかに通知され、かつ、合理的な対価が支払われることを条件とする。

(4)利益又は収入を得ることが使用目的でない場合における、私的、家族内、家庭内又は事業活動に関連しないその他の必要のための発明、実用新案又は意匠の使用

(5)発明を用いた薬剤に係る医師の処方箋に基づいた、薬局におけるその都度の調合

(6)発明若しくは実用新案を組み込む製品又は意匠を用いる装置のロシア連邦領域内への輸入、販売の申出、販売、その他の態様での商業への導入又はこれらの目的での保管であって、当該製品又は装置が特許所有者又は特許所有者の同意を得ていたその他の者により以前ロシア連邦領域内の市場に導入されていたか又はかかる同意はなかったがこのような商業的流通への導入が本法に基づいて適法であった場合

### 第 1360 条 国家安全保障の利益のための発明、実用新案又は意匠の使用

国家安全保障の利益のために、ロシア連邦政府は特許権者の同意なく、発明、実用新案又は意匠の使用を許可する権利を有するものとする。但し、特許権者に対し、可能な限り早く通知され、かつ、合理的な対価が支払われることを条件とする。

### 第 1361 条 発明、実用新案又は意匠の先使用权

1. 発明、実用新案又は意匠の優先日(第 1381 条及び第 1382 条)より前に同一の解決若しくは当該発明とその相応する特徴(第 1358 条第 3 段落)が異なるのみの解決を着想しかつロシア連邦領域内において善意で使用していたか又は当該使用のために必要な準備を行っていた者は、使用範囲が拡大されないことを条件として、当該解決を更に無償で使用する権利を有する(先使用权)。

2. 先使用权は、同一の解決の使用又は使用のために必要な準備が行われた事業と共にする場合にのみ、他人に移転可能である。

### 第 1362 条 発明、実用新案又は意匠に係る強制ライセンス

1. 発明又は意匠については特許証発行日から 4 年間、実用新案については特許発効日から 3 年間、特許所有者が使用を怠るか又は特許所有者による使用が不十分であり、その結果、市場における関係商品、著作物又は役務の供給が不十分になる場合、当該発明、実用新案又は意匠を使用すること望んでおりまたその用意がある何人も、確立した慣行に合致した条件でのライセンス許諾契約締結を拒絶されたときは、ロシア連邦領域内で当該発明、実用新案又は意匠を使用するための強制単純(非排他的)ライセンスを求めて、特許所有者に対して法的請求を提起することができる。この者による法的請求には、当該ライセンスの条件案(発明、実用新案又は意匠の使用の程度、補償の範囲、手続及び条件を含む)を表示しなければならない。

特許所有者が、発明、実用新案又は意匠に係る自己の不使用又は不十分な使用が正当な理由に基づくことを証明しない場合は、裁判所は、本段落第 1 副段落にいうライセンスを付与しかつその効力の条件を定めることができる。かかるライセンスに係る補償総額は裁判所が決定するものとし、かつ、類似の事情におけるライセンスの価額を下回らないものとする。

強制単純(非排他的)ライセンスを正当化する事情が消滅し、かつ、再発しそうにない場合は、裁判所は、特許所有者が提起した訴訟において当該強制ライセンスの効力を終了させることができる。この場合、裁判所は、当該強制単純(非排他的)ライセンス及びそれに基づいて生じた権利の終了の日及び手続を定めるものとする。

本段落に基づく半導体技術に関する発明の使用に係る強制単純(非排他的)ライセンスの付与は、もっぱら、国、公共又はその他の社会的利益に係る非営利的使用のために又はロシア連邦の独占禁止法令違反とみなされる状況を変更するために許容される。

2. 特許権者が排他的権利を保有している発明につき、発明又は実用新案に係る他の特許(第1特許)の特許権者の権利を侵害することなく当該発明を使用することができない場合であって、第1特許に係る特許権者が、一般的な慣行に合致した条件で実施許諾契約を締結することを拒絶したとき、当該特許〔(第2特許)〕に係る特許権者は、特許〔(第1特許)〕に係る特許権者に対して、ロシア連邦領域内で第1特許に係る特許権者の発明又は実用新案を利用するための強制通常(非独占的)実施許諾の付与を求めて、訴訟を提起する権利を有するものとする。第2特許の所有者が提案した、当該実施許諾付与の条件(発明又は実用新案の利用範囲、支払額、支払手続及び支払期日を含む。)は、当該訴訟において示されるものとする。当該従属発明に係る排他的権利を有する特許権者が、当該従属発明が重要な技術的成果であり、かつ、第1特許に係る特許権者の発明又は実用新案に対しても重要な経済的利点を有することを立証した場合、裁判所は、強制通常(非独占的)実施許諾の付与を命ずるものとする。当該実施許諾に基づき与えられた、第1特許により保護された発明を使用する権利は、第2特許を譲渡する場合を除き、他人へ移転することができない。

かかる強制通常(非独占的)実施許諾に対する支払総額は、類似の事案において決定された実施許諾の費用を下回らない水準で、裁判所の判断により決定されるものとする。

本項に基づき強制通常(非独占的)実施許諾が付与される場合は、上述の実施許諾に基づいて使用権が付与される発明又は実用新案に係る特許権者は、強制通常(非独占的)実施許諾が一般的な慣行に合致した条件で付与された従属発明の使用のための通常(非独占的)実施許諾を得る権利をも有するものとする。

3. 本条第1段落及び第2段落に従って下された判決に基づき、連邦知的所有権に係る行政機関は、強制単純(非排他的)に基づいて発明、実用新案又は意匠を使用する権利の付与及び終了の国家登録を行う。

### 第1363条 発明、実用新案及び意匠に係る排他的権利の存続期間

1. 発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利の、及び当該権利を証明する特許は、本法に定める要件を満たすことを条件として、特許付与を求める初回出願が連邦の知的財産当局へ提出された日から起算して、次に掲げる期間にわたり存続するものとする。

発明の場合は、20年

実用新案の場合は、10年

意匠の場合は、15年

特許により証される排他的権利は、発明、実用新案又は意匠の正式登録及び特許証付与(第1393条)の後に効力を生ずるものとする。

2. 付与された公的許可を必要とする薬物、殺虫剤又は農薬に関連した発明について特許付与を求める出願の提出日から、当該出願に対する初回の許可の付与日まで、5年を上回る期間が経過した場合、各発明に係る排他的権利及び当該権利を証する特許の存続期間は、特許権者からの請求に応じて、連邦の知的財産当局により延長されるものとする。前記存続期間は、発明の特許付与を求める出願の提出日から起算して、発明を使用する初回許可の受領日に至る期間から5年を減じた期間にわたり延長されるものとする。この場合、当該発明に対する

特許の存続期間は 5 年を超えない期間，延長されうる。期間の延長の請求は，特許の存続期間中に，発明の出願に対する許可の受領日又は特許付与日のうち満了が遅い方から 6 月以内に，特許権者により提出されるものとする。

3. 特許権者の請求に応じて，実用新案に係る排他的権利及び当該権利を証する特許の存続期間は，出願書に記載された期間のうち 3 年を上限として，意匠に係る排他的権利及び当該権利を証する特許の存続期間は，出願書に記載された期間のうち 10 年を上限として，連邦の知的財産当局により延長されるものとする。

4. 発明，実用新案又は意匠の特許の存続期間を延長するための手続は，知的財産分野における規範的かつ法的規整を所轄する連邦の執行当局がこれを定める。

5. 発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利の，及び当該権利を証する特許の効力は，本法第 1398 条及び第 1399 条に定める理由及び手続に基づき，無効とされ，又は存続期間満了前に終了したとされるものとする。

### **第 1364 条 発明，実用新案又は意匠の公知への移行**

1. 排他的権利の存続期間の満了後，発明，実用新案又は意匠は公知となるものとする。

2. 公知となった発明，実用新案又は意匠は，何人も，同意又は何らの許可も得ることなく，かつ対価の支払を要せず，無償でこれを使用する。

### 第3節 発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利の処分

#### 第1365条 発明，実用新案又は意匠に係る排他権の譲渡契約

1. 発明，実用新案又は意匠に係る排他権の譲渡に関する契約（特許譲渡契約）に基づき，一方当事者（特許所有者）は，知的活動の相応する成果に係る自己の排他権を全面的に他方当事者 - 当該排他権の受領者（特許購入者） - に譲渡する又は譲渡する義務を負う。
2. 意匠に係る排他権の譲渡は，商品又はその製造者について消費者に誤認を生じさせる虞がある場合は認められない。

#### 第1366条 発明特許の譲渡契約締結の公募

1. 発明の単独発明者である出願人は，特許付与若しくは特許出願拒絶の決定の前又は当該出願の前に，特許証が交付された場合は，自分は，確立された慣行と合致する条件に基づく当該特許の譲渡契約を次に掲げる者と締結する義務を負う旨の宣言を提出することができる。すなわち，「次に掲げる者」とは，ロシア連邦に居る者又はロシア法人であって，かかる希望を最初に表明し，かつ，特許所有者及び知的所有権事項に関する連邦行政機関に対し通知したものをいう。かかる宣言が存在する場合は，本法に基づく特許手数料は，発明に係る特許出願及びそれに基づいて発行された特許証について出願人から徴収しないものとする。かかる宣言の提出前に納付された手数料は，還付されないものとする。  
知的所有権に係る連邦行政機関は，かかる宣言の通知を公報において公告する。
2. 本条第1段落にいう宣言に基づいて発明特許の譲渡に係る契約を締結した者は，出願人（又は特許所有者）が当該納付を免除されてからのすべての特許手数料を納付する義務を負う。以降の特許手数料は，通常の所定の手続に従い納付されるものとする。  
特許の譲渡に係る契約に基づく排他権の購入者への移転の国家登録は，出願人（特許所有者）は納付が免除されてからの特許税の納付を条件として，知的所有権に関する連邦行政機関により行われる。
3. 本条第1段落に基づく宣言が提出された発明特許許可通知の公告日から2年以内に，当該特許の譲渡に係る契約の締結希望に関する通知書を知的所有権に係る連邦行政当局が受領しなかった場合は，特許所有者は，当該連邦当局に対し，自己の宣言の取下に係る請求を提出することができる。この場合，本法に規定する出願人（特許所有者）が当該納付を免除されてからの特許手数料を納付するものとする。以降の特許手数料は，所定の手続に従って納付する。  
知的所有権に係る連邦行政機関は，本条第1段落に基づく宣言の取下に関する通知をその公報において公告する。

#### 第1367条 発明，実用新案又は意匠を使用する権利の付与に関する実施許諾契約

実施許諾契約により，一方当事者すなわち特許権者（許諾者）は，他方当事者（被許諾者）に対して，契約に定める限度内で特許に証された発明，実用新案又は意匠を使用する権利を付与するか又は付与する義務を負う旨を約する。

#### 第1368条 発明，実用新案又は意匠に係るオープンライセンス

1. 特許権者は，発明，実用新案又は意匠を使用する権利を何人に対しても付与する（オープ

ンライセンス)可能性に関する陳述を連邦の知的財産当局に提出することができる。

この場合、発明、実用新案又は意匠に係る特許維持手数料の金額は、50パーセント減額され、当該減額は、連邦の知的財産当局がオープンライセンスに関する通知を公表した年の翌年から適用されるものとする。

発明、実用新案又は意匠を使用する権利が何人に対しても付与され得る実施許諾の条件は、特許権者がこれを連邦の知的財産当局に対して通知するものとし、連邦の当該知的財産当局は、オープンライセンスに関する各通知を特許権者の費用負担で公表するものとする。特許権者は、上述の発明、実用新案又は意匠を使用する意思表示をなした者と、通常(非独占的)実施許諾の条件に従い、実施許諾契約を締結する義務を負うものとする。

2. オープンライセンスに関する通知の公表日から2年以内に、特許権者が、当該特許権者がなした宣言に基づく条件で実施許諾契約を締結する旨の書面による申し出を受理しなかった場合、当該特許権者は、上記2年の期間満了時に、オープンライセンスに関する自己の宣言の取下げの請求を、連邦の知的財産当局に提出することができる。この場合、特許維持手数料は、オープンライセンスに関する通知の公表日以後の期間全体につき納付されるものとし、かつ、将来にわたり全額が納付されるものとする。前記連邦当局は、宣言の取下げに関する通知を官報に掲載するものとする。

#### **第 1369 条 発明、実用新案又は意匠に係る排他権を処分する契約の方式並びに排他権及びその質入の移転並びに発明、実用新案又は意匠を使用する権利の付与に係る国家登録**

1. 特許の譲渡に関する契約、ライセンス許諾契約及びその他の契約で発明、実用新案又は意匠に係る排他権が処分されるものは、書面により締結されるものとする。この書面方式義務を遵守しなかったときは、かかる契約は無効とする。

2. 発明、実用新案若しくは意匠に係る排他権の譲渡若しくは質入又はこれらの使用権の契約による付与は、本法第 1232 条により定める手続に基づく国家登録の対象となる。

#### 第4節 職務遂行中又は契約に基づく任務遂行中に職務としてなされた発明，実用新案の考案又は意匠の創作

##### 第1370条 職務発明，職務考案又は職務意匠

1. 自己の職務として又は雇用者が指定した特定の任務として従業者がした発明，考案した実用新案又は創作した意匠は，それぞれ，職務発明，職務考案又は職務意匠とみなされるものとする。
2. 職務発明，職務考案又は職務意匠に係る創作者人格権は，従業者（発明者，考案者又は創作者）に帰属するものとする。
3. 職務発明，職務考案又は職務意匠に係る排他的権利及び特許を取得する権利は，従業者と雇用者との間の民法又はその他の契約に別段の定めがない限り，雇用者に帰属するものとする。
4. 別段の規定を定める使用者と従業者との間の契約（本条第3段落）が存在しないときは，従業者は，自己の雇用義務の遂行の過程で又は使用者に課された特定の職務から生じた自己の創作であってその成果が法的保護を受けられるものについて，書面により使用者に通知しなければならない。

従業者による通知の日から4月以内に，使用者が，当該発明，職務実用新案又は職務意匠について特許の付与を求める出願を知的所有権に係る連邦行政機関に対して行わず，職務発明，職務実用新案又は職務意匠について特許を取得する権利を他人に移転せず，かつ，当該知的活動の成果に関する情報を秘密にしておくことについて当該従業者に通知しないときは，かかる発明，実用新案又は意匠について特許を取得する権利は，当該従業者に帰属する。この場合，使用者は，特許の有効期間中，単純（非排他的）ライセンスに基づき，補償金を特許所有者に支払って当該職務発明，職務実用新案又は職務意匠を自己の事業に使用する権利を有するものとし，支払の金額，条件及び方法は従業者と使用者との間の契約により決定され，紛争が生じた場合は裁判で解決されるものとする。

使用者が，職務発明，職務実用新案若しくは職務意匠について特許を受けるか，かかる発明，実用新案若しくは意匠についての情報を秘密にしておくこととしその旨を従業者に通知するか，特許を取得する権利を他人に移転するか又は自己の管理の及ばない事情により自己が行った出願に基づいて特許を取得できなかった場合は，従業者は補償金を受ける権利を有する。当該補償金の額，使用者による支払の条件及び手続は，使用者と従業者との間の契約により決定され，紛争が生じた場合は裁判により決定されるものとする。

職務発明，職務実用新案又は職務意匠について補償金を受ける権利は不可譲であるが，排他権の残存有効期間については発明者・考案者・創作者の相続人に移転する。

5. 雇用者の財政的，技術的又はその他の有形資産を用いたが，自己の職務又は雇用者が指定した特定の任務としてでなく，従業者がなした発明，考案した実用新案又は創作した意匠は，職務発明，職務考案又は職務意匠とはされないものとする。当該発明，実用新案又は意匠について特許を取得する権利及び当該発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利は，従業者に帰属するものとする。この場合，雇用者は，自己の裁量で，創作された知的活動の成果を，排他的権利の全存続期間にわたり自己の必要のために使用する無償の通常（非独占的）実施権の付与を要求する権利又は当該発明，実用新案の考案又は意匠の創作と関連して雇用者が負担した費用の返還請求権を有するものとする。



### 第 1371 条 契約に基づく業務遂行中に創作された発明，実用新案又は意匠

1. 労働契約又は研究，開発若しくは技術的作業の実施に係る契約であって，発明，実用新案又は意匠の創作について明示的に規定していないものの履行中に創作された発明，実用新案又は意匠に関して特許及び排他権を取得する権利は，請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定がない限り，請負人(業務遂行者)に帰属する。

この場合，契約に別段の規定がない限り，顧客は，特許の全有効期間を通じ，追加の補償金を支払うことなく，単純(非排他的)ライセンスに基づき，基礎となる契約の締結の目的で当該発明，実用新案又は意匠を使用する権利を有するものとする。請負人(業務遂行者)が特許の取得又は当該特許の他人への譲渡に係る自己の権利を移転したときは，顧客は，引き続き，当該発明，実用新案又は意匠を同一の条件で使用する権利を有する。

2. 請負人(業務遂行者)と依頼人との間の契約に基づき，特許を取得する権利又は発明，実用新案又は意匠に係る排他的権利が，依頼人又は依頼人が指定する第三者に対し移転された場合，請負人(業務遂行者)は，契約に別段の定めがない限り，特許の全存続期間にわたり無償の通常(非独占的)実施許諾によりなされた発明，考案された実用新案又は搜索された意匠を自己の必要のために使用する権利を有するものとする。

3. 本条第 1 項に明記された発明者，実用新案の考案者又は意匠の創作者であって特許権者以外の者は，本法第 1370 条第 4 項に基づく対価が支払われるものとする。

### 第 1372 条 注文に基づいて創作された意匠

1. 契約で，その主題が(契約に基づく)意匠の創作であったものに基づいて創作された意匠について特許及び排他権を取得する権利は，請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定がない限り，顧客に帰属する。

2. 本条第 1 段落に基づき，意匠について特許及び排他権を取得する権利が顧客に帰属するときは，請負人(業務遂行者)は，契約に別段の規定がない限り，当該特許の有効期間中，無料の単純(非排他的)ライセンスに基づき，当該意匠を自己の必要のために使用する権利を有する。

3. 請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に従い，当該意匠について特許及び排他権を取得する権利が請負人(業務遂行者)により所有されている場合は，顧客は，当該特許の有効期間中，無料の取消不能(非排他的)ライセンスに基づき，契約締結の目的であった意匠を使用する権利を有する。

4. 注文に基づいて創作された意匠の創作者であって特許所有者でないものは，本法第 1370 条第 4 段落に従い補償を受けるものとする。

### 第 1373 条 国家又は地方自治体との契約に基づく業務の遂行中になされた発明，実用新案の考案又は意匠の創作

1. 国家又は地方自治体との契約の下で，国家又は地方自治の必要のための業務遂行中になされた発明，考案された実用新案又は創作された意匠につき，特許を取得する権利及びこれに係る排他的権利は，国家又は地方自治体との契約を履行する組織(「業務遂行者」)に帰属するものとする。但し，国家又は地方自治体との契約により，当該権利が，国家若しくは地方自治体である依頼人が代理として行動するロシア連邦，ロシア連邦構成主体若しくは地方自

治の機関に帰属すると規定される場合又は当該権利が業務遂行者及びロシア連邦、ロシア連邦構成主体若しくは地方自治体の機関の共有とする旨を規定される場合はこの限りではない。

2. 国家又は地方自治体との契約に従い、特許を取得する権利及び発明、実用新案又は意匠に係る排他的権利がロシア連邦又は地方自治体の機関に帰属する場合、国家又は地方自治体である依頼人は、発明、実用新案又は意匠としての法的保護に適格な知的活動の成果を得た旨を書面により業務遂行者が通知した日から6月以内に、特許付与を求める出願を提出することができる。国家又は地方自治体である依頼人が、前記期間内に出願の提出を怠った場合、特許を取得する権利は業務遂行者に帰属するものとする。

3. 国家又は地方自治体との契約の下における発明、実用新案又は意匠につき、特許を取得する権利及びこれに係る排他的権利がロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体の機関に帰属する場合、業務遂行者は、自己の従業者及び第三者と相応の合意を締結することにより、すべての権利を取得し、かつ、当該権利がロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体の機関それぞれへの移転のために維持されるよう確保する義務を負うものとする。この場合、請負人〔業務遂行者〕は、第三者から各権利を取得することと関連して負担した経費を補填するための報酬を請求する権利を有するものとする。

4. 国家又は地方自治の必要のための国家又は地方自治体との契約の下における業務遂行中になされた発明、考案された実用新案又は創作された意匠の特許が、本条第1項により、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体の機関のいずれにも帰属しない場合、特許権者は、国家又は地方自治体である依頼人の要求に応じ、依頼人が指定する者に対し、国家又は地方自治の必要のために当該発明、実用新案又は意匠を使用するための無償の通常(非独占的)実施許諾を付与する義務を負うものとする。

5. 国家の必要のための国家又は地方自治体との契約の下における業務遂行によりなされた発明、考案された実用新案又は創作された意匠の特許が、業務遂行者とロシア連邦、業務遂行者とロシア連邦構成主体又は業務遂行者と地方自治体の機関とを共有者として付与される場合、国家又は地方自治体である依頼人は、業務遂行者への事前通知をもって、国家又は地方自治の必要のための業務遂行又は製品供給を目的として、当該発明、実用新案又は意匠を使用する無償の通常(非独占的)実施許諾を得る権利を有するものとする。

6. 本条第1項に基づき、発明、実用新案又は意匠の特許を自己の名で取得した業務遂行者が特許存続期間をその満了前に終了させる決定を行う場合、業務遂行者は、国家又は地方自治体である依頼人に通知し、かつ、その要求に応じて、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体の機関に対し当該特許を無償で移転する義務を負うものとする。

本条第1項に基づき、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体の機関の名で付与された特許の存続期間をその満了前に終了させる決定が採択された場合、国家又は地方自治体である依頼人は、業務遂行者に通知し、かつ、業務遂行者の要求に応じて、業務遂行者に対し当該特許を無償で移転するものとする。

7. 本条第1項に明記された発明者、実用新案の考案者又は意匠の創作者には、本法第1370条第4項に基づき対価が支払われるものとする。

## 第5節 特許付与

### 1. 特許付与を求める出願，出願の補正及び取下げ

#### 第1374条 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願の提出

1. 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願は，本法に基づき特許を取得する資格がある者（「出願人」）により，連邦の知的財産当局に提出されるものとする。
2. 発明，実用新案又は意匠に対する特許付与を求める請求はロシア語で記載されるものとする。その他の出願書類はロシア語又は他言語で記載されるものとする。出願書類が他言語で記載される場合は，ロシア語による翻訳文が出願に添付されるものとする。
3. 発明，実用新案又は意匠に係る特許付与を求める請求は，出願人により，及び弁理士又はその他の代理人を介して請求を提出する場合には，出願人又は出願を提出する出願人の代理人により署名されるものとする。
4. 発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願書類の要件は，本法及び知的所有権の分野における規範的及び法的規制に責任を負う連邦行政機関により定められる。
5. 所定の特許手数料の納付を確認する文書又は特許手数料の未納若しくは減額又は延納の根拠を確認する文書は，発明，実用新案又は意匠の特許付与を求める出願に添付されるものとする。

#### 第1375条 発明の特許付与を求める出願

1. 発明の特許付与を求める出願（「発明出願」）は，単一の発明又は単一の発明概念を形成するよう結び付けられた一群の発明と関連するものとする（「発明の単一性の要件」）。
2. 発明に係る願書には，次に掲げるものを含めるものとする。
  - (1) 発明者及び出願人 - 特許を受ける権利を有する者 - 並びに各人の居所又は所在地を表示する特許出願
  - (2) 当該技術の熟練者が当該発明を実施することを可能にする程度に当該発明の本質を十分詳細に開示する発明の説明
  - (3) 発明の本質的特徴を明確にしかつ明細書により十分に裏付けられたクレーム
  - (4) 図面及びその他の資料。ただし，発明を理解する上で必要な場合
  - (5) 要約
3. 発明出願の提出日は，連邦の知的財産当局による，特許付与の請求，発明の明細並びに明細中に言及されている場合は図面を含む出願の受理日及び前記書類のすべてが同時に提出されなかった場合は最終の文書の受理日であるものとする。

#### 第1376条 実用新案の特許付与を求める出願

1. 実用新案の特許付与を求める出願（実用新案出願）は，単一の実用新案に関連するものとする（実用新案の単一性の要件）。
2. 実用新案の出願には，次に掲げるものを含めるものとする。
  - (1) 実用新案の考案者及び出願人 - 特許を受ける権利を有する者 - 並びに各人の居所又は所在地を表示する特許出願
  - (2) 当該技術の熟練者が実用新案を作り，使用することを可能にするのに十分な情報を開示す

る実用新案の明細書

(3) 実用新案の本質を明確に表現しかつ十分にその明細書に基づいた、単一の技術的解決に関する実用新案の方式

(4) 図面。ただし実用新案の本質を理解するのに必要な場合

(5) 要約

3. 実用新案出願の提出日は、知的所有権に係る連邦行政機関による、特許の付与を求める願書、実用新案明細書及び明細書に言及がある場合は図面の受領の日並びにこれらの文書すべてが同時に提出されなかった場合は、最後に提出された書類の受領の日とする。

### 第 1377 条 意匠の特許付与を求める出願

1. 意匠の特許付与を求める出願(意匠出願)は、1 件の意匠又は単一の創作的概念を形成するように密接に関連付けられた一群の意匠に関連するものとする(意匠の単一性の要件)。

2. 意匠出願には、次に掲げるものを含めるものとする。

(1) 意匠の創作者及び出願人 - 特許を受ける権利を有する者 - 並びに各人の居所又は所在地を表示する特許出願

(2) 意匠の本質的特徴の完全な理念を提示しかつ物品の外観の美学を提示する物品の 1 組の像

(3) 意匠の本質を開示するために必要な場合は、物品の全体図及び組立チャート

(4) 意匠の明細書

3. 意匠出願の提出日は、知的所有権に係る連邦行政機関による、特許出願及び物品の審美的特徴を規定する意匠の本質的特徴の全体像を表現する物品の 1 組の像の受領の日並びにこれらの文書すべてが同時に提出されなかった場合は、最後に提出された書類の受領の日とする。

### 第 1378 条 発明、実用新案又は意匠に係る出願の補正

1. 出願人は、特許付与又は特許付与拒絶について決定が下される前に、知的所有権に関する連邦行政機関の請求に基づいて補足資料を提出することにより、発明、実用新案又は意匠に係る自己の出願書類への追加、明確化及び訂正を伴う変更を提案することができるが、ただし、当該追加、明確化及び訂正が発明、実用新案又は意匠に係る出願の本質を変更しないことを条件とする。

出願人は、本法第 1386 条第 2 段落から第 4 段落までに定める態様により行われた情報調査に関する報告の受領後、自発的に、補正されたクレームで発明に実質的な変更をもたらさないものを提示すると共に明細書を補正する 1 回限りの権利を有する。

2. この追加資料は、次に掲げるものを含むとき、次に掲げる場合の 1 において発明又は実用新案に係る出願を変更するものである。

- 検討のために受理された発明又は発明の一群又はその他の実用新案に関して発明の単一性の要件を満たさない発明

- 発明又は実用新案の方法に含まれるべきであるが、本法第 1375 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落まで又は第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までにいう出願書類において開示されておらず、出願の提出日に提出されなかった特徴

- 発明又は実用新案により提供されるが、同じ書類に含まれる技術的成果に関係しない技術的成果の開示

3. この追加資料は、次に掲げるところに該当する物品の像を含む場合、意匠に係る出願を本質的に変更するものである。

- 検討のために提示された像において開示された意匠又は一群の意匠に関して意匠の単一性の要件を満たさない他の意匠が提示されている像

- 提示された意匠の本質的な特徴が出願日に提出された像に存在していないか又は出願日に提示された像に有った意匠の本質的な特徴が除去された像

4. 発明、実用新案又は意匠の登録前、出願人は、自発的に、出願書類において、発明者・考案者・創作者及び出願人についての情報の変更(特許を取得する権利の他人への移転又は発明者・考案者・創作者の名称若しくは出願人の名称の変更によるものを含む)並びに明白かつ技術的な誤りの訂正を行うことができる。

5. 発明に係る出願書類に出願人が行った変更は、これが出願日から15月以内に知的所有権事項に関する連邦行政機関に提示された場合は、出願についての情報を公告する時に考慮される。

### **第1379条 発明、実用新案又は意匠に係る出願の変更**

1. 発明に係る出願の公告(第1385条第1段落)前であって発明特許付与に関する決定の日以前又は発明特許の付与若しくは取下に係る請求を拒絶する決定を下す時であって本法に基づいて当該決定に対する異論を最早提起できなくなる前は、出願人は、適切な申請を知的所有権に関する連邦行政機関に提出することにより、当該出願を実用新案出願又は意匠出願に変更することができるが、ただし、出願人が本法第1366条第1段落に基づき、特許譲渡に係る契約を締結する提案を提示している場合はこの限りでない。

2. 実用新案出願の発明若しくは意匠に係る出願への変更又は意匠出願の発明若しくは実用新案(出願)への変更は、特許の付与に関する決定若しくは特許付与を拒絶する決定又は出願が取り下げる旨の宣言の日まで - 本法に基づき当該決定に対する異論を提出する可能性が閉ざされるまでは、申請を知的所有権に関する連邦行政機関に提出することにより認められる。

3. 本条第1段落又は第2段落に従った発明、実用新案又は意匠に係る出願の変更は、本法第1375条第3段落、第1376条第3段落、第1377条第3段落、第1381条第3段落又は第1382条の要件に従う変更された出願の優先権及び提出日に変わりがない場合は認められる。

### **第1380条 発明、実用新案又は意匠に係る出願の取下**

出願人は、発明、実用新案又は意匠について提出した出願を、発明、実用新案又は意匠の各登録簿への国家登録前に取り下げることができる。

## **2. 発明、実用新案及び意匠の優先権**

### **第1381条 発明、実用新案又は意匠の優先権の証明**

1. 発明、実用新案又は意匠についての優先権は、連邦の知的財産当局に対する、発明、実用新案又は意匠の出願の提出日に証明されなければならない。

2. 発明、実用新案又は意匠についての優先権は、出願人が補充資料を別の出願として提出する場合は、当該補充資料の受理日により決定されるものとする。但し、補充資料が請求された解決の本質を変更すると認められないことを理由に補充資料を斟酌することができない旨

の通知を連邦の知的財産当局から出願人が受領した後 3 月以内に当該別出願が提出されたこと、当該出願の提出日に上述の補充資料を含む出願が取り下げられておらず、かつ取り下げられたものと確認されていなかったことを条件とする。

3. 発明、実用新案又は意匠の優先権は、同一出願人が、当該発明、実用新案又は意匠を開示する先の発明、実用新案又は意匠出願を知的所有権に関する連邦行政機関に提出した日より決定される。ただし、優先権を主張している出願の提出日に、当該先の出願が取り下げられておらず、取り下げられたとみなされておらず、かつ、当該先の出願に基づいて発明、実用新案又は意匠が該当登録簿に登録されておらず、また、当該先の出願の提出日から 12 月以内に優先権を主張する発明に係る出願が提出されており、他方当該先の出願が提出された日から 6 月以内に実用新案又は意匠に係る出願が提出されたことを条件とする。

優先権を請求している出願の提出時に、先の出願が取り下げられたものとみなされる。

優先権は、先の優先権が既に主張されている出願の提出日より定めることはできない。

4. 分割出願のもとでの発明、実用新案又は意匠についての優先権は、連邦の知的財産当局に対し同一出願人が当該発明、実用新案又は意匠を開示する最初の出願を提出した日より決定され、原出願のもとでより早い優先権が存在している場合は、最先の優先権の日付により決定されるものとする。但し、分割出願の提出日において、発明、実用新案又は意匠に係る原出願が取り下げられておらず、かつ取り下げられたものと確認されていなかったこと、及び本法に定める原出願の下で特許の付与を拒絶する査定に対する不服申立期間満了前に、又は原出願を基礎として特許付与の査定がなされた場合は、当該発明、実用新案又は意匠の登録日の前に、分割出願が出願されたことを条件とする。

5. 発明、実用新案又は意匠についての優先権は、本条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び本法第 1382 条に定める各規定の要件に従い、数個の先の出願又はその補充資料を基礎として決定されてよい。

### **第 1382 条 条約による発明、実用新案又は意匠の優先権**

1. 発明、実用新案又は意匠についての優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国における発明、実用新案又は意匠に係る最初の出願日より決定されるものとする（「条約による優先権」）。但し、連邦の知的財産当局に対して、発明又は実用新案の出願は上記の優先日から 12 月以内に、及び意匠の出願の出願は上記の優先日から 6 月以内に提出されたことを条件とする。出願人の支配が及ばない事情により、所定の期間内に条約優先権の主張を伴う出願が提出できなかった場合、当該期間は、2 月を超えない範囲内で連邦の知的財産当局がこれを延長することができる。

2. 意匠出願に関して条約優先権を行使しようとする出願人は、当該出願の提出後 2 月以内に知的所有権事項を管轄する連邦行政機関にその旨を通知し、かつ、条約優先権を主張している出願の当該連邦機関への提出後 3 月以内に本条第 1 段落にいう最初の出願の認証謄本を提示するものとする。最初の出願の認証謄本が前記期間内に提出されなかった場合でも、知的所有権事項を管轄する連邦行政機関は、前記期間の満了前に出願人が当該知的所有権に関する連邦行政機関に提出した申立に基づき、当該優先権を承認することができる。申立は、最初の出願の謄本が最初の出願の提出日から 8 月以内に最初の出願の提出先と同じ特許機関から出願人により請求され、かつ、出願人がそれを受領した日から 2 月以内に知的所有権事項を管轄する連邦行政機関に提示されることを条件として認めることができる。

3. 発明又は実用新案出願に関して条約優先権を行使することを希望する出願人は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の特許部局に最初の出願を提出してから16月以内に、知的所有権に関する連邦行政機関に通知し、かつ、最初の出願の謄本を同連邦機関に提出するものとする。

この期間内に最初の出願の認証謄本が提出されなかった場合でも、知的所有権に関する連邦行政機関は、前記期間内に出願人が当該連邦機関に提出した申立に基づき、条約優先権を承認することができる。ただし、最初の出願の謄本が最初の出願の提出から14月以内に最初の出願の提出先である特許部局から出願人により請求され、かつ、出願人がそれを受領してから2月以内に知的所有権に関する連邦行政機関に提出されることを条件とする。

知的所有権事項を管轄する連邦行政機関は、発明又は実用新案の優先権に係る主張の有効性の確認が当該発明又は実用新案の特許性の確認に基づいている場合にのみ、発明又は実用新案に係る最初の出願のロシア語への翻訳文を出願人に要求することができる。

### 第1383条 発明、実用新案又は意匠の優先日の一致の結果

1. 複数の出願人が同一の発明、実用新案又は意匠に係る出願を提出し、かつ、これらの出願が同一の優先日を有することが審査の過程で明らかになった場合、当該発明、実用新案又は意匠に係る特許は、これらの出願の1のみに、すなわち出願人との合意により決定される者に付与されるものとする。

知的所有権に係る連邦行政機関から通知を受領した日から12月以内に、出願人間で到達した合意について前記連邦機関に通知するものとする。

出願の1に対する特許付与により、当該出願に表示されたすべての発明者・考案者・創作者は、同一の発明・実用新案又は意匠に関して共同発明者・共同考案者・共同創作者と認められるものとする。

同一の発明、実用新案又は意匠について同一の優先日を有する複数の出願が同一出願人により提出された場合には、特許は出願人が選択する出願に付与されるものとする。出願人は、本段落第2副段落に規定する期間及び態様に従い、自己の選択を通知するものとする。

出願人からの前記の通知又は定められた期間の延長に係る請求が、本法第1386条第6段落に規定する期間及び態様に従い知的所有権に係る連邦行政当局により受領されなかった場合は、当該出願は取り下げられたものとみなされる。

2. 発明と同一の実用新案の優先日が一致し、これらに関する特許付与を求める出願が同一出願人により提出された場合、これら出願のうち一出願に係る特許が付与された後、他の出願に係る特許付与は、同一の発明若しくは実用新案のうち最先の特許権者が、当該特許の存続期間を終了させる請求を連邦の知的財産当局に提出したことを条件として、可能であるものとする。この場合、最先の特許の存続期間は、本法第1394条に基づき他の出願に係る特許付与に関する情報が公開された日に終了するものとする。発明又は実用新案の出願に対する特許付与に関する情報及び最先の特許の存続期間終了に関する情報は、同時に公開されるものとする。

3. 発明、実用新案又は意匠の特許付与を求める出願の審査。発明、実用新案又は意匠の暫定法的保護。

### 第 1384 条 発明に係る出願の方式審査

1. 知的所有権に関する連邦行政機関により受領された発明特許出願に関して、本法第 1375 条第 2 段落により要求される書類の完全性及び当該書類の法定要件への適合性を確認するために、方式専門審査が行われる。
2. 知的所有権に関する連邦行政機関は、当該審査の終了後、出願人に対し、発明に係る同人の出願の方式専門審査の肯定的な結果を直ちに通知するものとする。
3. 発明出願が出願書類に係る要件に適合していない場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、出願人に対し請求書を送付し、当該請求の受領から 3 月以内に、訂正された書類又は欠けている書類を提出するよう求めるものとする。出願人が所定の期間内に当該書類を提出せずかつ期間延長を求める申立も提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。前記の連邦行政機関は、当該期間を 10 月を越えない範囲で延長することができる。
4. 発明出願の方式専門審査を行って、これが発明の単一性要件(第 1375 条第 1 段落)に違反していることが確認されたときは、知的所有権に関する連邦行政機関は、出願人が対応する通知を受領してから 3 月の期間内に、請求された発明の何れを審査の対象とするかを宣言すること及び必要な場合は出願書類を補正することを認めることができる。当該出願において請求されたその他の発明は、分割出願の形式にすることができる。出願人が当該期間内に請求された発明の何れを審査の対象とするかを宣言せず、かつ、必要な場合に、該当する書類を提出することもしなかったときは、出願中で最初に請求された発明が審査されるものとする。
5. 発明出願の方式専門審査を行って、出願人が提出した追加資料が出願の内容を変更することが確認された場合は、本法第 1386 条第 6 段落第 3 副段落の規定が適用される。

### 第 1385 条 発明出願に関する情報の公開

1. 連邦の知的財産当局は、方式審査の結果が肯定的である場合、発明の出願の提出日から 18 月の期間満了時、発明の出願に関する情報を官報に掲載するものとする。公開されるデータの一覧表は、知的財産分野における規範的かつ法的規整を所轄する連邦執行当局がこれを決定する。  
発明者は、発明の出願に関する公開情報中における氏名表示権を放棄することができる。  
発明の出願の提出日から 12 月の期間満了前に提出された出願人の請求に応じて、連邦の知的財産当局は、当該提出日から 18 月の期間満了前に発明の出願に関する情報を公開することができる。  
発明の出願を提出した日から 12 月の期間満了前に、出願が取り下げられたか若しくは取り下げられたと認められた場合又は出願に基づいて発明の登録が発効した場合は、公開は行われないうものとする。
2. 出願が、発明に関する情報の公開日において取り下げられているか又は取り下げられたと認められていない限り、何人も、発明の出願に関する情報の公開後は、出願書類を閲覧する権利を有するものとする。出願書類に対するアクセスを管理する手続及び出願書類の複写を作成する手続は、知的財産分野における規範的かつ法的規整を所轄する連邦執行当局にこれを定める。
3. 発明の出願に関する情報の公開日において出願が取り下げられているか又は取り下げられたと認められた場合、かかる情報は、発明の出願に関する情報の公開日から 12 月の期間満



了前に連邦の知的財産当局に提出された同一出願人による後続出願の処理において、先行技術には含まれないものとする。

### 第 1386 条 発明に係る出願の実体審査

1. 出願人又は第三者が知的所有権に関する連邦行政機関に発明出願の請求を提出したときは、その提出日から 3 年以内にかつ方式専門審査の結果が肯定的であることを条件として、当該発明出願は、その実体に関して専門審査を受ける。知的所有権に関する連邦行政機関は、第三者から申立を受領したときは出願人に通知するものとする。

知的所有権に関する連邦行政機関は、出願人が提出する請求に基づき、発明出願の実体に関する専門審査に係る申立の提出期限を 2 月を越えない範囲で延長することができる。

発明出願の実体に関する専門審査を求める申立が所定の期間内に提出されない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

2. 発明出願の実体に関する専門審査には次に掲げるものが含まれる。

- 請求された発明に関して、当該発明の特許性の比較対象である先行技術の水準を評価する情報調査

- 請求された発明の本法第 1349 条第 4 段落の要件並びに本法第 1350 条第 1 段落第 1 副段落並びに第 1350 条第 5 段落及び第 6 段落に定める特許性条件の遵守の確認

- 当該技術に熟練した専門家が当該発明を実施するための本法第 1375 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに従ったかつ出願日に提出されている出願書類中での請求されている発明の開示の適切性の再吟味

- 請求されている発明の本法第 1350 条第 1 段落第 2 副段落に規定する特許性の条件の遵守の確認

知的所有権に関する連邦行政機関は、(先行技術)情報調査に関する報告を出願人に送付する。第 1349 条第 4 段落並びに本法第 1350 条第 5 段落及び第 6 段落に定める対象に関しては情報調査は行われず、知的所有権に関する連邦行政機関は、その旨を出願人に通知するものとする。

情報調査の遂行及び報告に係る手順は、知的所有権の分野における規範的法規制に関する連邦行政機関により定められる。

3. 発明出願の実体に関する専門審査を求める申立が出願の提出と共に提出され、かつ、提出日の優先権より先の優先権が出願中で主張されていない場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、出願の実体に関する専門審査の開始日から 7 月が経過する前に、その情報調査に関する報告を出願人に送付する。

知的所有権に関する連邦行政機関は、連邦行政機関の記録に欠けている情報を他の組織に請求する必要があるか又は請求されている発明の特性から通常の様態で情報調査を行うことが不可能である場合は、情報に関する報告を出願人に送付するための期間を延長することができる。連邦行政機関は、情報調査に関して報告する期間の延長の事実及び延長の理由について出願人に通知するものとする。

4. 出願人及び第三者は、特許出願、方式審査を求める申立及び請求する発明の特許性に関して技術水準を決定するための情報調査の実施を求める申立をする権利を有する。かかる情報調査及びその結果に関する情報の提供に係る手続及び条件は、知的所有権の分野における規範的法規制に関する連邦行政機関により定められる。

5. 本法第 1385 条に従った発明出願の公告の後、知的所有権に関する連邦行政機関は、本条第 2 段落及び第 4 段落に従って行われた情報調査に関する報告を作成する。

発明出願の公告の後、何人も、本法第 1350 条に基づく請求されている発明の特許性に関する自己の意見を提出することができる。かかる者は、出願に関する手続に参加しない。かかる者の見解は、本法第 1387 条に定める出願に関する決定が下されるときに考慮される。

情報調査の結果及びかかる結論に関する報告の公告

についての出願人に対する通知に係る手続及び条件は、知的所有権の分野における規範的法規制を管轄する連邦行政機関により定められる。

6. 発明出願の実体に関する専門審査の間、知的所有権に関する連邦行政機関は、出願人から、専門審査又は特許の付与に関する決定の採択に不可欠な追加資料(補正されたクレームを含む)を請求することができる。この追加資料は、出願の実体を変更することなしに、請求又は出願に反駁する資料の写しの送付から 3 月以内に提出されるものとする。ただし、当該写しに関しては、当該連邦機関による請求から 2 月以内に、出願人がこれを請求することを条件とする。所定の期間内に、出願人が請求された資料を提出するか又は期間の延長を求める申立を提出しない限り、出願は取り下げられたものとみなされる。当該連邦機関は、請求資料の出願人による提出のために定められた期間を 10 月を越えない範囲で延長することができる。出願の実体に関する専門審査において、発明の単一性要件が満たされていないことが確認された場合は、本法第 1384 条第 4 段落の規定が適用される。

出願人が追加資料を提出した場合は、当該資料が出願の内容を変更する(第 1378 条)ものであるか否かが確認される。

出願の内容を部分的に変更する追加資料は検討されない。出願人は、かかる資料を独立出願として提出することができる。知的所有権に関する連邦行政機関は、(この旨を)出願人に通知するものとする。

### 第 1387 条 発明特許の付与、付与拒絶又出願取下の宣言に関する決定

1. 発明出願の実体に関する専門審査により、出願人が提出した発明クレームにおいて提示されている請求された発明が、本法第 1349 条第 4 段落に記載されているものに関連せず、本法第 1350 条に規定する特許性の条件及び本法第 1375 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに言及されかつ出願日に提出された出願書類中の請求された発明の内容に合致し、かつ、発明の形成を適切に開示すると認められた場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、当該発明に特許証を発行する旨を決定するものとする。当該決定は、発明出願が提出された日及び発明の優先日を含むものとする。

発明出願の実体に関する専門審査において、出願人が提出した発明クレームに表示されている請求された発明が本段落第 1 副段落にいう特許性の要件若しくは条件の何れにも合致しないか又は本段落第 1 副段落にいう出願書類が本段落に定める要件に合致しないことが確認された場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、特許の付与を拒絶する旨を決定するものとする。

知的所有権に関する連邦行政機関は、特許の付与を拒絶する旨を決定する前に、請求された発明の特許性の確認の結果を通知すると共に、通知に記載された理由に応答する主張を求め、かかる理由に関する出願人の応答主張は、通知が送付された日から 6 月以内に提出しなければならない。

2. 発明出願は、知的所有権に関する連邦行政機関の決定に基づき、本章の規定に基づいて取り下げられたものとみなされる。
3. 出願人は、発明に係る特許付与に関する知的所有権に関する連邦行政機関の決定、発明に係る特許の拒絶又は発明出願が取り下げられたとの見做しを争うことができるものとし、そのためには、出願人は、関係決定又は特許証発行を拒絶する決定に引用されている資料の写しの請求を、出願に異議を申し立てている連邦行政機関から受領した日から7月以内に、自己の異論を当該連邦行政機関に提出するものとする。ただし、出願人が、当該発明出願に関して決定がなされた日から3月以内に前記の資料の写しを請求したことを条件とする。

#### **第 1388 条 特許資料を知る出願人の権利**

出願人は、何人も閲覧が認められない出願書類(特に、本法第 1383 条第 1 段落第 2 副段落に規定する通知に明記されている出願)を除き、すべての資料を閲覧する権利を有する。ただし、知的所有権に関する連邦行政機関から受領した請求、報告、決定、通知及びその他の書類に言及された発明の特許の付与に関連して、かかる出願に関するデータが公表されていないことを条件とする。出願人が前記の連邦当局に請求した特許書類の写しは、当該請求の受領日から1月以内に送付されるものとする。

#### **第 1389 条 発明出願の審査中に徒過した期限の回復**

1. 出願人が、知的所有権に関する連邦行政機関の請求に基づく出願書類又は追加資料に係る基本期限又は延長された期限(第 1384 条第 4 段落及び第 1386 条第 5 段落)、発明出願の実体に関する専門審査を求める申立の提出(第 1386 条第 1 段落)に係る期限並びに連邦行政機関への異論の提出に係る期限(第 1387 条第 3 段落)を徒過した場合は、当該連邦行政当局がこれを回復することができるが、出願人が当該期限を徒過した正当な理由を立証することを条件とする。

本法第 1384 条第 4 段落並びに第 1386 条第 1 段落及び第 6 段落に規定する期限は、知的所有権に関する連邦行政機関の決定であって出願取下の宣言に関する決定を破棄し徒過した期限を回復するものに基づき、本章の規定に従って回復されるものとする。

2. 出願人は、所定の期限の満了から12月以内は、徒過した期限の回復の請求を提出することができる。当該請求は、次に掲げるものの何れかを添えて、知的所有権に関する連邦行政機関に提出するものとする。

- 期間の回復を要する書類若しくは追加資料又はこれらの書類若しくは資料を提出する期限の延長の請求
- 発明出願の実体に関する審査の実施請求
- 知的所有権に関する連邦行政機関に対する不服申立

#### **第 1390 条 実用新案に係る出願の審査**

1. 知的所有権に関する連邦行政機関が受領した実用新案出願について、本法第 1376 条第 2 段落に規定する書類の存在及びかかる書類の所定の要件への適合性を確認するための方式審査を行うものとする。

この方式審査の結果が肯定的であった場合は、実用新案出願の専門審査が行われるが、これには次に掲げるものが含まれる。

当該実用新案の特許性を確認する基準となる技術水準を評価するための申告されている実用新案に関する情報調査

請求されている発明の、本法第 1349 条第 4 段落に規定する要件並びに本法第 1351 条第 5 段落第 1 副段落及び第 6 段落の特許性条件との適合性の確認

本法第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに従った、当該技術に熟練した者による作成のために出願日に提出された請求されている実用新案出願書類の開示の適切性の確認  
請求されている実用新案の、本法第 1351 条第 1 段落第 2 副段落に規定する特許性要件との適合性の確認

本法第 1349 条第 4 段落並びに第 1351 条第 5 段落及び第 6 段落に明示する事項に係る情報調査は行われぬものとし、知的所有権に関する連邦行政機関は、その旨を出願人に通知するものとする。

2. 実用新案出願の実体に関する専門審査により、出願人の発明方法に表現されている実用新案は、本法第 1349 条第 4 段落に掲げられているものを使用せずかつ本法第 1351 条の特許性条件に合致していること及びその提出日に提出された、本法第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに言及される出願書類の中の主張されている発明の本質的要素が、当該技術に熟練した専門家による発明の実施のために十分な詳細事項を開示していることが確認された場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、発明方法を伴う当該実用新案に実用新案特許を付与する決定を行うものとする。当該決定には、実用新案出願の提出日及び発明の優先日を含めるものとする。

実用新案の実体に関する専門審査において、出願人の方法に表現されている、主張される主題が本段落第 1 副段落の特許性条件の何れにも合致しないこと又は本法第 1376 条第 2 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに規定する出願書類であって出願日に提出されたものが当該技術に熟練した専門家による作成を可能にする上で十分な当該実用新案の詳細を適切に開示していないことが確認された場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、特許付与を拒絶する決定を行うものとする。

3. 実用新案出願の方式専門審査及び出願の実体審査においては、本法第 1384 条第 2 段落から第 5 段落まで、第 1386 条第 6 段落、第 1387 条第 2 段落及び第 3 段落、第 1388 条並びに第 1389 条の規定が適用される。

4. 知的所有権に関する連邦行政機関が行った検討において、出願書類中の情報が国家機密を構成することが判明した場合は、当該書類は、国家機密に関する法令により定められた手続に従って機密扱いにされる。出願人は、当該実用新案を取り下げる可能性又は秘密発明出願への変更の可能性について通知されなければならない。出願の検討は、出願人からの適切な出願の提出をまって又は出願人からの出願の秘密解除の請求をまって停止する。

### 第 1391 条 意匠出願の審査

1. 知的所有権に関する連邦行政機関が受領した意匠出願は、本法第 1377 条第 2 段落に規定する書類が存在すること及び当該書類が法定要件と合致することを確認するために方式審査を受ける。

方式審査の結果が肯定的であった場合は、意匠出願の実体に関する専門審査が行われ、それには次に掲げる事項が含まれる。

主張されている意匠の特許性の検査において確認及び評価すべき情報を決定するための当

#### 該意匠に関する情報調査

請求されている意匠の、本法第 1231.1 条及び第 1349 条第 4 段落に定める要件との適合性並びに本法第 1352 条第 1 段落第 1 副段落並びに第 1352 条第 5 段落及び第 6 段落の特許性条件の確認

請求されている意匠の、本法第 1352 条第 1 段落第 2 副段落の特許性条件との適合性の確認  
本法第 1349 条第 4 段落にいう事項に係る情報調査は行なわれないものとし、知的所有権に関する連邦行政機関は、その結果を出願人に通知するものとする。

2. 意匠出願の実体に関する専門審査の結果、物品の外観の像の上の請求されている意匠が本法第 1231.1 条又は第 1349 条第 4 段落にいうものに該当せず、かつ、本法第 1352 条に掲げる特許性の条件を満たすことが確認された場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、意匠特許証の発行を決定するものとする。この決定には、当該意匠出願の提出日及び当該意匠の優先日を含めるものとする。

意匠の実体に関する専門審査の過程で、主張の対象であるものが本段落第 1 副段落に定める特許性の要件又は条件の何れにも合致しないことが確認された場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、特許付与の拒絶を決定するものとする。

3. 意匠に係る出願の方式専門審査及び出願の実体に関する専門審査を行うときは、本法第 1384 条第 2 段落から第 5 段落まで、第 1386 条第 6 段落、第 1387 条第 2 段落及び第 3 段落、第 1388 条並びに第 1389 条に定める規定がそれぞれ適用されるものとする。

#### 第 1392 条 発明の暫定的な法的保護

1. 連邦の知的財産当局に出願が提出された発明は、出願に関する情報の公開日(第 1385 条第 1 項)と特許付与に関する情報の公開日(第 1394 条)との間の期間において、公開された発明の特許請求の範囲内で暫定的な法的保護を受けるものとするが、上述の連邦当局による発明に係る特許を付与する査定に含まれる特許請求の範囲に明記された範囲を超えないものとする。

2. 発明の出願が取り下げられたか若しくは取り下げられたと認められた場合又は当該発明の出願に対して特許付与の拒絶の査定が行われ、かつ本法に定める当該査定に対する不服申立期間が満了した後は、暫定的な法的保護は発生しなかったとされるものとする。

3. 本条第 1 段落に定める期間内に主張されている発明を使用する者は、特許付与後、特許所有者に補償金を支払うものとする。補償額は、当事者間の合意により及び紛争が生じた場合は裁判所により決定される。

4. 発明、実用新案又は意匠の登録及び特許証の発行

#### 第 1393 条 発明、実用新案又は意匠の国家登録及び特許付与

1. 本法第 1387 条第 1 段落、第 1390 条第 2 段落、第 1391 条第 2 段落又は第 1248 条に基づいて行われる発明、実用新案又は意匠に係る特許付与の決定に基づいて、知的所有権に関する連邦行政機関は、発明、実用新案又は意匠を、相応する国家登録簿、すなわち、ロシア連邦国家発明登録簿、ロシア連邦国家実用新案登録簿又はロシア連邦国家意匠登録簿に登録し、かつ、当該の発明、実用新案又は意匠に特許を付与する。

複数の者の名義で 1 件の特許が求められた場合は、1 件の特許のみがこれらの者に付与されるものとする。

2. 発明，実用新案又は意匠の国家登録及び特許付与は，適用される特許税の納付をもって完了する。出願人が所定の手続に基づいて特許税を納付しなかった場合は，当該の発明，実用新案又は意匠は登録されないものとし，相応する出願は，知的所有権に関する連邦行政機関の決定により，取り下げられたものとみなされる。

発明特許，実用新案又は意匠の付与決定が本法第 1248 条の手続に従って争われたときは，出願取下の決定は行われぬ。

3. 特許発明，実用新案又は意匠の様式及びこれに記載する情報は，知的所有権の分野における規範的法規制を担当する連邦行政機関により決定される。

4. 知的所有権に関する連邦行政機関は，発明，実用新案又は意匠について発行された特許証の権利所有者の申請に基づき，当該の特許証及び国家登録簿において，権利所有者及び(又は)発明者・考案者・創作者(その名称，その所在地又は居所を含む)，発明者・考案者・創作者の名称，通信宛先に関する補正並びに明白かつ技術的な誤りを訂正するための変更を施すものとする。

5. 知的所有権に関する連邦行政機関は，前記の国家登録簿中の記載事項への変更についての情報をその公報において公告する。

#### **第 1394 条 発明，実用新案又は意匠に係る特許付与に関する情報の公告**

1. 知的所有権に関する連邦行政機関は，発明又は実用新案に関して行われた特許付与に関する情報で発明者・考案者の名称(同人が名指されることを拒絶しなかった場合)，特許所有者の名称，発明の名称及び実用新案の方法を含むものをその公報において公告する。

知的所有権に関する連邦行政機関は，意匠に係る特許付与に関する情報で創作者の名称(創作者が名指されることを拒絶しなかった場合)，特許所有者の名称，意匠の名称又は当該意匠の本質的特徴の全体的概念を示す物品の像を含むものをその公報において公告する。

公告する情報の構成は，知的所有権の分野における規範的法規制に関する連邦行政機関により決定される。

2. 本条に基づき発明，実用新案又は意匠に対する特許付与に関する情報を公開した後は，何人も，出願書類及び調査報告書を閲覧する権利を有するものとする。出願書類及び調査報告書を閲覧するための手続は，知的財産分野における規範的かつ法的規整を所管する連邦当局がこれを定める。

#### **第 1395 条 外国及び国際組織における発明又は実用新案の特許付与**

1. ロシア連邦領域内でなされた発明又は考案された実用新案に係る特許付与を求める出願は，各出願の連邦の知的財産当局への提出日から 6 月の期間満了後に，これを外国又は国際組織に提出することができる。但し，前記期間内に，出願人が，当該出願が公的機密を構成する情報を含む旨の通知を受けていないことを条件とする。発明又は実用新案の出願は前記の期間満了前に出願されてもよいが，出願人の請求に応じて，出願における正式国家機密を構成する情報の存否を確認した後とする。公的機密を構成する情報を含む出願であるか否かの確認を実施するための手続は，ロシア連邦政府がこれを定める。

2. ロシア連邦で創作された発明又は実用新案についての特許協力条約又はユーラシア特許条約に基づく特許付与は，知的所有権に関する連邦行政機関への事前の出願提出なしでも認められる。ただし，特許協力条約に基づく出願(国際出願)が知的所有権に関する連邦行政機

関を受理官庁として提出されかつロシア連邦が出願人が特許取得を意図している国として表示されており、かつ、ユーラシア出願が知的所有権に関する連邦行政機関を経由した提出されていることを条件とする。

知的所有権に関する連邦行政機関に提出された国際出願に対する優先権主張の基礎となる出願に関しては、本法第 1381 条第 3 段落第 2 副段落の規定は適用されない。

### **第 1396 条 本法に規定する出願の効果を有する国際出願及びユーラシア出願**

1. 知的所有権に関する連邦行政機関は、国際出願中で主張されている優先日の 31 月後に、発明又は実用新案に係る国際出願であつて、特許協力条約に従って提出されかつ出願人が当該発明又は実用新案について特許取得を意図している国としてロシア連邦が挙げているものの処理を開始する。ただし、発明又は実用新案に係る特許付与を求める出願を知的所有権に関する連邦行政機関に提出することを条件とする。国際出願は、出願人の請求に基づき、この期限の満了前に検討される。

発明又は実用新案に係る特許付与出願の知的所有権に関する連邦行政機関への提示は、国際出願又は前記出願のロシア語への翻訳文の提示をもって代えることができる。

これらの書類が所定の期間内に提出されない場合は、特許協力条約による国際出願の効力は、ロシア連邦に関して終了する。

徒過された所要の出願の提出期限は、不履行の理由が説明された場合は、知的所有権に関する連邦行政機関により回復され得る。

2. ユーラシア特許条約に従い本法に基づく発明出願の効力を有するユーラシア発明出願の検討は、知的所有権に関する連邦行政機関がユーラシア出願の認証謄本をユーラシア特許庁から受領した日から開始される。

3. 特許協力条約に基づく、世界知的所有権機関の国際局によるロシア語の国際出願の公開又はユーラシア特許条約に基づく、ユーラシア特許庁によるユーラシア出願の公開は、本法第 1385 条に定める出願に関する情報の公開に取って代わるものとする。

### **第 1397 条 同一発明に係るユーラシア特許及びロシア連邦特許**

1. 同一の発明について、又は同一の発明と実用新案について、同一の優先日を有するユーラシア特許とロシア連邦特許が異なる特許権者に帰属する場合、これら発明又は発明と実用新案はそれぞれ、すべての特許権者の権利が保護されるときにのみ、使用されてもよい。

2. 同一発明について、又は同一発明と実用新案について、同一の優先日を有するユーラシアとロシア連邦特許が同じ者に帰属する場合、同人は、何人に対しても、これら特許に基づいて締結された使用許諾契約によりこれら発明又は発明及び実用新案の各々を使用する権利を付与することができる。

## 第6節 特許の存続期間の終了及び回復

### 第1398条 発明，実用新案又は意匠に係る特許の無効確認

1. 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，次に掲げる場合は，全面的又は部分的に，無効と宣言することができる。

(1) 発明，実用新案又は意匠が本法の特許性の条件又は本法第1349条第4段落に規定する要件に適合しない場合及び意匠が本法第1231.1条に規定する要件に適合しない場合

(2) 提出日に提示された発明又は実用新案に係る出願書類が，当該技術分野に熟練した専門家が当該発明又は実用新案を実施することが可能な程度に十分に当該発明又は実用新案の本質的要素を開示するとの要件に合致していない場合

(3) 特許付与に関する決定中の発明又は実用新案のクレームに，出願の提出日に提示された書類に開示されていなかった特徴が含まれている(第1378条第2段落)か又は意匠に係る特許付与に関する決定に付されている資料に，意匠の本質的特徴を含む物品の像は含まれているが，出願の提出日に提示された像若しくは意匠の本質的特徴を開示している物品の像に出願の提出日に提示された像が含まれていない場合(第1378条第3段落)

(4) 本法第1383条にいう条件に違背して，それぞれ同一の優先日を伴う同一の発明，実用新案又は意匠について複数の出願があったときに特許が付与された場合

(5) 本法上発明者・考案者・創作者若しくは特許所有者でない者をそのような者として表示するか又は本法上発明者・考案者・創作者若しくは特許所有者である者をそのような者として表示しない特許が付与された場合

2. 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，本法第1363条第1段落から第3段落までに基づくその有効期間中，本条第1段落に規定する違反事項を知る者による知的所有権に関する連邦行政機関への異論の提出により，争うことができる。

発明，実用新案又は意匠に係る特許は，本法第1363条第1段落から第3段落までに基づくその有効期間中，本条第1段落第5副段落に規定する違反事項について知る者により，裁判所において争うことができる。

発明，実用新案又は意匠に係る特許は，何れの関係者によっても並びに本段落第1及び第2副段落により定められたその有効期間の満了に基づいても争われ得る。

3. 発明特許が紛争の対象となっている期間中，特許所有者は，発明に係る特許を実用新案に係る特許に変更する出願を提出することができる。ただし，発明に係る特許の有効期間が本法第1363条第1段落に規定する実用新案に係る特許の有効期間を超過していないことを条件とする。知的所有権に関する連邦行政機関は，発明に係る特許を実用新案に係る特許に変更する出願を，発明に係る特許が無効と宣言されること並びに実用新案が本法第1349条第4段落，第1351条及び第1376条第2段落第2副段落に規定する実用新案に係る特許性の要件及び条件に適合することを条件として認めるものとする。この変更は，発明に係る特許が本法第1366条第1段落に従って契約により特許を譲渡する旨の提案がなされた出願に基づいて付与されており，かつ，この出願が特許を変更する出願の提出日において本法第1366条第3段落に従って取り下げられていない場合は，実行されないものとする。発明特許を実用新案特許に変更するときは，出願の優先権及び提出日は維持される。

4. 発明，実用新案又は意匠に係る特許は，本法第1248条第2段落及び第3段落に従って取られた知的所有権に関する連邦行政機関の決定又は効力を生じた判決に基づいて，全面的又



は部分的に無効とみなすことができる。

特許が部分的に無効とみなされるときは、発明、実用新案又は意匠に係る新特許が発行される。

発明特許を実用新案特許に変更するための出願を許容するときは、実用新案に係る特許が付与される。

5. 全面的又は部分的に無効と宣言された発明、実用新案又は意匠に係る特許は、特許出願の提出日を取り消される。

6. 後で無効とみなされた発明、実用新案又は意匠に係る特許に基づいて締結されたライセンス許諾契約は、特許無効決定の発出日において当該発明、実用新案又は意匠が十分に使用されていた範囲において効力を維持するものとする。

7. 発明、実用新案又は意匠に係る特許を無効と宣言することは、知的所有権に関する連邦行政機関が発明、実用新案又は意匠について行なった特許付与の決定(第 1387 条)の取消及び関係国家登録簿に行った記載(第 1393 条第 1 段落)の抹消を意味する。

### **第 1399 条 発明、実用新案又は意匠の特許の効力の存続期間満了前終了**

発明、実用新案又は意匠の特許の効力は、次に掲げる場合に、存続期間満了前に終了するものとする。

特許権者により連邦の知的財産当局に提出された請求に基づいて一当該請求の受理日から。一群の発明、実用新案又は意匠について特許が付与され、かつ、特許権者の請求は一群に含まれる特許権の客体すべてについて提出されていないとき、特許の効力は、請求中に明記された発明、実用新案又は意匠に関してのみ終了するものとする。

発明、実用新案又は意匠の維持手数料の期限内納付を怠った場合一維持手数料に係る所定の納付期日から

### **第 1400 条 発明、実用新案又は意匠に係る特許の効力の回復。事後使用権**

1. 知的所有権に関する連邦行政機関は、特許手数料が所定の期間内に納付しなかったことを理由として終了された発明、実用新案又は意匠に係る特許を、当該特許を所有していた者又はその法律上の承継人の申立に基づいて回復することができる。特許の有効性の回復に係る申立は、特許手数料の納付期間の満了日から 3 年以内、ただし当該特許の本法に基づく有効期間の満了前に、当該連邦行政機関に行うものとする。

2. 知的所有権に関する連邦行政機関は、発明、実用新案又は意匠に係る特許の有効期間の回復についての情報を、その公報において公告する。

3. 発明、実用新案又は意匠に係る特許の有効性の終了日と当該意匠の回復の事実の知的所有権に関する連邦行政機関の公報における公告日との間に、当該発明、実用新案又は意匠の使用を開始したか又はそうするために必要な準備を行った者は、ロイヤルティの支払なしにこの使用を継続する権利を維持するが、ただし、かかる使用の範囲の拡大を伴わないことを条件とする(先使用権)。

4. 先使用権は、当該発明若しくは同等の特徴についてのみ当該発明と異なる方法(第 1358 条第 3 段落)、実用新案又は意匠を使用し、かつ、そのための準備が行われた事業と一括してでのみ、他人に移転することができる。

## 第7節 法的保護の特性及び秘密発明の使用

### 第1401条 秘密発明の特許付与を求める出願の提出及び処理

1. 秘密発明の特許付与を求める出願（「秘密発明出願」）の提出，かかる出願の審査及び処理は，公的機密に関する制定法に定める手続に従い行われるものとする。
2. 機密の程度により「極めて重要」又は「最重要機密」と分類された秘密発明出願並びに軍備及び軍事技術，諜報活動，スパイ防止活動，作戦行動及び調査活動の分野であり，かつ「機密」として分類された秘密発明出願は，それぞれの主題に応じて，ロシア連邦政府，ロシア連邦原子力庁が認定する連邦執行当局（「指定当局」）に提出されるものとする。他の秘密発明出願は連邦の知的財産当局に提出されるものとする。
3. 連邦の知的財産当局による発明の出願審査の過程で，当該出願に含まれる情報が公的機密を構成することが判明した場合，当該出願は，公的機密に関する制定法により確立された手続の下で機密として分類され，秘密発明出願であるとされるものとする。  
外国の市民又は外国法人により提出された出願を機密として分類することは認められないものとする。
4. 秘密発明の出願の処理において，本法第1384条，第1386条乃至第1389条の規定が準用されるものとする。本法第1385条第1項及び第2項に定める発明の出願に関する情報の公開はなされないものとする。
5. 秘密発明の新規性の判断において，ロシア連邦領域内で特許付与された秘密発明及び発明者の証明書がソビエト連邦において付与された秘密発明は，先行技術に含まれるものとする（第1350条第2項）。但し，これら発明に対する秘密性の分類格付が，新規性を現在判定中である当該発明の分類格付を上回らないことを条件とする。
6. 指定当局による秘密発明出願についてなされた決定に対して提起された申立は，当該当局により定められた手続の下で検討されるものとする。かかる申立に対して行われた決定については，裁判所において争うことができる。
7. 発明の出願から実用新案の出願への変更に関する本法第1377条の規定は，秘密発明出願には適用されないものとする。

### 第1402条 秘密発明の正式登録及び特許付与。秘密発明に関する情報の開示

1. ロシア連邦国家発明正式登録簿への秘密発明の正式登録及び秘密発明に対する特許付与は，連邦の知的財産当局によりなされ，又は秘密発明の特許付与の決定が指定当局により行われた場合は，前記指定当局によりなされるものとする。秘密発明を登録し，かつ当該秘密発明に対する特許を付与した指定当局は，その旨を連邦の知的財産当局に通知するものとする。  
秘密発明を登録し，かつ，当該秘密発明に対する特許を付与した指定当局は，秘密発明の特許及び／又はロシア連邦の国家発明正式登録簿の明白かつ技術的な誤りを是正するものとする。
2. 秘密発明出願及びその特許並びに秘密発明に関連した登録簿の変更に関する情報は，ロシア連邦の国家発明正式登録簿には掲載されないものとする。かかる特許に関する情報のあらゆる開示は，公的機密に関する制定法に準拠するものとする。

### 第 1403 条 秘密性の分類格付の変更及び発明の機密解除

1. 秘密性の分類格付の変更及び発明の機密解除並びに秘密発明出願及び特許文書からの機密分類公印の変更又は削除は、公的機密に関する制定法に定める手続に従い実施されるものとする。
2. 発明の秘密性の分類格付を上げる場合、連邦の知的財産当局は、秘密発明出願に係る出願書類をその主題に応じて適切な指定当局に知らせるものとする。秘密性の分類格付を上げた時点で前記連邦当局が完了していなかった出願手続の後続処理は、指定当局により行われるものとする。発明の秘密性の分類格付を下げる場合、秘密発明出願の後続処理は、当該出願を従前処理した当局と同じ指定当局により行われるものとする。
3. 発明の機密解除の場合、指定当局は機密解除された出願書類を連邦の知的財産当局に知らせるものとする。指定当局による機密解除の前に完了しなかった出願手続の後続処理は、前記連邦当局により行われるものとする。

### 第 1404 条 公認機関により付与された秘密発明特許の無効確認

公認機関による秘密発明特許付与に対する、本法第 1398 条第 1 段落第 1 副段落から第 4 副段落までに規定する理由に基づく不服申立は、当該公認機関に提出され、かつ、その所定の手続に従って処理される。不服申立に係る当局の決定は、当該機関の長に承認され、その承認の日に効力を生じ、かつ、裁判所で争うことができる。

### 第 1405 条 秘密発明に係る排他的権利

1. 秘密発明の使用及び秘密発明に係る排他的権利の処分は、公的機密に関する制定法に従うものとする。
2. 特許譲渡契約に基づく排他権の移転及びライセンス許諾契約に基づく秘密発明を使用する権利は、当該秘密発明特許を付与した機関での又はその法律上の承継機関でのまた法律上の承継機関が存在しない場合は知的所有権に関する連邦行政機関での国家登録を受けなければならない。
3. 本法第 1366 条第 1 項及び第 1368 条第 1 項により各々規定された、特許譲渡契約を締結するための公募及びオープンライセンスの宣言は、秘密発明に関しては認められない。
4. 本法第 1362 条に定める強制実施許諾は秘密発明に関して付与されないものとする。
5. 本法第 1359 条に定める活動及び所定の発明に係る特許の存在を知らず、かつ、合理的に知り得なかった者による秘密発明の使用は、秘密発明の特許権者の排他的権利の侵害とはされないものとする。発明の機密解除の後又は特許権者による当該特定の発明に対する特許の存在が同人へ通知された後は、同人は、発明の使用を停止し、かつ、先使用権が存在していた場合を除き、特許権者と使用許諾契約を締結する義務を負うものとする。
6. 秘密発明に対する排他的権利上の執行は認められない。

## 第8節 発明者及び特許権者の権利の執行

### 第1406条 特許権の保護に関連する紛争

1. 特許権の保護に関連する紛争は、裁判所により解決されるものとする。かかる紛争には、特に、次の各号に関する紛争が含まれる。

- 1) 発明者， 実用新案の考案者又は意匠の創作者
- 2) 特許権者の特定
- 3) 発明， 実用新案又は意匠に係る排他的権利の侵害
- 4) 排他的権利の移転(又は特許の譲渡)のための契約及び発明， 実用新案又は意匠の使用のための使用許諾契約の締結， 執行， 変更及び終了
- 5) 先使用权
- 6) 事後使用权
- 7) 補償の額， 支払期日及び支払方法

2. 本法第1387条， 第1390条， 第1391条， 第1398条， 第1401条及び第1404条に列举された場合， 特許権の執行は， 本法第1248条第2項及び第3項に基づく行政手続の下で行われるものとする。

### 第1407条 特許の侵害に関する裁判所の判断の公表

特許権者は， 本法第1252条第1項第5号に基づき， 発明， 実用新案， 意匠の不法使用について， 又は本法第1251条第1項に基づき， 自己の権利のその他の侵害について， これに関する裁判所の判断を連邦の知的財産当局の公報への掲載をもって公表するよう請求する権利を有するものとする。

## 第73章 新品種に係る権利

### 第1節 総則

#### 第1408条 新品種に係る権利

1. 次に掲げる知的財産権は、本法に基づく法的保護の条件を満たす新品種(新品種)の育成者に帰属する。

(1) 排他権

(2) 創作者人格権

2. 本法に規定する場合には、新品種の育成者は、その他の権利(特許を取得する権利、新品種の命名権及び公的新品種について補償を受ける権利を含む)も有する。

#### 第1409条 ロシア連邦領域内での新品種に係る排他的権利の効力

ロシア連邦領域内において、排他的権利は、新品種を執行する連邦当局が付与した特許により証されたか、又はロシア連邦が締結した国際条約に基づきロシア連邦領域内で効力を有する特許により証された新品種について認められるものとする。

#### 第1410条 新品種の育成者

市民であり、自己の創作性により新品種の育成、二次的育成又は発見をもたらした飼育者は、新品種の育成者とされるものとする。新品種の付与を求める出願中に育成者として表示された者は、これを否定する証明がない限り、新品種の育成者とされるものとする。

#### 第1411条 新品種の共同育成者

1. 自己の共同の創作性により品種の創作、二次的育成又は発見をもたらした自然人らは共同育成者とされるものとする。

2. 共同育成者の各自は、かかる共同育成者間の合意による別段の定めがない限り、自己の裁量で新品種を使用する権利を有するものとする。

3. 本法第1229条第3項の規定は、新品種の使用に由来する収益の分配及び新品種に係る排他的権利の処分に関する共同育成者の相互関係に準用されるものとする。共同育成者は共同で、新品種の特許を取得する権利を処分するものとする。

4. 共同育成者の各自は、自己の権利を個別に執行する権利を有するものとする。

#### 第1412条 新品種に係る知的財産権の客体

1. 新品種に係る知的財産権の客体は、これら知的活動の成果が本法に定める当該品種のための要件を満たす場合は、新品種保護国家登録簿に登録された植物品種及び動物品種であるものとする。

2. 所定の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせの際立った特徴により定義され、かつ、単一又は複数の特徴により同一植物分類の他の植物群とは異なる植物群は、保護可能性にかかわらず、植物の一品種とされるものとする。

品種は、単一又は複数の植物により、又は当該部分(単一又は複数)を当該植物品種全体の繁殖に用いることができることを条件として植物の一部分又は複数の部分により表現され得る。

クローン、株、第1世代ハイブリッド及び個体群は植物品種の保護可能なカテゴリーであるものとする。

3. 遺伝的に生物学的及び形態学的属性及び特徴の原因となり、その一部が前記の一群において特異的であり、かつ、他の動物の一群とは異なる動物の一群は、保護可能性にかかわらず、動物品種とされるものとする。品種は、雌又は雄の個体若しくは血統材料、すなわち、当該品種の繁殖のために割り当てられた動物(血統書付動物)、それらの配偶子又は接合子(又は胚)により表現され得る。

同種の又は異種の交配は動物品種の保護可能なカテゴリーであるものとする。

#### 第1413条 新品種の保護可能性の要件

1. 新品種が保護可能性の基準を満たし、かつ、農業分野における規範的かつ法的規整を所轄する連邦当局が定める動植物の品種及び種類の一覧表に含まれる場合には、新品種特許が付与されるものとする。

2. 新品種の保護可能性の基準は、新規性(本条第3項)、顕著性(本条第4項)、単一性(本条第5項)及び安定性(本条第6項)であるものとする。

3. 植物品種又は動物品種は、前記新品種の種子又は育種材料が、特許出願の提出日において、まだ販売されておらず、かつ他の態様で、飼育家、当該飼育家の法定相続人により、又は彼らの同意を得て、新品種を用いるために第三者に対し移転されていない場合には、新規であるとされるものとする。但し、

1) ロシア連邦領域内—上述の日付の1年前よりも早く

2) 他国の領域内—上述の日付より4年以上早く、葡萄の品種、装飾樹若しくは果樹栽培又は森林樹の品種に関する場合は6年以上早く

4. 新品種は、特許出願の提出の時点で公然知られたその他すべての品種とは明確に区別されるものでなければならない。

公報又は参考文献編集物に記録されているか、又は刊行物の一つに正確に記載された新品種は、公知の新品種とされるものとする。

特許出願の提出により、新品種は提出日以降、当該新品種の特許が付与されたことを条件として、公然知られたものに至ったとされる。

5. 一品種の植物又は一品種の動物は、繁殖異常と関連して発生しうる個体のばらつきを考慮して、それらの特徴において、十分に均一であるものとする。

6. 新品種は、反復的な繁殖の後又は特別な繁殖周期において各繁殖周期の終了時に、それらの基本的な特徴が変化しないままである場合に安定しているとされるものとする。

#### 第1414条 新品種の正式登録

新品種に係る排他的権利は、保護品種国家登録簿へ新品種が正式に登録されることを条件として認められ保護されるものとし、当該条件の下で、新品種を所轄する連邦当局は新品種の特許を出願人に付与するものとする。

#### 第1415条 新品種の特許

1. 新品種の特許は、新品種の優先権、新品種に係る育成者人格権及び排他的権利を証するものとする。

2. 特許に基づいて与えられる新品種に係る知的財産権の範囲は、新品種の明細に明記された本質的特徴の総体により具体的に定められるものとする。

#### **第 1416 条 育成者証明書**

新品種の育成者は、育成者証明書を取得する権利を有するものとし、当該証明書は連邦の新品種を所轄する当局により発行されるものとし、かつ、育成者人格権を証するものとする。

#### **第 1417 条 新品種の育成及び使用のための国家による奨励策**

本国家は、新品種の育成及び使用のための奨励策を提供するものとし、かつ、当該新品種の育成者及び新品種に係る排他的権利のその他の保有者(特許権者)及びこれら新品種を使用する被許諾者に対し、ロシア連邦の制定法に基づく便宜を与えるものとする。

## 第2節 新品種に係る知的財産権

### 第1418条 新品種に係る育成者権

育成者権，すなわち，新品種の育成者であるとされる権利は，新品種に係る排他的権利が他人へと移転または承継される場合又は新品種の使用の権利が他人へと付与される場合も含めて不可譲かつ移転不可能とする。育成者権の放棄は無効であるものとする。

### 第1419条 新品種の命名権

1. 育成者又はその他の出願人は，新品種に命名する権利を有するものとする。
2. 新品種の名称は，新品種を識別することができ，短く，かつ同一又は類似の植物又は動物の種類の種類既存の品種の名称とは区別可能なものとする。名称は，数字のみから構成されるものではなく，品種の特徴，起源若しくは意味又は創作者の同一性に関する混同を起こさないもの，かつ人間性及び倫理性の原則と矛盾しないものでなければならない。
3. 育成者により，又は育成者の同意を得て特許出願を提出した他人により（出願人により）提案された新品種の名称は，連邦の新品種を所轄する当局により承認されるものとする。提案された名称が本条第2項に定める要件を満たさない場合，出願人は上述の連邦当局の請求に応じて，別の名称を30日以内に提案する義務を負う。出願人が上述の期間の満了前に上述の要件を満たす別の名称を提案せず，かつ新品種の名称の承認に係る拒絶について司法手続により争わないとき，連邦の新品種を所轄する当局は，当該新品種の登録を拒絶する権限を有するものとする。

### 第1420条 新品種の特許を取得する権利

1. 新品種の特許を取得する権利は，当初は，新品種の育成者に帰属するものとする。
2. 新品種の特許を取得する権利は，他人（法定相続人）がこれを承継することができ，又は一般承継の手続による場合を含む法定事由及び法令の根拠に基づき若しくは契約，特に，労働契約に基づき，これを他人に移転することができる。
3. 新品種の特許を取得する権利の譲渡に関する契約は，書面で行われるものとする。書面で契約を締結することを怠った場合，契約は無効となる。
4. 保護可能性が否定される危険は，新品種の特許を取得する権利の譲渡に関する契約の当事者間における合意に別段の定めがない限り，権利を取得した者が負担するものとする。

### 第1421条 新品種に係る排他的権利

1. 本条の第3項に定める方法により本法第1229条に基づき新品種を使用する排他的権利は，特許権者に帰属するものとする。特許権者は，新品種に係る排他的権利を処分することができる。
2. 新品種に係る排他的権利は，植物材料，すなわち品種の繁殖以外の目的で使用される植物又はその一部と，商品動物，すなわち，品種の繁殖以外の目的で使用される動物であって，種子又は繁殖動物が特許権者の許可なく民間の流通に置かれた場合に当該種子又は繁殖動物から各々二次的に育成されたものにも及ぶものとする。この場合，種子は，新品種の繁殖のために使用される植物又はその一部とされるものとする。
3. 新品種の種子及び飼育材料により行われる次の各号に掲げる行為は新品種の使用とされ



るものとする。

- 1) 生産及び繁殖
- 2) さらなる繁殖のための調整
- 3) 販売の申し出
- 4) 販売その他民間の流通へ置くこと
- 5) ロシア連邦からの輸出
- 6) ロシア連邦への輸入
- 7) 本項第 1 号乃至第 6 号に言及されるいずれかを目的とする保管

4. 新品種に係る排他的権利は、次に掲げる品種の種子及び次に掲げる品種の飼育材料にも及ぶものとする。

保護された(発生源)植物品種又は動物品種が、他の新品種自体の特徴を本質的に受け継ぐ新品種でない場合は、保護された当該植物品種又は動物品種の特徴を本質的に受け継ぐもの保護された植物品種又は動物品種から明確に区別されないもの

但し、種子の生産のために保護された品種の反復的な使用を要する。

別の保護された(発生源)新品種の特徴を本質的に受け継ぐ新品種が、次に掲げる点で、発生源とは明確に区別される場合は、別の新品種とされるものとする。

新品種が、発生源の、又は発生源自体の本質的特徴を受け継ぐ新品種の最も本質的特徴を受け継ぎ、当該発生源遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせを反映する基本的特徴を保持していること

発生源植物品種又は動物品種からの個体の選択、個体変異体の選択、逆異種交配又は遺伝子工学といった方法に起因する逸脱を除き、発生源新品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせに適合していること

#### **第 1422 条 新品種に係る排他的権利の侵害に該当しない行為**

新品種に係る排他的権利は、次に掲げる行為によっては侵害されないものとする。

- 1) 企業活動と関連せず、かつ非営利目的のために行われる私的な、家族の、家庭内等の必要を満たすための行為
- 2) 学術的研究目的又は実験目的で行われる活動
- 3) 保護された新品種を他の植物品種及び動物品種の育成のために発生源の物質として使用すること、並びに本法第 1421 条第 4 項に定める場合を除き、本法第 1421 条第 3 項に明記された、既に育成された植物品種及び動物品種の客体に関する上記行為
- 4) 農場で取得した、ロシア連邦政府が定める科及び種類の一覧表に記載されている植物材料を当該農場域内で植物品種の増殖のための種として 2 年間使用すること
- 5) 所定の農場における使用のための商品動物の繁殖
- 6) 特許権者により、又は特許権者の同意を得た他人により民間の流通に置かれた種、植物材料、育種材料及び商品動物に対して行われるあらゆる行為。但し、次に掲げる行為を除く。  
植物品種又は動物品種のさらなる繁殖

当該植物材料又は商品動物が属する植物品種又は動物品種の増殖を可能とする植物材料又は商品動物を、ロシア連邦から当該科又は種類が保護されていない国へ輸出すること(後続する消費加工のための輸出を除く。)

### 第 1423 条 新品種の強制使用許諾

1. 新品種の特許の付与日から 3 年の期間が満了次第、新品種を利用する意思及び能力を有する何人も、特許権者が一般的な慣行に基づく要件による種子又は育種材料の生産又は販売のための使用許諾契約の締結を拒絶した場合、当該新品種をロシア連邦領域内で利用する通常強制(非独占的)使用許諾の付与を求める法的措置を特許権者に対して提起する権利を有するものとする。この者は、自己の請求において、当該実施権の条件案(新品種の利用の範囲、規模、支払方法及び支払条件を含む。)を記載するものとする。

特許権者が、各新品種を使用する権利を申立人に付与することを妨げる正当な理由がある旨の立証を怠った場合、裁判所は、申立てられた実施権を付与する旨及び当該付与の条件について決定を行うものとする。裁判所の決定により定められる当該使用許諾に基づく支払額は、類似の状況下で定められる使用許諾の対価を下回らない額とする。

2. 本条第 1 段落に規定する判決に基づいて、新品種に係る連邦行政機関は、単純強制(非排他的)ライセンスの条件に基づいて新品種を使用する権利の国家登録及び付与を実施する。

3. 通常強制(非独占的)使用許諾の付与に関する裁判所の決定に基づいて、特許権者は、通常強制(非独占的)使用許諾による権利を行使するために十分な数量の種又は対応する育種材料を、被許諾者に受容可能な条件による支払を対価として被許諾者に提供する義務を負うものとする。

4. 通常強制(非独占的)使用許諾の効力は、使用許諾が付与された条件に被許諾者が違反した場合又は当該使用許諾が付与された根拠となった事情が変化し、かつ、当該事情が強制使用許諾の付与の時点で存在していたならば、当該使用許諾は付与されなかったか又は大幅に異なる条件で付与されていたであろう場合、特許権者は、法的措置を講じ司法手続により当該使用許諾を終了することができる。

### 第 1424 条 新品種に係る排他的権利の存続期間

新品種に対する排他的権利及び当該権利を証する特許の存続期間は、保護品種国家登録簿への新品種の正式登録日から起算して 30 年間とする。

葡萄、装飾樹及び果樹の栽培の品種及び森林樹の品種(それらの台木を含む。)の場合、排他的権利及び当該権利を証する特許の存続期間は 35 年間とする。

### 第 1425 条 新品種の公知への移行

1. 新品種は、排他的権利の存続期間満了時に公知となるものとする。

2. 公知となった新品種は、何人も、同意又は許可なく、かつ対価の支払を要せず無償でこれを使用することができる。

### 第3節 新品種に係る排他的権利の処分

#### 第1426条 新品種に係る排他的権利の譲渡契約

新品種に係る排他的権利を譲渡する契約(「特許譲渡契約」)の下で、一方当事者(特許権者)は、各新品種に係る排他的権利の全範囲を、他方当事者すなわち排他的権利の譲受人(特許の譲受人)に対して移転し又は移転義務を負う旨を約する。

#### 第1427条 新品種の特許譲渡契約を締結するための公募

1. 新品種の育成者である出願人は、新品種の特許付与を求める出願と同時に、新品種の特許が付与された場合、ロシア連邦の市民又はロシア法人であって通常の慣行による条件で特許譲渡契約を締結する意思を最初に表明しかつその旨を新品種を所轄する連邦当局へ通知した何人とも当該契約を締結する義務を出願人が負う旨の宣言を提出することができる。当該宣言が提出された場合、出願人は、新品種の特許付与を求める出願及び当該出願に従い付与された特許について本法に定める特許手数料を納付しないものとする。

新品種を所轄する連邦当局は、上述の宣言に関する情報を公報に掲載するものとする。

2. 本条第1段落に定める宣言に基づき特許所有者と特許譲渡契約を締結した者は、出願人(特許所有者)が免除されたすべての特許手数料を納付する義務を負うものとする。その後の特許手数料は、所定の手続に従って納付する。

特許譲渡契約に基づく買い手への排他権の移転の国家登録は、出願人(特許所有者)が免除されている特許税の納付を条件として、新品種を管轄する連邦行政機関が行う。

3. 本条第1項に定める宣言が行われた特許付与に関する情報の公開日から2年以内に、新品種を所轄する連邦当局に対し特許譲渡契約を締結する意思の書面通知が提出されなかった場合、特許権者は、自己の宣言の取下げの請求を上記連邦当局に提出することができる。この場合、本法に定める出願人(特許権者)が免除を受けた特許手数料は、納付対象となる。追加の手数料は、所定の手続に従い納付されるものとする。

新品種を所轄する連邦当局は、上記宣言の取下げに関する情報を公報に掲載するものとする。

#### 第1428条 新品種の使用権を付与するための使用許諾契約

使用許諾契約の下で、一方当事者すなわち特許権者(許諾者)は、他方当事者である使用者(被許諾者)に対し、契約上の制限の範囲内で特許により証された各新品種を使用する権利を付与し又は付与する義務を負う旨を約する。

#### 第1429条 新品種に係るオープンライセンス

1. 特許権者は、何人に対しても新品種を使用する権利を付与する(オープンライセンス)可能性を明言する宣言を、新品種を所轄する連邦当局に提出することができる。

この場合、特許維持手数料額は、新品種を所轄する連邦当局がオープンライセンスに関する情報を公開した年の翌年から半額となる。

新品種を使用する権利が何人に対しても付与され得る条件は、新品種を統括する連邦当局に提出されるものとし、当該連邦当局は、オープンライセンスに関する各情報を特許権者の費用負担で公報に掲載するものとする。特許権者は、上述の新品種を使用する意思を表明した者と、通常(非独占的)使用許諾の条件により使用許諾契約を締結する義務を負うものとする。

2. 新品種を所轄する連邦当局がオープンライセンスに関する情報を公報へ掲載した日から2年の期間満了時に、特許権者は、オープンライセンスに関する自己の宣言の取下げの請求を上記連邦当局に提出する権利を有するものとする。

オープンライセンスの取下げの前に、何人も新品種を使用する意思を表明しなかった場合、特許権者は、オープンライセンスに関する情報の公開日以降の期間に係る特許維持手数料の残額を納付し、かつ将来は全額を納付する義務を負うものとする。

それぞれの使用許諾契約がオープンライセンスの取下げの前にオープンライセンス条件で締結された場合、被許諾者は、契約が効力を有する全期間にわたり自己の権利を保有するものとする。この場合、特許権者は、オープンライセンスの取下げ日から、特許維持手数料の全額を納付する義務を負うものとする。

新品種を所轄する連邦当局は、オープンライセンスの宣言の取下げに関する情報を公報に掲載するものとする。

## 第4節 職務遂行中又は契約に基づく業務遂行中に育成，二次的育成又は発見がなされた新品種

### 第1430条 職務育成品種

1. 自己の職務として又は雇用者が指定した特定の任務として従業者が育成し，二次的育成し又は発見した新品種は，職務育成品種とされるものとする。
2. 職務育成品種に係る育成権は，従業者(育成者)に帰属するものとする。
3. 職務育成品種に係る排他権及び特許を取得する権利は，従業者と使用者との間の労働又は民事法契約に別段の規定がない限り，使用者に帰属する。
4. 雇用者と従業者との間の契約中(本条第3項)に別段の定めがない限り，従業者は，自己の職務又は雇用者が指定した特定の任務遂行中にした，新品種としての法的保護の付与が可能な成果の育成，二次的育成又は発見を，書面で雇用者に通知するものとする。

従業者が，新品種としての法的保護の付与が可能な成果の育成，二次的育成又は発見を通知した日から4月以内に，雇用者が，新品種を所轄する連邦当局に対し当該新品種の特許出願を提出することを怠り，職務中に取得された品種改良技術に係る特許を取得する権利を第三者に移転することを怠り，かつ各成果に関する情報の秘密を保持するよう従業者に通知することを怠った場合，当該新品種の特許を取得する権利は従業者に帰属するものとする。この場合，特許の存続期間中には，雇用者は，通常(非独占的)使用許諾条件で，職務中に取得された新品種を自己の生産に使用する権利を有し，特許権者に対価を支払うものとし，かつ，支払額，支払条件及び支払方法は，従業者と雇用者との間の契約により決定され，紛争の場合には裁判所により決定されるものとする。

5. 従業者は，職務中に育成，誘導又は発見した新品種の使用について，使用者から報酬を受ける権利を有するものとし，その金額及び条件は両者間の合意により定められる。ただし，金額は，ライセンス付与からの所得を含む品種改良技術の使用からの年間所得額の2パーセントを下回らないものとする。職務育成品種の使用に係る使用者による報酬支払の金額，方法又は条件に関する紛争は，裁判所により裁定されるものとする。

報酬は，品種改良技術が使用された各年の終期から6月以内に従業者に支払われるものとする。

品種改良業務に対する報酬に係る権利は不可譲であるが，育成者の排他権の有効期間の残存部分については，育成者の相続人に移転することができる。

6. 雇用者の金銭的，技術的又はその他の有形資産を用いたが，自己の職務又は雇用者が指定した特定の任務としてでなく，従業者が育成し，二次的育成し又は発見した新品種は，職務育成品種とはされないものとする。当該新品種について特許を取得する権利及び当該新品種に係る排他的権利は，従業者に帰属するものとする。この場合，雇用者は，自己の裁量で，新品種に係る排他的権利の全存続期間にわたり自己の必要のために新品種を使用する無償の通常(非独占的)使用許諾の付与を要求する権利又は当該新品種の育成，二次的育成又は発見と関連して雇用者が負担した費用の返還請求権を有するものとする。

### 第1431条 注文に基づいて育成，誘導又は発見がなされた新品種

1. 主題が(注文による)新品種の育成，開発又は発見である契約に基づいて育成，開発又は発見された新品種について特許及び排他権を取得する権利は，請負人(業務遂行者)と顧客との

間で締結された契約に別段の規定がない限り，顧客により所有されるものとする。

2. 本条第 1 段落に基づき新品種特許を取得する権利及び新品種に係る排他権が顧客に帰属する場合，請負人(業務実施者)は，契約に別段の規定がない限り，特許の有効期間において，単純(非排他的)ライセンスの条件で自己の必要のために当該新品種を使用する権利を有する。
3. 業務遂行者と注文者との間の契約により，新品種の特許を取得する権利及び新品種に係る排他的権利が請負人(業務遂行者)に帰属する場合，注文者は，特許の全存続期間にわたり無償の通常(非独占的)使用許諾の条件で，当該新品種を自己の必要のために使用する権利を有するものとする。
4. 本条第 1 項に定める特許権者ではない新品種の育成者は，本法第 1430 条第 5 項に基づく対価の支払を受けるものとする。

### **第 1432 条 国家又は地方自治体との契約に基づき育成，二次的育成又は発見がなされた新品種**

本法第 1371 条の規定は，国家又は地方自治体との契約に基づき育成，二次的育成又は発見がなされた新品種に対して準用されるものとする。

## 第5節 新品種の特許の付与。新品種の特許の終了

### 第1433条 新品種の特許付与を求める出願

1. 品種の特許付与を求める出願(「特許出願」)は、本法に基づく特許を取得する権利を有する者(「出願人」)により、新品種を所轄する連邦当局に提出されるものとする。
2. 特許出願には、次に掲げるものを含めるものとする。
  - (1)新品種の育成者及び特許を請求する者の名称並びに各人の本籍又は現実の居所を表示した、特許付与を求める願書
  - (2)新品種に係る願書
3. 特許出願を構成する書類が満たすべき要件は、農業分野における規範的かつ法的規整を所轄する連邦当局が、本法に基づいてこれを定めるものとする。
4. 特許出願は単一の新品種のみに関連するものとする。
5. 本条第2項に定める書類はロシア語又はその他の言語で提出されうる。当該書類がロシア語以外の言語で提出された場合、当該書類のロシア語による翻訳文が特許出願に添付されるものとする。

### 第1434条 品種の優先権

1. 品種の優先権は、新品種を所轄する連邦当局に対する特許出願の提出日により定められるものとする。
2. 同一の品種改良技術に対して複数の出願が同日付で、新品種を所轄する連邦当局に提出された場合、優先権は、出願を提出した最先の日付により定められるものとする。審査によりこれら出願が同じ提出日であることが判明した場合、出願人の間における合意により別段の定めがない限り、特許は、新品種を所轄する連邦当局により与えられた登録番号の早い出願に、付与されるものとする。
3. ロシア連邦と新品種の保護に関する条約を既に締結している外国の出願人により提出された先行出願が、新品種を所轄する連邦当局に提出された出願に先行していた場合、当該出願人は最初の出願の提出日から12月間、当該最初の出願の優先権を享受するものとする。当該出願人は、新品種を所轄する連邦当局に提出した出願に、最初の出願の優先権を明記するものとする。新品種を所轄する連邦当局が出願を受理した日から6月以内に、出願人は、関係国の所轄官庁が証する最初の出願の謄本及びそのロシア語による翻訳文を提出する義務を負うものとする。これらの要件が充足された場合、出願人は、最初の出願の提出日から3年間、補助書類及び試験のために必要な資料を提出しない権利を有するものとする。

### 第1435条 特許出願の予備審査

1. 特許出願の予備審査の過程で、優先日が定められるものとする。本法第1433条第2項に定める書類の存否及び当該書類が所定の要件に合致しているか否かが確認されるものとする。特許出願の予備審査は1月以内に完了されるものとする。
2. 予備審査中に、出願人は、自己の発意により、出願書類を補足、釈明又は訂正する権利を有するものとする。  
新品種を所轄する連邦当局は、未提出の書類または釈明書類を提供するよう出願人に対して勧告することができ、かつ、出願人は、所定の期間内に当該書類を提出する義務を負うもの

とする。

出願日に未提出であった書類が所定の期間内に提出されなかった場合、出願の審査は受理されないものとし、かつ、出願人はその旨を通知されるものとする。

3. 新品種を所轄する連邦当局は、予備審査の完了時に、予備審査の肯定的な結果及び出願日を出願人に通知するものとする。

受理された出願に関する情報は上述の連邦当局の公報に掲載されるものとする。

4. 出願人が、新品種を所轄する連邦当局による予備審査の結果に関する決定を争うことを希望する場合、出願人は、決定の受領日から3月以内に司法判断を求める権利を有するものとする。

### **第 1436 条 新品種の暫定的保護**

1. 新品種を所轄する連邦当局に出願された新品種は、出願日から特許付与日までは、新品種としての暫定的保護を享受するものとする。

2. 新品種の特許の付与の後、特許権者は、新品種の暫定的保護期間に、本法第 1421 条第 3 項に定める行為を出願人の許可なく実行した者が支払う金銭的対価を受領する権利を有するものとする。対価の額は、当事者間の合意により決定され、紛争の場合には裁判所の判断により決定されるものとする。

3. 新品種の暫定的保護期間中、出願人は、学術的目的のみの場合及び販売又は移転が新品種特許を取得する権利の譲渡又は出願人の注文に基づく保管用の種子又は育種材料の生産に関連する場合に、当該種子又は育種材料の販売又はその他の移転を許可されるものとする。

4. 特許出願の審理が受理されなかった場合(第 1435 条)又は特許の付与を拒絶する査定が特許出願に関して行われ、かつ、当該査定につき本法により定める不服申立期間が徒過した場合又は本条第 3 項に定める要件に出願人が違反した場合、新品種の暫定保護は発生しなかったとされるものとする。

### **第 1437 条 新品種の新規性に対する審査**

1. 利害関係人は、特許出願に関する情報の公表日から6月以内に、主張される新品種の新規性に対する審査の実施を求める請求を、新品種を所轄する連邦当局に提出することができる。新品種を所轄する連邦当局は、当該請求の受理及びその客体を出願人に通知するものとする。出願人は、通知の受領日から3月以内に、当該通知につき、新品種を所轄する連邦当局に対し、理由を記載した異議を提出する権利を有するものとする。

2. 新品種を所轄する連邦当局は、資料に準拠して自己の裁量で決定を行い、かつ、利害関係人にその旨を通知するものとする。新品種について新規性の基準の充足を確認できない場合、特許付与を拒絶する査定が行われるものとする。

### **第 1438 条 新品種の顕著性、単一性及び安定性に対する試験**

1. 新品種の顕著性、単一性及び安定性に対する試験は、農業分野における規範的かつ法的規整を所轄する連邦当局に定める方法及び期限に従い実施されるものとする。

出願人は、新品種を所轄する連邦当局が定める場所及び期限に従い、必要な数量の試験用の種子又は育種材料を提供する義務を負うものとする。

2. 本条第 1 項に定める目的のため、新品種を所轄する当局は、関連条約を締結している他国



の所轄官庁が実施した試験の結果、当該国家当局との契約に基づき他のロシアの機関が実施した試験の結果及び出願人が提供したデータを使用する権利を有するものとする。

#### 第 1439 条 新品種の登録及び特許付与

1. 新品種を所轄する連邦当局は、新品種に対する保護可能性の基準(第 1413 条第 2 項)の充足を確認した場合、かつ新品種の名称について本法第 1419 条の要件を確認した場合、新品種の特許を付与し、新品種の明細を作成し、新品種を保護品種国家登録簿に登録するものとする。

2. 次の各号に掲げる情報は、保護品種国家登録簿に明記されるものとする。

- 1) 植物又は動物の属及び種類
- 2) 植物品種又は動物品種の名称
- 3) 新品種の正式登録日及び登録番号
- 4) 特許権者の氏名又は名称及び特許権者の法律上又は実際の住所
- 5) 新品種の育成者の氏名及びその住所
- 6) 新品種の明細
- 7) 新品種の特許の他人への移転の事実、譲受人の名称並びにその法律上及び実際の住所の表示
- 8) 締結された使用許諾契約に関する情報
- 9) 新品種の特許存続期間終了日及び当該終了の原因

2. 1. 権利所有者の請求に基づき、新品種事項に関する連邦行政機関は、権利所有者及び(又は)新品種の育成者に係る情報(権利所有者の名称、その所在地又は居所、新品種の育成者の名称、郵便宛先を含む)に関する変更並びに国家保護新品種登録簿及び新品種に係る登録証中の明白かつ技術的な誤記を訂正するための変更を施す。

3. 新品種の特許は出願人に付与されるものとする。数名の出願人が特許出願中に記載されている場合、特許は最初に記載された出願人に付与されるものとし、かつ、当該出願人間の合意に従い出願人により共同で使用されるものとする。

#### 第 1440 条 新品種の保存

特許権者は、新品種が保護品種国家登録簿へ収載された日に編纂された植物品種又は動物品種の明細に記載された特徴を保存するため、新品種の特許存続期間中、植物品種又は動物品種を維持する義務を負うものとする。

特許権者は、新品種を所轄する連邦当局の請求に応じて、検証試験のための種子又は育種材料を自己の費用で送付する義務及び立会検査の実施の可能性を与える義務を負うものとする。

#### 第 1441 条 新品種の特許の無効

1. 新品種の特許は、次の各号に掲げる事由が証明された場合、存続期間にわたり無効であると認められる。

- 1) 出願人が提示した新品種の単一性及び安定性に関する未確認データに基づいて特許が付与された
- 2) 特許付与日に、新品種は新規性又は顕著性の基準を充足していなかった
- 3) 特許権者として特許中に記載された者は、特許を取得する資格がなかった

2. 新品種の特許付与について、本条第1項に定める違反を知った何人も、新品種を所轄する連邦当局に請求を提出することにより、異議を申立てることができる。

新品種を所轄する連邦当局は、上記請求の謄本を特許権者に送付するものとし、特許権者は、上記謄本の送付日から3月以内に理由を付して答弁を提出することができる。

新品種を所轄する連邦当局は、補充的試験が要求されない限り、上記請求の提出日から6月以内に前記事項に関する決定を行うものとする。

3. 無効とされる新品種の特許は、特許出願の提出日に遡って無効とされるものとする。この場合、特許を無効とする決定の前に締結された使用許諾契約は当該決定日までに実施された限りにおいて、効力を維持するものとする。

4. 新品種特許の無効は、新品種を所轄する連邦当局がなした特許付与の決定(第1439条)及び保護品種国家登録簿中の対応する記録の取消を意味するものとする。

#### **第1442条 新品種の特許の存続期間満了前終了**

新品種の特許の効力は、次の各号に掲げる場合に存続期間満了前終了の対象となるものとする。

- 1) 新品種がもはや、単一性及び安定性の基準を充足しない
- 2) 特許権者が、連邦の品種執行当局の請求に応じて当該請求から12月以内に、新品種の保存を確認するために必要な種子、育種材料、書類及び情報を提供しなかったか、又は当該目的のための新品種の立会検査を可能としなかった
- 3) 特許権者が、特許の存続期間満了前終了を求める請求を、新品種を所轄する連邦当局に提出した
- 4) 特許権者が所定の期限内に特許維持手数料を納付することを怠った

#### **第1443条 新品種に関する情報の公表**

1. 新品種を所轄する連邦当局は、次の各号に掲げる情報を掲載した公報を公表するものとする。

- 1) 特許出願について、新品種の優先日、出願人の名称、新品種の名称及び育成者が表示を拒絶しない限り、品種の育成者の表示
- 2) 特許出願に対して行われた査定
- 3) 新品種の名称の変更
- 4) 新品種の特許の無効
- 5) 新品種の保護に関するその他の情報

2. 新品種の特許付与を求めて提出された出願及び当該出願に関して行われた査定に関する情報公表後は、何人も、出願の資料を閲覧する権利を有するものとする。

#### **第1444条 新品種の使用**

1. ロシア連邦領域内で販売された種子及び育種材料は、それらの品種又は品種及び起源を証明する文書とともに提供されるものとする。

2. 保護品種国家登録簿に記載された新品種の場合、本条第1項に定める文書は特許権者及び使用許諾の被許諾者のみに付与されるものとする。

#### 第 1445 条 外国における新品種の特許取得

品種の特許付与を求める出願はこれを外国で提出することができる。新品種のロシア連邦外における保護に関する経費は出願人がこれを負担する。

## 第6節 新品種の育成者及びその他の特許権者が保有する権利の執行

### 第1446条 新品種の育成者又はその他の特許権者が保有する権利の侵害

新品種の育成者又はその他の特許権者の権利は、特に次に掲げる行為により侵害されるものとする。

- 1) 本法第1421条第3項の要件に違反する新品種の使用
- 2) 登録済の各新品種の名称とは異なる形式による、生産及び／又は販売された種子又は育種材料の命名
- 3) 生産及び／又は販売される種子又は育種材料が新品種の種子又は育種材料とは異なる場合に、生産及び／又は販売される種子又は育種材料に、登録済の各新品種の名称を命名すること
- 4) 生産された及び／又は販売種子又は育種材料に係る登録済の新品種の名称と混同を生ずるほど類似した名称を命名すること

### 第1447条 新品種に係る排他的権利の侵害に関する裁判所の判断の公表

新品種の育成者又はその他の特許権者は、違法な新品種の使用に関する、又は特許権者が保有する権利に係るその他の侵害に関する裁判所の判断について、本法第1252条第1項に基づき、新品種を所轄する連邦当局による公報への掲載をもって公表するよう要求する権利を有するものとする。

## 第 74 章 集積回路の回路配置(配置設計)に係る権利

### 第 1448 条 集積回路の回路配置

1. 集積回路の回路配置(配置設計)は、集積回路を構成するすべての素子及び有形的媒体上に固定された素子間の配線の三次元配置を意味するものとする。集積回路は、電子回路の諸機能を実行することを目的とし、素子及び配線が製品の製造の基盤として作用する内装中及び／又は材料表面上に集積されているマイクロ電子工学製品の最終形態又は中間形態を意味する。

2. 本法が提供する法的保護は、創作者の知的活動の成果として創作され、かつ、創作者及び(又は)集積回路の回路配置の分野における専門家にその創作日において知られていない独創的な集積回路の回路配置にのみ適用される。集積回路の回路配置は、別段の証明がなされない限り、独創的とみなされる。

集積回路の回路配置であって、その創作の日において集積回路の回路配置の分野の熟練者に知られている要素から構成されるものは、当該要素全体の空間幾何学的配置及び要素間のリンクが全体として独創的であるときは法的保護を取得することができる。

3. 本法が付与する法的保護は、集積回路の回路配置中に具現化されうる概念、処理過程、システム、技法又はコード化された情報には及ばないものとする。

### 第 1449 条 集積回路の配置設計(回路配置)に係る権利

1. 次の各号に掲げる知的財産権は、本法により定める法的保護を取得する要件を満たす集積回路の回路配置の創作者に帰属するものとする。

1) 排他的権利

2) 創作者人格権

2. 本法に規定する場合、集積回路の回路配置の創作者は、職務回路配置の使用に対する補償に係る権利を含め、その他の権利も有する。

### 第 1450 条 集積回路の回路配置の創作者

自己の創作性により集積回路の回路配置の創作をもたらした自然人は、回路配置の創作者とみなされる。集積回路の回路配置の正式登録を求める出願において創作者として記載された者は、別段の定めがない限り、当該配置の創作者とされるものとする。

### 第 1451 条 集積回路の回路配置の共同創作者

1. 共同の創作により集積回路の回路配置の創作をもたらした自然人らは、回路配置の共同創作者とされるものとする。

2. 各共同創作者は、共同創作者間の合意により別段の定めがない限り、自己の裁量で回路配置を利用する権利を有するものとする。

3. 本法第 1229 条第 3 項の規定は、集積回路の回路配置の利用から得た収益の分配及び回路配置に対する排他的権利の処分に関する共同創作者の相互関係に準用されるものとする。

集積回路の回路配置の正式登録証明書を取得する権利の処分は、共同創作者が共同でこれを行うものとする。

## 第 1452 条 集積回路の回路配置の公式登録

1. 権利所有者は、集積回路の回路配置の有効期間(第 1457 条)中に、権利所有者の判断で当該回路配置を知的所有権に関する連邦行政機関に登録することができる。

国家機密を構成する情報を含む回路配置は、国により登録されないものとする。回路配置の国家登録を求める出願を提出する者(出願人)は、ロシア連邦の法令により国家機密を含む回路配置に係るすべての情報開示について責任を負う。

2. 回路配置の国家登録を求める出願(登録出願)を提出する前に回路配置が利用された場合、出願は、回路配置の最初の利用から 2 年を越えない期間内に提出することができる。

3. 登録出願は単一の回路配置にのみ係るものとし、かつ、次に掲げるものを含める。

1) その名により国家登録が請求される者及び名指される権利を拒絶しない創作者、各人の永続的及び現実の居所並びに利用が既に発生している場合は回路配置の最初の利用日を明記した回路配置の国家登録を求める出願

2) 回路配置を識別する預託資料(要約を含む)

3) 廃止

4. 登録出願に関する規制は、知的所有権の分野における規範的法規制に関する連邦行政機関により決定される。

5. 登録出願に基づき、知的所有権に関する連邦行政機関は、必要な書類及び本条第 3 段落の要件との整合性を確認する。この確認の結果が肯定的である場合は、当該連邦機関は、当該回路配置を集積回路配置登録簿に記載し、国家集積回路配置登録証を出願人に交付し、かつ、登録回路配置に関する情報をその公報において公告する。

当該連邦行政機関の請求に基づき又は自己の発意により、創作者又は他の権利所有者は、国家登録の前に、登録出願書類に追加、明確化及び訂正を施す権利を有する。

6. 国家登録証のための集積回路の回路配置の国家登録の手續、登録証に記載すべき情報の一覧及び知的所有権に関する連邦行政機関がその公報において公告すべき情報の一覧は、知的所有権の分野における規範的法規制について責任を負う連邦行政機関により決定される。

7. 権利所有者の申請に基づき、知的所有権に関する連邦行政機関は、権利所有者及び(又は)回路配置の創作者についての情報(権利所有者の名称、その所在地又は居所、回路配置の創作者の名称、その郵便宛先を含む)に変更を施し並びに集積回路配置登録簿及び当該回路配置の国家登録証中の明白かつ技術的な誤りを訂正するための変更を施す。

知的所有権に関する連邦行政機関は、集積回路配置登録簿に施された記載事項の変更に関する情報をその公報において公告する。

8. 集積回路配置登録簿に記載された情報は、別段の証明がなされない限り、確実なものともみなされる。出願人は、提出された登録情報の確実性について責任を負う。

## 第 1453 条 集積回路の回路配置に対する創作者人格権

創作者人格権、すなわち回路配置の創作者とされる権利は不可譲かつ移転不能とする(回路配置に係る排他的権利の他人への移転又は承継の場合及び他人への利用権の付与の場合を含む。)。この権利の放棄は無効であるものとする。

## 第 1454 条 回路配置に係る排他的権利

1. 本法第 1229 条に基づき、法令に反しない態様で回路配置を(特に本条第 2 項に明記する方

法より)利用する排他的権利(回路配置に係る排他的権利)は、権利者に帰属するものとする。権利者は、回路配置に係る排他的権利を処分することができる。

2. 営利目的による行為(特に次に掲げるもの)は、回路配置の利用とされるものとする。

1)回路配置全体の複製又は特に集積回路等への包含による回路配置の複製。但し、創作性のある回路配置以外の部分の複製を除く。

2)回路配置、回路配置を含む集積回路又は当該集積回路を含む製品について、ロシア連邦領域内へ輸入し、販売し、及びその他の態様で民間の流通へ置く行為

3. ある回路配置と同一の回路配置を独立して創作した者は、当該回路配置とは別個の排他的権利を有するものとする。

#### **第 1455 条 集積回路の回路配置の法的保護の表示**

権利者は、集積回路の回路配置に係る排他的権利を通知するために、回路配置及び当該回路配置を含む製品上に付されるべき保護標章を使用する権利を有するものとし、当該標章は、大文字「T」、回路配置に係る排他的権利の存続期間の開始日及び権利者を特定する情報から構成されるものとする。

#### **第 1456 条 回路配置に係る排他的権利の侵害に該当しない行為**

次の各号に掲げる行為は、回路配置に係る排他的権利を侵害しないものとする。

1)本法第 1454 条第 2 項に定める集積回路に関する行為(当該集積回路が違法に複製された回路配置を含む場合)及び当該集積回路を含む製品に関する行為であって、当該行為をなす者が、違法に複製された回路配置が集積回路に含まれていたことを知らず、かつ、知っているべき理由がなかったとき。違法な回路配置の複製に関する通知を受領したとき、上述の者は、違法に複製された回路配置を含む集積回路を含む製品の手持ち在庫及び当該受領時までに注文された製品を利用することができる。この場合、上述の者は、類似の状況において類似の回路配置に支払われていたであろう対価に相当する回路配置の利用の対価を権利者に支払う義務を負うものとする。

2)営利目的ではない私的目的による回路配置の利用及び評価、分析、研究又は訓練を目的とした回路配置の利用

3)回路配置に係る排他的権利を有する者又は権利者の許可を得た者により既に適法に民間の流通に置かれた回路配置を備えた集積回路の頒布

#### **第 1457 条 回路配置に係る排他的権利の存続期間**

1. 回路配置に係る排他的権利は 10 年間有効とする。

2. 回路配置に係る排他的権利の存続期間は、回路配置、回路配置を備えた集積回路又は当該集積回路を含む製品のいずれかの最初の利用日又は回路配置が連邦の知的財産当局に登録された日のうち当該事由が最先に発生した日から起算して算出されるものとする。前者において、回路配置が最初に利用された日は、ロシア連邦又は外国において当該回路配置が民間の流通へ置かれた最先の日付であって文書により証明されるものを意味する。

3. 同一の創作性のある回路配置が別の創作者により独立して創作された場合、当該回路配置に係る排他的権利は、それらの回路配置のうち最先のものに係る排他的権利の発生日から 10 年の期間満了時に終了するものとする。

4. 回路配置に係る排他権が終了したときは、当該回路配置は公有財産となる、すなわち、何人も、誰の同意も許可もなしに、かつ、如何なる対価も支払うことなく、自由にこれを利用することができる。

#### **第 1457.1 条 回路配置に係る排他権の相続による移転**

排他権の相続による移転に関する規定(第 2384 条)は、回路配置に係る排他権に適用される。

#### **第 1458 条 回路配置に係る排他的権利の譲渡契約**

回路配置に係る排他的権利の譲渡契約に基づき、一方当事者すなわち権利者は、他方当事者に対し、回路配置に係る排他的権利を全範囲で移転し、又は移転する義務を負う。

#### **第 1459 条 回路配置の利用権を付与する使用許諾契約**

利用許諾契約に基づき、一方当事者すなわち創作者又は回路配置に係るその他の排他的権利の保有者(許諾者)は、他方当事者(被許諾者)に対し、契約に定める制限の範囲内で当該回路配置を利用する権利を付与し、又は付与する義務を負う。

#### **第 1460 条 回路配置に係る排他権を処分する契約の方式、回路配置に係る排他権の移転及びその質入の国家登録並びに回路配置を利用する権利の規定**

1. 回路配置に係る排他権の譲渡に係る契約及びライセンス許諾契約は、書面により締結されなければならない。この書面契約方式に従わないときは、契約は無効とされる。
2. 回路配置が登録された場合(第 1452 条)は、回路配置に係る排他権の譲渡及び質入、回路配置を使用する契約上の権利に関する規定、回路配置に係る排他権の移転並びに回路配置に係るライセンス許諾契約は、本法第 1232 条に定める態様により、知的所有権に関する連邦行政機関による国家登録を受けることができる。

#### **第 1461 条 職務回路配置**

1. 自己の職務中又は雇用者が指定する特定の任務遂行中に従業者が創作した回路配置は、職務回路配置とされるものとする。
2. 職務回路配置に係る創作者人格権は、従業者に(創作者に)帰属するものとする。
3. 職務回路配置に係る排他権は、使用者と従業者との間の労働又民事法契約に別段の規定がない限り、使用者に帰属する。
4. 回路配置に係る排他権が使用者に帰属するか又は第三者に移転された場合は、従業者は、使用者から対価を受ける権利を有するものとする。対価の額、その支払の条件及び手続は、使用者と従業者との間の契約により及び紛争が生じた場合は裁判所により決定される。職務回路配置の対価に係る権利は不可譲であるが、創作者の排他権の残存部分については創作者の相続人に移転する。  
回路配置に係る排他権が創作者に帰属する場合は、使用者は、対価を権利所有者に支払うことを条件として、当該回路配置を単純(非排他的)ライセンスに基づいて使用する権利を有する。
5. 雇用者の財政的、技術的又はその他の有形資産を用いたが、自己の職務中又は雇用者が指定した特定の任務としてでなく、従業者が創作した回路配置は、職務回路配置とはされない



ものとする。当該回路配置に係る排他的権利は、従業者に帰属するものとする。この場合、雇用者は、自己の裁量で、回路配置に係る排他的権利の存続期間中、自己の必要のために利用する無償の通常(非独占的)使用許諾の付与又は当該回路配置の創作と関連して雇用者が負担した費用の補償を請求する権利を有するものとする。

#### **第 1462 条 契約に基づく業務遂行中に創作された回路配置**

1. 研究、開発及び技術的業務を行う契約又は合意であつて回路配置の創作について明示的に規定していないものに基づいて創作された回路配置に係る排他権は、契約に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する。

かかる場合、顧客は、契約に別段の規定がない限り、かかる排他権の有効期間中、追加の対価を支払うことなしに、単純(非排他的)ライセンスに基づき、契約により定めた目的のために、創作された回路配置を利用する権利を有する。請負人(業務遂行者)が回路配置に係る排他権を他人に移転したときは、顧客は、元のライセンス許諾条件に基づいて回路配置を利用する自己の権利を維持する。

2. 請負人(業務遂行者)と依頼人との間の契約に従い、依頼人に対し、又は権利者が指示する第三者に対し回路配置に係る排他的権利が移転された場合、業務遂行者は、契約に別段の定めがない限り、回路配置に係る排他的権利の存続期間にわたり無償の通常(非独占的)使用許諾条件により、自己の必要のために当該回路配置を利用する権利を有するものとする。

3. 回路配置に係る排他的権利を有していない、本条第 1 項に定める回路配置の創作者は、本法第 1461 条第 4 項に基づく対価請求権を有するものとする。

#### **第 1463 条 注文に基づき創作された回路配置**

1. 回路配置が、(契約に基づく)その創作を主題とする契約に基づいて創作されたときは、かかる回路配置に係る排他権は、請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に別段の規定がない限り、顧客により所有される。

2. 本条第 1 段落に従い、回路配置に係る排他権が顧客又は同人が指定する第三者に所有される場合は、契約に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)は、排他権の有効期間中、無償の単純(非排他的)ライセンスに基づき、自己の個人的必要のために当該回路配置を利用する権利を有する。

3. 請負人(業務遂行者)と顧客との間の契約に従い、回路配置に係る排他権が業務遂行者に帰属する場合は、顧客は、排他権の有効期間中、無償の単純(非排他的)ライセンスの条件に基づき、適切な契約により定めた目的のために、回路配置を利用する権利を有する。

4. 注文に基づいて創作された回路配置の権利者ではない創作者には、本法第 1459 条第 4 項に基づく対価の支払を受けるものとする。

#### **第 1464 条 国家との契約に基づき創作された回路配置**

本法第 1298 条の規定は、国家との契約に基づき創作された回路配置に準用されるものとする。

## 第 75 章 営業秘密(ノウハウ)に係る権利

### 第 1465 条 営業秘密(ノウハウ)

1. 業務上の秘密とは、科学技術の分野における知的活動の成果及び現実の又は潜在的な商業的価値を伴う専門的活動の実行方法についてのあらゆる種類(生産、技術、経済、組織等)の情報であつて、第三者に知られておらず、法律上の理由により第三者には自由な利用ができず、かつ、情報の所有者がそれを秘密にしておくための合理的な措置を特に業務上の秘密の制度を導入することにより取るものをいう。
2. 業務上の秘密とは、義務的開示の対象になっていない情報であり、また係る情報は法令又はその他の法的措置により利用制限対象となることを禁止されてもいない。

### 第 1466 条 営業秘密に係る排他的権利

1. 本法第 1229 条に基づき、法令に反しない態様で営業秘密を利用(経済的及び組織的解決法の製造及び実施を含む。)する排他的権利(営業秘密に係る排他的権利)は、営業秘密の所有者に帰属するものとする。営業秘密の所有者は、上述の排他的権利を処分することができる。
2. 保護される営業秘密の内容を構成する情報を善意で、かつ、営業秘密の他の所有者とは独立して受領した者は、当該営業秘密に対する個別の排他的権利を取得するものとする。

### 第 1467 条 営業秘密に係る排他的権利の効力

営業秘密に係る排他的権利は、当該営業秘密の内容を構成する情報の秘密性が維持される限り効力を有するものとする。それぞれの情報の開示時に、すべての権利者について、営業秘密に係る排他的権利は終了するものとする。

### 第 1468 条 営業秘密に係る排他的権利の譲渡契約

1. 営業秘密に係る排他的権利の譲渡契約に基づき、一方当事者(権利者)は、営業秘密に係る排他的権利の譲受人である他方当事者に対し、営業秘密に係る排他的権利を全範囲で移転し、又は移転する義務を負う。
2. 営業秘密に係る排他的権利が譲渡される場合、自己の権利を処分した者は、営業秘密に係る排他的権利の存続期間が終了するまで営業秘密を秘密に保持する義務を負うものとする。

### 第 1469 条 営業秘密の利用権を付与する使用許諾契約

1. 使用許諾契約に基づき、営業秘密に対する排他的権利の保有者(許諾者)である一方当事者は、契約に定める範囲内で各営業秘密を利用する権利を、他方当事者(被許諾者)へ付与し、又は付与する義務を負う。
  2. 使用許諾契約は、その有効期間を明記して又は明記せずに、締結されうる。使用許諾契約の有効期間が契約に明記されていない場合、各当事者は、より長い期間が契約に規定されていない限り、他方当事者に対し、遅くとも 6 月前までに拒絶を通知することにより、いつでも随時契約を撤回する権利を有するものとする。
  3. 営業秘密を利用する権利を付与する場合、自己の権利を処分した者は、使用許諾契約の全有効期間にわたり営業秘密を秘密に保持する義務を負うものとする。
- 使用許諾契約に基づき各権利を取得した者は、営業秘密に係る排他的権利の効力が終了する

まで営業秘密を秘密に保持する義務を負う。

#### **第 1470 条 職務営業秘密**

1. 自己の職務中又は雇用者が指定する特定の任務遂行中に従業者が創作した営業秘密に係る排他的権利(職務営業秘密)は雇用者に帰属するものとする。
2. 自己の職務又は雇用者が指定する特定の任務に関して営業秘密を与えられた自然人は、営業秘密に係る排他的権利の効力が終了するまで、取得した情報を秘密に保持する義務を負う。

#### **第 1471 条 契約に基づく業務と同時に取得された営業秘密**

業務上の秘密が、国又は地方自治体の必要に係る国又は地方自治体との契約に基づく研究、開発及び技術の業務に係る契約の履行中に取得された場合は、業務上の秘密に係る排他権は、関連契約(又は国若しくは地方自治体との契約)に別段の規定がない限り、請負人(業務遂行者)に帰属する。

#### **第 1472 条 営業秘密に係る排他権の侵害に対する責任**

1. 業務上の秘密に係る排他権の侵害者(業務上の秘密を構成する情報を違法に取得しかつこの情報を開示又は使用した者並びに本法第 1468 条第 2 段落、第 1469 条第 3 段落又は第 1470 条第 2 段落に従い当該業務上の秘密を維持する義務を負う者を含む)は、法令又はこの者との契約に別段の責任が規定されていない限り、当該業務上の秘密に係る排他権の侵害により生じた損害を賠償する義務を負う。
2. 営業秘密を使用し、かつ当該使用が不法である旨(偶発的に又は誤って自ら営業秘密へのアクセスを得た事実を含む。)を知らなかったか、その旨を知り得べき理由がない者は、本条第 1 項に基づく責任を負わないものとする。

## 第 76 章 法人，商品，作業，サービス及び事業の識別手段に係る権利

### 第 1 節 商号に係る権利

#### 第 1473 条 商号

1. 営利団体である法人は，その商号を用いて民間で商活動を行うものとし，商号は，当該法人の付属定款文書において定められ，法人の正式登録時，法人単一国家登録簿に記載される。

2. 法人の商号は，自己の組織的及び法的形態の表示及び法人の実名称を含むものとし，活動の種類を示す単語のみからは構成されないものとする。

3. 法人は，ロシア語による完全名称を持つことができ，かつ，ロシア語による略称を持つ権利を有する。法人は，また，ロシア連邦の各構成国民の言語(又は)外国語による完全な(又は)省略された企業名を持つ権利を有する。

法人のロシア語及びロシア連邦の各構成国民の言語による企業名には，ロシア語への翻字又はロシア連邦の各構成国民の言語への翻字による外国からの借用語を含めることができる。ただし，当該法人の組織的及び法的形態を反映する用語及び略語はこの限りでない。

4. 法人の企業名には，次に掲げるものを含めることができない。

(1) 外国の完全な又は省略した公式名称並びにかかる名称から派生した語

(2) 連邦国家機関，ロシア連邦構成国の機関及び地方自治体の機関の完全な又は省略した公式名称

(3) [廃止]

(4) 公の団体の完全名称又は略称

(5) 公益並びに人間性及び道徳の原則に反する名称

国営単一企業の企業名には，当該企業がロシア連邦又はロシア連邦構成国に属している旨の表示を含めることができる。

法人の企業名にロシア連邦又はロシアの公式名称並びにこれらの名称から派生した語を含めうることは，ロシア連邦政府により定められた手続に従って許可が出されている場合は認められる。法人の企業名にロシア連邦又はロシアの公式名称及びこれらの名称から派生した語を含めることに関する許可が撤回された場合は，当該法人は，3月以内にその設立書類に適切な変更を施す義務を負う。

5. 法人の企業名が本法第 1231.1 条及び本条第 3 段落又は第 4 段落の要件に適合しなかった場合は，法人の国家登録を行う機関は，かかる法人に対しその商号変更を強制するための法的請求を提出することができる。この場合，本法第 61 条第 2 段落の規定は適用されない。

#### 第 1474 条 商号に係る排他的権利

1. 法人は，法令に反しないあらゆる態様で商号を識別手段として使用する(標示，レターヘッド，請求書等の文書上，通知及び広告中，商品及びその包装上並びにインターネット上での表示を含む。)ための排他的権利(商号に係る排他的権利)を有する。

省略した商号並びにロシア連邦構成主体の言語及び外国語の商号は，法人単一国家登録簿に記載されていることを条件として，商号に係る排他的権利として使用されるものとする。

2. 商号に係る排他的権利の処分(他人に対する商号使用权の譲渡又は付与を含む。)は認められないものとする。

3. ある法人が、他の法人の商号と同一の商号又は混同を生ずるほど類似した商号を使用することは、これらの法人の業種が類似であり、かつ、後者の法人の商号が前者の法人の商号よりも先に単一国国家登録簿に記載されていた場合は認められないものとする。
4. 本条第3段落の規定に違反した法人は、権利所有者の要求に基づきかつその選択により、権利所有者の企業名と同一であるか若しくはそれと混同を生じる程に類似する企業名を権利所有者が行っている活動に類似する活動に関して使用することを停止するか又は当該企業名を変更しなければならず、かつ、生じた損害については、権利所有者に補償しなければならない。

#### **第1475条 ロシア連邦領域内での商号に係る排他的権利の効力**

1. 法人単一国家登録簿に記載された商号に係る排他的権利は、ロシア連邦領域内において有効とする。
2. 商号に係る排他的権利は、法人の正式登録日から生じるものとし、法人の清算又はその商号の変更と関連して法人単一国家登録簿から商号が削除される時点で終了するものとする。

#### **第1476条 商号に係る権利と、取引名、商標及びサービスマークに係る権利との関係**

1. 商号又はその独立した要素は、権利者に帰属する取引名の構成において、権利者がこれを使用することができる。  
取引名に含まれる商号は、取引名の保護とは独立して保護されるものとする。
2. 商号又はその個々の要素は、権利者に帰属する商標又はサービスマーク中において、権利者がこれを使用することができる。  
商標又はサービスマークに含まれる商号は、商標又はサービスマークの保護とは独立して保護されるものとする。

## 第2節 商標に係る権利及びサービスマークに係る権利

### 1. 総則

#### 第1477条 商標及びサービスマーク

1. 商標証明書に証される排他的権利(第1481条)は、商標について、すなわち、法人又は個人事業主の商品を識別することが可能な標章について認められるものとする。
2. 商標に関連した本法の規定は、場合に応じ、サービスマーク、すなわち、法人又は個人事業主が遂行した業務又は提供したサービスを識別することが可能な標示に適用されるものとする。

#### 第1478条 商標に係る排他的権利の保有者

商標に係る排他的権利の保有者は、法人又は個人事業主とする。

#### 第1479条 ロシア連邦領域内での商標に係る排他的権利の効力

連邦の知的財産当局により登録された商標に係る排他的権利は、ロシア連邦領域内において、及びロシア連邦が締結した国際条約に定める他の場合にも、効力を有するものとする。

#### 第1480条 商標の正式登録

商標の正式登録は、本法第1503条及び第1505条に定める手続に従い、連邦の知的財産当局がロシア連邦商標・サービスマーク国家登録簿(商標国家登録簿)へ収載することにより発効するものとする。

#### 第1481条 商標証明書

1. 商標証明書は、商標国家登録簿に登録された商標について発行されるものとする。
2. 商標証明書は、商標の優先権及び証明書中に明記された商品に関する商標に係る排他的権利を証明するものとする。

#### 第1482条 商標の種類

1. 単語、図、三次元及び他の標示又はそれらの組み合わせは商標として登録されることができる。
2. 商標はあらゆる色彩又は色彩の組み合わせでこれを登録することができる。

#### 第1483条 商標の公式登録の拒絶理由

1. 識別性を有さないか又は次に掲げる要素のみから構成される標識は、商標としての国家登録を受けられない。
  - (1) ありふれており、特定の種類の商品を指示しない要素
  - (2) 一般に受け入れられた表象及び用語
  - (3) 商品の特徴付ける要素であって、当該商品の種類、品質、数量、特性及び価額並びに当該商品の製造又は販売の時期、場所若しくは方法を含むもの
  - (4) 商品の形状であって、もっぱら又は主として商品の特性又は用途により決定されるものを

## 表示する要素

これらの要素は、保護されない要素として商標に含めることができる。ただし、これらが支配的な位置を占めないことを条件とする。

1.1 本条第1段落の規定は、次に掲げることに該当する表示には適用されない。

(1) その使用を通じて、識別性を有する特性を取得するに至ったこと

(2) 本条第1段落第1副段落から第4副段落にいう要素のみから構成され、かつ、識別性を有する特性の組合せを形成していること

2. 本法第1231.1条に従って法的保護の対象とならないものに係る標識又はこれと混同を生じる程にこれに類似する標識は、商標としての国家登録を受けられない。

3. 次に掲げることに該当する要素を提示するか又は含む表示は、商標としての国家登録を受けられない。

(1) 商品又はその製造者に関して虚偽であるか又は消費者に誤認を生じさせる虞があること

(2) 公益並びに人間性及び道徳の原則に反すること

4. ロシア連邦国民の文化遺産又世界の文化及び自然遺産の特に貴重な客体の公式名称又は絵並びにコレクション及び基金に所在する文化的価値の有る像と同一であるか又は混同を生じる程に類似する商標は、国家登録を受けられない。ただしこのことは、前記の客体の所有者でない者であって、所有者又は所有者により明示的に授權された者の同意を得てないものの名義で登録が求められている場合に限る。

5. ロシア連邦が締約国である国際条約に基づき、締約国の1により保護されている要素を構成するか又はかかる要素を含む商標について商標の国家登録が認められない場合、かかる国際協定の加盟国は、かかる商標を、ぶどう酒又は蒸留酒がその領域を原産地とし(すなわち当該国の国境内で生産され)かつ(主として原産地により決定される)特定の品質、評判又はその他の特性を有するものとして特定する標識として使用することができる。ただし、当該商標が、前記地理的領域の領域を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に言及することを意図している場合に限る。

6. 次に掲げるものと同一であるか又は混同を生じる程に類似するものを商標として登録してはならない。

(1) 類似の商品に関して登録を出願した者の商標(第1492条)であって先の優先日を有するもの。ただし、国家商標登録に係る出願が、取り下げられていない、取り消されていない、又は国家登録が未決定もしくは拒絶決定が確認されていない場合。

(2) 他人の商標であって、類似の商品に関する、先の優先権を有するもので、ロシア連邦において保護されている(ロシア連邦が締約国である国際条約に基づく場合を含む)もの

(3) 本法に基づいてロシア連邦において一般的に知られている商標として認められた他人の商標であって、類似の商品に関する、請求されている表示よりも先の優先権を有するもの同一の名称の商品に係る商標であって、本段落第1副段落及び第2副段落にいう商標と混同を生じる程に類似するものの登録は、権利所有者の同意があれば認められる。ただし、かかる登録が消費者に誤認を生じさせる目的でないことを条件とする。権利所有者は、一度与えた同意を撤回することはできない。

本段落第5副段落の規定は、団体標章と混同を生じる程に類似する標識には適用されない。

7. 本法に従って保護されている原産地名称及び当該商標の優先日前に商標としての登録出願がなされている表示と同一であるか又は混同を生じる程に類似する商標は、如何なる商品

に関して(当該名称又は表示が、これらに係る排他権を有する者の名義で登録されている商標に混同を生じる程に類似しているか又はかかる商標中に保護されていない要素として含まれているときを除く)登録してはならない。ただし、識別のために原産地名称が登録されている商品と同一の商品に関して商標登録が完了していることを条件とする。

8. 標示が、ロシア連邦領域内で保護される商号若しくは取引名(又はかかる商号又は取引名の個別要素)又は保護品種国家登録簿に登録された新品種の名称と同一又は混同を生ずるほど類似しており、当該商号、取引名若しくは名称に係る権利が、登録を求める商標の優先日より先にロシア連邦において発生していた場合、当該標示は類似商品について登録されないものとする。

9. 表示が次に掲げるものと同一である場合は、登録できない。

(1)権利所有者の同意がない、商標の国家登録出願(第1492条)の提出日にロシア連邦において知られている科学、文学又は芸術の著作物、かかる著作物からの文学上の人物又は引用、芸術の著作物又はその断片の標題/名称であって、各著作物に係る権利が、出願されている商標の優先日より先に生じたもの

(2)名称(第19条)、変名(第1265条第1段落及び第1315条第1段落第3副段落)若しくはその派生名称又はロシア連邦の有名な肖像の模写であって、出願の提出日において当該者又はその相続人の同意がないもの

(3)意匠、適合標章であってこれらに係る権利が登録商標の優先日前に生じたもの  
本段落の規定は、本段落にいうものと混同を生じる程に類似する表示にも適用される。

10. 同一の名称の商品に関する商標であって、その要素が本法に従って保護されているものは、同一の表示の商品に関する商標としての登録ができない。他のものの識別手段がそれら及び本条第9段落にいうものと混同を生じる程に類似する

かかる標識の商標としての国家登録は、本条第6段落並びに第9段落第1副段落及び第2副段落にいう所要の同意の取得可能性にかかる。

11. 本条に掲げる理由により、ロシア連邦が締結した国際条約に従って登録された商標には法的保護は付与されない。

## 2. 商標の使用及び商標に係る排他的権利の処分

### 第1484条 商標に係る排他的権利

1. 自己の名で商標が登録されている者(「商標権者」)は、法令に反しないあらゆる態様(本条第2項に明記する方法を含む。)で本法第1229条に従い商標を使用する排他的権利(商標に係る排他的権利)を専有するものとする。商標権者は当該商標に係る排他的権利を処分することができる。

2. 商標に係る排他的権利は、特に次の各号に掲げる商標の使用により、商標登録がなされている商品、著作物又は役務を識別することを目的として、これを処分することができる。

1)ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示がなされ若しくはその他の態様で民間の流通に置かれ、又は当該目的における保管、輸送若しくはロシア連邦領域内への輸入がなされる商品(ラベル及び包装を含む。)における使用

2)業務遂行中又は役務提供中の使用

3)商品を民間の流通に置くための書類における使用



- 4) 商品の販売申入れ，業務遂行及び役務提供並びに通知，看板及び広告における使用
  - 5) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指示手段を含む。)の使用
3. 識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき，商標権者の商標に類似した標示の使用による混同のおそれがある場合，何人も，商標権者の許可なく当該類似標示を使用する権利を有しない。

#### 第 1485 条 商標の法的保護記号

商標に係る自己の排他的権利を通知する権利を有する商標権者は，保護記号を使用する権利を有し，当該記号は，商標の横に付され，かつラテン文字「R」若しくは円で囲まれたラテン文字「R」又は「商標」若しくは「登録された商標」との文字による表示で構成されるものとし，当該保護記号は，使用された標示がロシア連邦領域内において保護される商標であることを示す。

#### 第 1486 条 商標の不使用の結果

1. 商標の法的保護は，国家登録後の 3 年間に於ける当該商標の継続的不使用により，当該商標の登録による識別の対象となる商品の全部又は一部に関して早期に終了させることができる。商標の不使用によるその保護の早期の終了に係る請求は，何れの利害関係人も，当該 3 年が満了したときに，仲裁裁判所に提出することができるが，請求の提出前に商標がなお使用されていないことを条件とする。

2. 本条の適用上，商標の使用は，商標所有者による場合若しくは本法第 1489 条に従いライセンス許諾契約に基づき当該権利が付与されたその他の者による場合又は本法第 1484 条第 2 段落に従い商標が使用されることを条件として権利所有者の監督下で他の者が商標を使用する場合に，なされているものと認められる。ただし，該当する行為が，商品を民間の商業に導入することと直接関連していない場合及び該当する行為が，商標の使用が個別要素の一部変更であって商標の実質に影響を与えず付与された保護が制限されない状況と直接関連していない場合を除く。

3. 商標の使用の立証責任は商標権者にあるものとする。

商標の不使用の結果としての商標の法的保護期間満了前の終了の問題を解決するにあたり，商標権者が提出した，商標権者の支配を超える事由により商標が使用されなかった事実の証拠が斟酌され得る。

4. 商標の法的保護の終了は，当該商標に係る排他的権利の終了を意味するものとする。

#### 第 1487 条 商標に係る排他的権利の消尽

商標権者により直接又は商標権者の同意を得てロシア連邦領域内における民間の流通に置かれた商品について，他人による当該商標の使用は，商標に係る排他的権利の侵害とはされないものとする。

#### 第 1488 条 商標に係る排他的権利の譲渡契約

1. 商標に係る排他的権利の譲渡契約に基づき，一方当事者(商標権者)は，商標登録により識別する対象である商品の全部若しくは一部に対応する商標につき自ら専有する排他的権利の全範囲を他方当事者すなわち排他的権利の譲受人に，移転し，又は移転する義務を負うもの

とする。

2. 契約に基づく商標に係る排他的権利の譲渡は、商品又はその生産者に関して消費者に誤認を生じさせるおそれがある場合は、認められないものとする。
3. 商標のための原産地名称の法的保護がロシア連邦領域内で付与された商標(保護されていない要素を含む。)に係る排他的権利の譲渡(第 1483 条第 7 項)は、譲受人が当該名称を使用する排他的権利を有する場合にのみ、認められるものとする。

#### **第 1489 条 商標の使用権の付与に係るライセンス契約**

1. ライセンス許諾契約に基づき、一方当事者すなわち商標に係る排他権の所有者(使用許諾者)は、他方当事者(使用権者)に対し、一定の契約上の制限内で商標を使用する権利を、商標登録の対象である商品の全部又は一部に関して使用が許容される区域を明示して又は明示しないで付与するか又は付与することに合意する。
  - 1.1 商標を使用する権利を付与するライセンス許諾契約には、本法第 1235 条第 6 段落に規定する条件のほかに、当該商標を使用する権利が認められる商品の一覧を含めるものとする。
  2. 使用権者は、自己が生産又は販売しかつライセンスを付与された商標を付した商品の品質が使用許諾者により定められた品質要件を満たすことを確保する義務を負う。使用許諾者は、自己の条件の遵守を監視する権利を有する。使用権者及び使用許諾者は、商品の製造者としての使用権者に対して行われた請求について連帯で責任を負う。
  3. ロシア連邦の領域内で法的保護が付与されている原産地名称(第 1483 条第 7 段落)中の保護されない要素を組み込んでいる商標を使用する権利の付与は、使用権者が当該名称を使用する排他権を有する場合にのみ認められる。

#### **第 1490 条 商標に係る排他権、排他的商標権の質権及び商標を使用する権利の処分に係る契約の方式及び国家登録**

1. 商標に係る排他権を譲渡する契約、ライセンス許諾契約及び商標に係る排他権の処分に係るその他の契約は、書面により行わなければならない。書面要件を遵守しない契約は無効とする。
2. 商標に係る排他権の譲渡及び担保としての利用、その使用に係る契約の規定並びに商標に係る排他権の契約によらない移転は、何れも、本法第 1232 条に従った国家登録を受けるものとする。

#### **第 1491 条 商標に係る排他権の存続期間**

1. 商標に係る排他権は、知的所有権に関する連邦行政機関による商標の国家登録の出願日から又は分割出願に基づく商標登録の場合は原出願の日から 10 年とする。
2. 商標に係る排他的権利は、当該権利が有効に存続する最後の年に商標権者が請求を提出することにより、10 年間延長されるものとする。

商標に係る排他的権利の存続期間は、回数制限なくこれを延長することができる。  
商標権者の請求に応じ、商標権者は、上記請求の提出につき、排他的権利の存続期間満了から 6 月の期間が付与されるものとする。
3. 商標に係る排他的権利の存続期間の延長は、商標国家登録簿及び商標証明書中に、連邦の

知的財産当局がこれを記録する。

### 3. 商標の正式登録

#### 第 1492 条 商標出願

1. 商標の正式登録を求める出願(「商標出願」)は、法人又は個人事業主(出願人)により、連邦の知的財産当局に提出されるものとする。
2. 商標に対する単一出願は、単一の商標に関連するものとする。
3. 商標出願は次の各号に掲げるものを含むものとする。
  - 1) 出願人名、出願人の法律上又は実際の住所を明記した、標示を商標として正式に登録する請求
  - 2) 請求された標示
  - 3) 商標の正式登録を求める商品の一覧表であって、当該商品を標章の登録のための商品及びサービスの国際分類の分類にしたがって分類するもの
  - 4) 請求された標示の明細
4. 商標に係る出願への出願人の署名及び出願が特許弁護士又はその他の代理人を介して行われる場合は出願人若しくは出願を提出するその代理人による署名。
5. 団体標章(第 1511 条第 1 段落)について出願を提出する場合は、商標出願に団体標章の規約を添付するものとする。
6. 商標出願は、ロシア語により提出するものとする。

出願に添付される書類は、ロシア語又はその他の言語により提出するものとする。書類がその他の言語により提出される場合は、出願にロシア語への翻訳文を添付するものとする。ロシア語への翻訳文は、前記の要件を満たす義務に係る知的所有権に関する連邦行政機関による通知の日から 2 月以内に、出願人により提出されるものとする。
7. 商標出願に含まれる書類及び出願に添付する書類(「出願書類」)の要件は、知的所有権の分野において規範的かつ法的な規整を所轄する連邦当局がこれを定める。
8. 商標出願日は、連邦の知的財産当局が本条第 3 項第 1 号乃至第 3 号に定める書類を連邦の知的財産当局が受領した日とし、上記書類が同時に提出されない場合、最後の文書の提出日である。

#### 第 1493 条 商標出願書類を知る権利

1. 何人も、商標出願を知的所有権に関する連邦行政機関に提出した後、出願書類を閲覧する権利を有する。

知的所有権に関する連邦行政機関は、商標について提出された出願に関する情報をその公報において公告するものとする。

出願に関する情報の公告の後かつ商標の国家登録に関する決定が下されるまでに、何人も、出願商標における本法第 1477 条及び第 1483 条の要件の不遵守に関する主張を記載した申立書を知的所有権に関する連邦行政機関に提出する権利を有する。
2. 出願書類を閲覧し、当該書類の複写を発行するための手続は、知的所有権の分野において規範的かつ法的な規整を所轄する連邦執行当局がこれを定める。

#### 第 1494 条 商標の優先権

1. 商標の優先権は、連邦の知的財産当局への商標の出願日より決定されるものとする。
2. 本法第 1502 条第 2 項(分割出願)に従い、同一標示に係る出願人の別の出願(もとの出願)を基礎として出願人が提出した商標の出願の優先権は、連邦の知的財産当局に対するもとの出願日として定められるものとする。もとの出願につき先の優先権があるとき、分割出願日に、もとの出願が取り下げられていなかったこと、かつ、取り下げたとされていなかったことを条件として、かつ、もとの出願に関する決定の前に分割出願が提出されていたことを条件として、当該先の優先日を以て定められるものとする。

#### 第 1495 条 条約優先権及び展示優先権

1. 商標の優先権は、工業所有権の保護のためのパリ条約の同盟国内における商標に係る最初の出願日より決定されるものとする(「条約優先権」)。但し、商標出願が上記の日から 6 月以内に連邦の知的財産当局に提出されたことを条件とする。
2. 工業所有権の保護のためのパリ条約の同盟国のうち一国の領域内で開催された公式の又は公認の国際展示会の展示物に貼付された商標の優先権は、展示物の展示が開始された日付を以て決定されるものとする(「展示優先権」)。但し、商標の出願が、上記の日から 6 月以内に連邦の知的財産当局に提出されることを条件とする。
3. 条約優先権又は展示優先権の享受を希望する出願人は、商標出願の提出時に、又は連邦の知的財産当局に対する出願日から 2 月以内にその旨の陳述を行うものとし、かつ当該請求の適法性を裏付ける必要な書類を提出するか、又は出願日から 3 月以内に当該書類を上記連邦当局に提出するものとする。
4. 商標の優先権は、ロシア連邦が締結した国際条約に基づき、商標の国際登録日をもって決定されるものとする。

#### 第 1496 条 商標の優先日同日の結果

1. 商品の一覧表の全部又は一部が一致する商品に係る同一の商標が異なる出願人により出願され、かつ、これら出願の優先日が同日である場合、上記一覧表が一致する商品について請求された商標は、出願人間で到達した合意に基づき出願人のうち 1 名の名においてのみ、登録されるものとする。
2. 全面的又は部分的に重複する商品の一覧に関して、同一の商標に係る出願が同一出願人により複数提出され、かつ、これらの出願がそれぞれ同一の優先日を有する場合は、一覧に表示された商品に関する商標は、これらの出願から出願人が選択した 1 個の出願についてのみ登録されるものとする。
3. 同一の商標に係る出願が異なる出願人によりなされた場合(本条第 1 項)、各出願人は、連邦の知的財産当局から対応する通知を受領した日から 6 月以内に、当該連邦当局に対し、商標の正式登録を請求する出願について到達した合意を通知するものとする。同様の期間内に、同一の商標に係る出願を提出した出願人(本条第 2 項)は、自己の選択を通知するものとする。連邦の知的財産当局が上述の情報又は商標出願に関する期限の延長申請を各期限内に受理しなかった場合、当該連邦当局の決定をもって、当該商標出願は取り下げられたとされるものとする。

### 第 1497 条 商標出願の審査及び出願書類の補正

1. 商標出願の審査は連邦の知的財産当局がこれを行うものとする。  
出願の審査には、方式審査及び商標が請求された標示(請求された標示)の審査が含まれるものとする。
2. 商標出願の審査期間中に、出願人は、出願資料を補足、釈明又は訂正する(出願資料に関する決定が行われる前に補充資料を提出する方法による場合を含む。)権利を有する。  
出願日における出願に明記されていない商品一覧表が補充資料に含まれているか、又は商標を請求された標示が本質的に変更された場合、当該補充資料の審査は受理されないものとする。出願人は、当該補充資料を独立した出願書類として作成し出願するものとする。
3. 商標に係る出願中の出願人についての情報の変更(商標を登録する権利の移転若しくは取得の場合又は出願人の表示若しくは名称の変更若しくは出願書類中の明白かつ技術的な誤記の訂正によるものを含む)は、商標の国家登録(第 1503 条)の前又は商標登録の拒絶決定の前にこれを行うことができる。
4. 商標出願の審査の間、知的所有権に関する連邦行政機関は、出願人に対し、審査に不可欠な追加資料を提出するよう求めることができる。出願人は、かかる補足資料を、前記の請求又は出願に反対する資料の写しの受領日から 3 月以内に提出しなければならない。ただし、資料の写しの受領に関しては、出願人が、知的所有権に関する連邦行政機関からの請求を受領した日から 2 月以内にかかる写しを請求したことを条件とする。出願人が請求された追加資料を提出しないか又は提出に係る期間の延長を申し立てなかった場合は、出願は、知的所有権に関する連邦行政機関の決定に基づいて取り下げられたものとみなされる。出願人の請求に基づき、当該連邦当局は、追加資料の提出期限を 6 月の範囲内で延期することができる。追加資料であって、出願の提出日に含まれていなかった商品一覧を含むか又は商標として主張されている標識中の重要な変更を含むものに関しては、本条第 2 段落の規定が適用される。

### 第 1498 条 商標出願の方式審査

1. 商標出願の方式審査は、当該出願が連邦の知的財産当局へ提出された日から 1 月以内に行われるものとする。
2. 商標出願の方式審査中、必要な出願書類が、所定の要件に適合するか否かが確認されるものとする。方式審査の結果に基づいて、出願書類のさらなる審査が認められるものとするか、又はさらなる審査を拒絶する査定がなされるものとする。連邦の知的財産当局は、方式審査の結果を出願人に通知するものとする。  
出願人には、方式審査の肯定的な結果に関する通知とともに、本法第 1492 条第 8 項に定める出願日が通知されるものとする。

### 第 1499 条 商標として請求されている標識の審査

1. 商標として請求されている指定された標識の審査(請求されている標識の審査)は、予備審査が完了した後の更なる審査のために受理された出願に基づいて行う。  
この更なる審査の間、指定された標識が本法第 1477 条、第 1483 条第 1 段落から第 7 段落まで、第 9 段落第 3 副段落(意匠に関するもの)及び第 10 段落(識別手段及び意匠に関するもの)の要件との適合性について確認を受け、また、商標の優先権が定められるものとする。

本法第 1493 条第 1 段落第 3 副段落に従って申立が受領された場合は、出願された表示における本法第 1477 条及び第 1483 条の要件の不遵守に関する主張は、出願された表示の専門審査を行う際に考慮に入れる。

2. 指定された標識の審査の結果に従い、知的所有権に関する連邦行政機関は、当該商標を登録するか又は公式登録を拒絶するかを決定する。知的所有権に関する連邦行政機関は、ロシア連邦が締結した国際条約に従い、商標の専門審査の結果に基づいて、ロシア連邦の領域内において当該商標に法的保護を付与するか又は法的保護を拒絶するかを決定する。

3. 当該連邦行政機関が商標の登録の拒絶を決定するか又は本法第 1497 条第 2 段落に基づき商品の一覧に関して否定的な決定をする前に、出願人は、書面により通知され、かつ、本条第 1 段落第 2 副段落に関する自己の主張であって通知に記載された諸点に応答するものを提出することを認められる。出願人の応答の主張は、指定された標識の審査に関する決定を検討する際に考慮に入れる。ただし、かかる主張が、通知が出願人に送付された日から 6 月以内に提出されることを条件とする。

4. 商標の正式登録の査定は、次の各号に掲げる事由に関連して、商標の登録前に連邦の知的財産当局がこれを修正することができる。

1) 類似商品について同一の標示又は混同を生ずるほど類似した標示の場合、本法第 1494 条、第 1495 条及び第 1496 条に従い優先日が先である出願の受理

2) 登録査定中に明記された商標と同一又は混同を生ずるほど類似した標示の原産地名称としての正式登録

3) 優先日が同日若しくは先の商標につき全部若しくは一部が同一である商品一覧表に関する、同一の商標を含む出願又は既に保護されている同一の商標の発見

4) 商標として請求された標示の正式登録が商品又はその生産者に関して消費者の誤認を生ずる場合における出願人の変更

### **第 1500 条 商標出願に関する決定に対する上訴手続**

1. 商標に係る出願の審査の拒絶、商標の国家登録、商標の公式登録の拒絶及び商標に係る出願の取下の承認に関する当該連邦行政機関の決定に関し、出願人は、関係決定の日又は当該連邦行政機関から請求された、自己の出願に反対する資料の写しの日から 4 月以内に、当該連邦行政機関を通じて不服申立を行うことができる。ただし、資料の写しに関しては、出願人が関係決定の日から 2 月以内に当該資料の写しを請求したことを条件とする。

2. 知的所有権に関する連邦行政機関への不服申立の間、出願人は、本法第 1497 条第 2 段落及び第 3 段落に従って認められる出願書類の変更を行うことができる。ただし、かかる変更により、商標の国家登録を拒絶する唯一の根拠であった理由が除去され、当該商標登録に関する決定を行うことができることを条件とする。

### **第 1501 条 商標出願の審査に関連して徒過した期限の回復**

1. 知的所有権に関する連邦行政機関は、出願人が徒過した本法第 1497 条第 4 段落及び第 1500 条第 1 段落にいう期限を、その到来の日から 6 月以内に提出された出願人の請求により回復することができる。ただし、出願人が当該期限を遵守しなかった事情を説明し、かつ、該当する手数料が納付されることを条件とする。徒過した期限の回復に係る出願人の請求は、本法第 1497 条第 4 段落に従って請求された追加資料若しくは当該期限の延長に係る

申立と一括して又は本法第 1500 条に従って当該連邦行政機関に提出される不服申立と共に、当該連邦行政機関に提出されるものとする。

2. 本法第 1497 条第 4 段落に規定する期限は、出願が取り下げられた旨を宣言する決定の破棄及び徒過した期限の回復に係る知的所有権に関する連邦行政機関の決定に基づき、本章の規定に従って回復される。

#### **第 1502 条 商標出願の取下及び出願の分割**

1. 出願人は、商標出願を、審査の如何なる段階においても、ただし商標の国家登録の日までに取り下げることができる。

2. 商標出願の審査の間又は商標の国家登録若しくは商標の国家登録の本法第 1483 条第 5 段落に規定する理由に基づく拒絶に係る知的所有権に関する連邦行政機関の決定に対する異論の知的所有権に関する連邦行政機関による検討の間、出願人は、決定が下されるまで、同一の商標に係る分割出願を知的所有権に関する連邦行政機関に提出する権利を有する。分割出願には、原出願の当該連邦当局への提出日に原出願に明示された商品中の商品であって、原出願に記載された一覧中のその他の商品(引き続き原出願の対象となる)と同じでないものの一覧を記載しなければならない。

#### **第 1503 条 商標の公式登録に係る手続**

1. 第 1499 条第 2 段落に従って下された商標の国家登録に関する決定に基づき、知的所有権に関する連邦行政機関は、当該商標の国家登録及びその証明書の発行に係る税の納付の日から 1 月以内に、国家商標登録簿に当該商標の国家登録を行う。国家商標登録簿への記載は、商標、権利所有者に関する情報、商標の優先日、登録商標により識別される商品の一覧、国家登録日、商標の登録に関するその他の情報及びこれら事項のその後の修正から構成される。

2. 出願人が所定の手続により本条第 1 段落に定める税を納付しない場合は、商標は登録されず、かつ、関係出願は、知的所有権に関する連邦行政機関の決定に基づき、取り下げられたものとみなされる。

本法第 1248 条に従って商標の登録に関する決定が争われている場合は、出願の取下の宣言に関する決定は保留される。

#### **第 1504 条 商標証明書の発行**

1. 商標証明書は、商標の商標国家登録簿への正式登録日から 1 月以内に連邦の知的財産当局により発行されるものとする。

2. 商標証明書の形式及びそれに含まれるデータは、知的所有権の分野において規範的かつ法的な規整を所轄する連邦当局がこれを定める。

#### **第 1505 条 国家商標登録簿及び商標証明書における変更の記載**

1. 知的所有権に関する連邦行政機関は、商標の登録に関する情報、特に権利所有者、その名称、所在又は居所、郵便宛先についてのもの並びに商標の登録による識別の対象である商品及びサービスの一覧の減縮に関連する修正、個々の商標の要素の修正で商標の本質を変更しないもの並びに明白かつ技術的な誤記を訂正する修正に関して、権利所有者の請求及び発

行された商標証明書に基づき、国家商標登録簿に変更を施す。

2. 商標に係る法的保護の付与(第 1512 条)につき権利者により異議が申立てられる場合、もとの登録に明記された商品のうち、もとの登録に残っている一覧表に記載されている商品とは異なる単一若しくは数個の商品に係る商標の別の登録を、いくつかの商品に係る商標の有効な正式登録から分割することができる。当該分割の請求は、商標登録に関する紛争解決に関する決定が行われる前に、商標権者がこれを提出するものとする。

3. [廃止]

4. [廃止]

#### 第 1506 条 商標の正式登録に関する情報の公表

商標の正式登録に関連し、かつ、本法第 1503 条に従い商標国家登録簿に記載された情報は、商標の商標国家登録簿への登録後速やかに、又は対応する変更が商標国家登録簿に記載された後に、連邦の知的財産当局がこれを官報への掲載をもって公表するものとする。

#### 第 1507 条 外国における商標の登録及び商標の国際登録

1. ロシアの法人及びロシア連邦の市民は、外国で商標を登録し、又は当該商標の国際登録を行う権利を有する。

2. 商標の国際登録を求める出願は、連邦の知的財産当局を介して提出されるものとする。

#### 4. 周知標章の法的保護の態様

#### 第 1508 条 周知標章

1. 自己が用いる商標又は商標として使用される標示がロシア連邦内において周知であると考える者の申請により、正式登録を根拠として又はロシア連邦が締結した国際条約に基づきロシア連邦領域内において保護されている商標又は商標として使用されているが連邦の知的財産当局の決定によりロシア連邦領域内において法的保護を享受していない標示は、当該商標又は当該標示が、申請時点において、申請中に明記された集中的使用の結果、当該出願人の商品の需要者である消費者の間でロシア連邦内で広く知られた場合には、ロシア連邦内における周知標章と認められる。

商標及び商標として使用される標示は、他人の同一又は混同を生ずるほど類似した商標であって類似商品について使用されることが意図されたものの優先日後に広く知られた場合、周知標章とはみなされないものとする。

2. 周知標章には、商標について本法に定める法的保護が付与されるものとする。

周知標章に対する法的保護の付与は、周知標章に係る排他的権利が認められることを意味するものとする。

周知標章の法的保護の存続期間は無期限とする。

3. 周知標章の法的保護は、周知であるとされる商品と類似していない商品にも及ぶものとする。但し、他人による上記商品の商標の使用が、周知標章に係る排他的権利の保有者を消費者に連想させ、当該保有者の適法な利益を損なうことを条件とする。



## 第 1509 条 周知標章に対する法的保護の付与

1. 本法第 1508 条第 1 項に従い採択された連邦の知的財産当局の決定に基づいて、法的保護が周知標章に対して付与されるものとする。
2. 周知標章と認められた商標は、連邦の知的財産当局にこれをロシア連邦周知標章一覧表（「周知標章一覧表」）に収載するものとする。
3. 連邦の知的財産当局は、商標の周知標章一覧表への収載日から 1 月以内に、周知標章証明書を発行するものとする。  
周知標章の証明書の形式及びこの証明書に記載されるデータは、知的所有権の分野において規範的かつ法的な規整を所轄する連邦当局がこれを定める。
4. 周知標章に関連するデータは、周知標章一覧表に収載後速やかに、連邦の知的財産当局による官報への掲載をもって公表されるものとする。

## 5. 団体標章の法的保護の態様

### 第 1510 条 団体標章に係る権利

1. 設立及び活動が設立国の法令に反しない団体は、ロシア連邦領域内で団体標章を登録する権利を有する。  
団体標章とは、上記団体の構成員である者が生産し又は販売する商品であって、品質又はその他の特性において共通の特徴を有するものの標章とすることが意図された商標である。  
団体商標は、団体の構成員の各自が使用するものとする。
2. 団体標章に係る権利は、不可譲とし、かつ、使用許諾契約の対象とされないものとする。
3. 団体標章を登録した団体の構成員は、団体標章とともに自ら保有する商標を使用する権利を有する。

### 第 1511 条 団体標章の正式登録

1. 連邦の知的財産当局に提出される団体標章の登録を求める出願（「団体商標出願」）には、団体商標の設定証書を添付するものとし、当該証書には次の各号に掲げる事項が記載されるものとする。
  - 1) 自己の名で団体標章を登録する権限を有する団体（商標権者）の名称
  - 2) 当該団体標章を使用する権利を有する者の一覧表
  - 3) 団体標章の登録目的
  - 4) 団体標章が示すこととなる商品及び当該商品が備える品質又はその他の一般的な特性に共通する特徴の一覧表
  - 5) 団体標章の使用の条件
  - 6) 団体標章の使用の監督手続に関する規定
  - 7) 団体標章の設定証書の違反に対する責任に関する規定
2. 団体標章の使用権を有する者に関するデータは、本法第 1503 条及び第 1504 条に定める情報とともに商標国家登録簿及び団体標章証明書に収載されるものとする。このデータ並びに当該標章が登録された商品の品質及びその他の一般的な特性において共通する特徴に関する団体標章の設定証書からの要約は、連邦の知的財産当局による官報への掲載をもって公表されるものとする。

商標権者は、連邦の知的財産当局に、団体標章の設定証書の変更を通知するものとする。

3. 団体標章が、品質又はその他の一般的な特性における共通の特徴を備えない商品について使用される場合、団体標章の法的保護は、利害関係人の請求に応じて行われた裁判所の決定に基づいて、その全部又は一部につき早期に終了されるものとする。

4. 団体標章及び団体商標出願は、各々商標及び商標出願へと変更可能であり、その逆も可能である。当該変更のための手続は、知的所有権の分野において規範的かつ法的な規整を所轄する連邦当局がこれを定める。

## 6. 商標に係る排他的権利の終了

### 第 1512 条 商標への法的保護付与に対する異議申立及び無効確認の根拠

1. 商標に対する法的保護の付与に対する異議は、商標の正式登録(第 1499 条第 2 項)並びにそれに基づき商標に係る排他的権利を認めること(第 1477 条及び第 1481 条)の決定に対する異議とされるものとする。

商標に対する法的保護付与の無効確認の効果として、商標登録についての連邦知的財産当局の査定が取り消される。

2. 商標への法的保護付与については、不服申立を行い、次に掲げる何れかの態様で、無効を確認させることができる。

(1) 商標に係る排他権の全有効期間において、全面的又は部分的に。ただし、法的保護が、本法第 1483 条第 1 段落から第 5 段落まで、第 8 段落及び第 9 段落の要件に違反して付与されていることを条件とする。

(2) 商標の公式登録についての情報の公報における公告(第 1506 条)の日から 5 年以内において、全面的又は部分的に。ただし、法的保護が、本法第 1483 条第 6 段落及び第 7 段落の要件に違反して付与されていることを条件とする。

(3) 商標に係る排他権の全有効期間において、全面的に。ただし、法的保護が、本法第 1478 条の要件に違反して付与されていることを条件とする。

(4) 法的保護の全有効期間において、全面的に。ただし、法的保護が、本法第 1508 条第 3 段落に従って実施されている他人の確認周知登録標章に関して後の優先権を有する商標に付与されていることを条件とする。

(5) 商標に係る排他権の全有効期間において、全面的に。ただし、法的保護が、工業所有権の保護に関するパリ条約加盟国の 1 において、当該条約に違反して、当該排他権の所有者とみなされる者の代理人の名義で付与されていることを条件とする。

(6) 法的保護の全有効期間において、全面的又は部分的に。ただし、ある商標又は混同を生じる程にそれに類似する他の商標に係る法的保護の付与に関連する権利所有者の行為が、確立した手続に基づいて当該権利の濫用又は不正競争であると宣言された場合に限る。

(7) 法的保護の全有効期間において、全面的又は部分的に。ただし、それが本法第 1496 条第 3 段落の要件を満たさないで付与されている場合に限る。

本段落第 1 副段落から第 3 副段落までの規定は、異論の提出(第 1513 条)の日に既に生じている事情に従って適用される。

3. ロシア連邦内における登録により広く知られた商標に対する法的保護の付与は、本法第 1508 条第 1 項の要件に違反して当該法的保護が商標に付与された場合、異議申立事由となり、

当該商標に係る排他的権利の存続期間の全部又は一部にわたって無効とされ得る。

4. ロシア連邦が締結している国際条約に従って登録されている商標に対するロシア連邦の領域における法的保護の付与は、本条第2段落に規定する理由に基づいて争い、無効を宣言させることができる。

#### **第1513条 商標に係る法的保護の付与に係る上訴及び無効確認の手続**

1. 商標に係る法的保護の付与に関しては、本法第1512条に規定する理由及び期限に従い、かかる付与に対する不服申立を知的所有権に関する連邦行政機関に提起することにより、上訴することができる。

2. 何れの利害関係人も、本法第1512条第2段落第1副段落から第4副段落まで、第6副段落及び第7副段落並びに第3段落に規定する理由に基づき、商標に係る法的保護の付与に対して不服申立を行うことができる。

3. ある商標に係る排他権の関係所有者は、本法第1512条第2段落第5副段落に規定する理由に基づき、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の1において、当該商標に係る法的保護の付与に対して不服申し立てを行うことができる。

4. 連邦の知的財産当局による、商標に対する法的保護付与の無効を確認する決定又は当該確認を拒絶する決定は、本法第1248条に従い効力を生じるものとし、かつ、裁判所に提訴される。

5. 商標に対する法的保護付与の全部無効が確認された場合、商標証明書及び商標国家登録簿への記載は取り消されるものとする。

商標に対する法的保護付与の一部無効が確認された場合、新しい商標証明書が発行されるものとし、かつ、対応する変更が商標国家登録簿に反映されるものとする。

6. 商標に対する法的保護付与の無効確認の決定前に締結された使用許諾契約は、当該決定時までに履行されていた限度において維持されるものとする。

#### **第1514条 商標の法的保護の終了**

1. 商標の法的保護は、次に掲げる事由により終了するものとする。

(1) 商標に係る排他権の有効期間の満了と関連して

(2) 品質又はその他の一般的特性について共通の特徴を有さない商品についての団体商標の使用に関連する当該標章の法的保護の早期終了に関して本法第1511条第3段落に従って下された裁判所の決定の理由に基づいて

(3) 商標の不使用に関連する当該商標の法的保護の早期終了に関して本法第1486条に従って下された決定の理由に基づいて

(4) 権利所有者としての法人の終了又は権利所有者である個人企業家の企業家活動の市民による終了登録に関連する、商標に係る法的保護を早期に終了させる知的所有権に関する連邦行政機関による決定に基づいて

(5) 商標に係る権利の所有者が当該権利を放棄する場合

(6) 商標が、一定の種類の商品を指定するために使用される標識として公有財産になった標識に変更された場合において、利害関係人の請求により、商標の法的保護の早期終了に関して下された知的所有権に関する連邦行政機関の決定の理由に基づいて

2. 周知標章が本法第1508条第1項第1項に定める特徴を喪失した場合、周知標章の法的保

護は、本条第1項第3号乃至第6号に基づいて、連邦の知的財産当局の決定により終了されるものとする。

3. 商標権者と契約を締結せずに行われる商標に係る排他的権利の移転の場合(第1241条)、当該移転が商品又はそれらの生産者に関して消費者の誤認を生ずることが立証されるとき、当該商標の法的保護は、利害関係人が提起した訴訟における裁判所の判断によりこれを終了することができる。

4. 商標に係る法的保護の終了は、当該商標に係る排他権の終了をも意味する。

5. ロシア連邦が締結した国際条約に従って登録された商標に係るロシア連邦領域における法的保護は、本条に規定する理由及び手続に従った終了の適用を受ける。

## 7. 商標に係る権利の執行

### 第1515条 商標の違法使用に対する責任

1. 商標又は混同を生ずるほど類似した標章が違法に貼付された商品、ラベル及び商品の包装は、模倣品とみなされるものとする。

2. 商標権者は、商標又は混同を生ずるほど類似した標章が違法に使用されている模倣品、ラベル及び商品の包装を、侵害者の費用負担で、民間の流通から排除し破棄するよう要求する権利を有する。かかる商品を流通に置くことが公共の利益に鑑み必要な場合、商標権者は、違法に使用された商標又は混同を生ずるほど類似した標章を、商標又は混同を生ずるほど類似した標章を違法に使用する侵害者の費用負担で、模倣品、ラベル及び商品の包装から除去するよう要求する権利を有する。

3. 業務遂行又は役務提供において商標に係る排他的権利を侵害した者は、当該業務遂行又は役務提供において使用された資料(書類、広告及び掲示を含む。)から、商標又は混同を生ずるほど類似した標章を除去する義務を負うものとする。

4. 商標権者は、自己の選択により、侵害者に対し、損害に対する補償に代えて、次の各号に掲げる対価の支払請求権を有する。

1) 侵害の本質に基づいて裁判所の裁量で決定された1万ルーブル以上50万ルーブル以下の金額

2) 商標が違法に貼付された商品の2倍額又は同等の状況において通常合法的な商標の使用に適用される価格を下限として決定された商標の使用権の2倍額

5. ロシア連邦において登録されていない商標に関して予防的な標章を貼付した者は、ロシア連邦の制定法に定める手続に従い責任を負うものとする。

### 第3節 原産地名称に係る権利

#### 1. 総則

##### 第1516条 原産地名称

1. 法的保護が付与される原産地名称は、現代の又は歴史的な、公式の又は非公式の、完全な又は省略された国、都市若しくは村落、地方又はその他の地理的客体の名称及びかかる名称から派生した呼称であって、商品に関連して使用された結果知られるようになったものを表現し又は含む表象である。かかる呼称の特性は、もっぱら又は主として、自然条件及び(又は)人的要因の特性により決定される。当該呼称の使用は、かかる商品の生産者の排他権(第1229条及び第1519条)とみなされ得る。

本段落の規定は、ある商品を特定の地理的場所の区域から生じたものとして特定する呼称であって、かつ、当該区域の名称を含まないとしても、当該商品に関してかかる呼称が使用された結果として当該区域が知られるようになったもので、その特性が本段落第1副段落に定める要件を満たすものに適用される。

2. 地理的客体の名称を表すか又は含むが、生産地と関連しない一定の種類の商品の表示としてロシア連邦内で公知となった名称は、原産地名称と認められないものとする。

##### 第1517条 ロシア連邦領域内における原産地名称を使用する排他的権利の効力

1. 原産地名称を使用する排他的権利は、ロシア連邦の領域内で効力を有するものとするが、連邦の知的財産当局により登録されているか、そうでない場合にはロシア連邦が締結する国際条約に定めるその他の事由に該当することを要する。

2. 外国に所在する地理的客体の名称は、原産地名称として登録されるものとするが、当該場所の名称がそれ自体として商品の原産国内で保護されることを条件とする。上記原産地名称を使用する排他的権利の保有者は、商品の原産国において当該名称に係る権利の保護を受けている者のみとする。

##### 第1518条 原産地名称の正式登録

1. 原産地名称は、かかる名称の正式登録に基づいて認められ保護されるものとする。

原産地名称は、一以上の市民又は法人により登録されてもよい。

2. 原産地名称を登録し、この名称を使用する排他権を与えられた者は、かかる者が生産した商品が本法第1516条第1段落に定める要件を満たすことを条件として、証明書により確認される。

同一の名称に関して原産地名称を使用する排他権は、同一の地理的境界の境界内で同一の特性(第1516条第1段落)を有する商品を生産する何れの者にも付与することができる。

#### 2. 原産地名称の使用

##### 第1519条 原産地名称に係る排他的権利

1. 権利者は、本法第1229条に従い、法令に反しないあらゆる態様(本条第2項に明記された方法によるものを含む。)で原産地名称を使用する排他的権利(「原産地名称に係る排他的権

利」)を有するものとする。

2. 原産地名称は、特に、次の各号に掲げるものに貼付されている場合は使用されているとされるものとする。

1) ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示若しくは他の態様で民間の流通に置かれるか、又は当該目的のために保管、輸送若しくはロシア連邦の領域内に輸入される、商品、ラベル及び商品の包装上

2) レターヘッド上、請求書上、商品の民間における流通へ置くことに関連した他の書類及び印刷物中

3) 商品の販売の申入れ、通知、掲示及び広告において

4) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指示手段による場合を含む。)

3. 該当する証明書を有しない者は、登録された原産地名称を使用してはならない。これは、たとえ、実際の原産地が明記されているか、又は翻訳により名称が使用されているか、又は「ふう」、「タイプの」「模造」等の言葉と結び付けて名称が使用されている場合であっても、また、いずれの商品であれ、その原産地及び特別な特性に関して消費者の誤認を招く可能性のあるものに対する類似の名称の使用(「原産地名称の違法使用」)の場合であっても同様である。

原産地名称又は混同を生ずるほど類似した名称が違法に使用されている商品、ラベル及び商品の包装は、模倣品とみなされるものとする。

4. 原産地名称を使用する排他的権利の処分(原産地名称の使用権を他人へ譲渡し又は付与する方法によるものを含む。)は、認められないものとする。

### 第 1520 条 原産地名称の保護記号

原産地名称に係る排他的権利の証明書の所有者は、その排他的権利を通知するため、原産地名称(A0)とともに、使用される名称がロシア連邦で登録された原産地名称であることを示す言語の標示である「登録された原産地名称」又は「登録された A0」の形式による保護記号を付することができる。

### 第 1521 条 原産地名称の法的保護の効力

1. 原産地名称は、商品を生産する可能性がある全期間にわたり保護されるものとし、当該商品の明確な特性が専ら又は主として関連する地理的客体に特有の自然環境及び(又は)人的要因により決定される商品とする(第 1516 条)。

2. 原産地名称に対する排他的権利の証明書の期間及び更新手続は、本法第 1531 条にこれを定める。

### 3. 原産地名称の正式登録及び原産地名称に係る排他的権利の付与

### 第 1522 条 原産地名称出願

1. 原産地名称の正式登録及び当該名称に係る排他的権利の付与を求める出願並びに先に登録された原産地名称に係る排他的権利の付与を求める出願(「原産地名称出願」)は、連邦の知的財産当局に提出されるものとする。

2. 原産地名称に係る出願は、単一の原産地名称に関係するものでなければならない。

原産地名称の国家登録及び当該名称に係る排他権の付与に係る出願は、1又は複数の者が提出することができる。

3. 原産地名称出願は次の各号に掲げるものを含むものとする。

1) 原産地名称の正式登録及び当該名称に係る排他的権利の付与を求める請求又は先に登録された原産地名称に対する排他的権利の付与のみを求める請求であって、出願人及びその法律上又は実際の住所を明記するもの

2) 請求される標示

3) 原産地名称の正式登録及び当該名称に係る排他的権利の付与又は既に登録された原産地名称に係る排他的権利の付与のみが請求される場合における、商品の種類

4) 商品の原産地(若しくは生産地)(地理的客体の境界)の表示であって、その自然環境及び/又は人的要因が専ら又は主として決定され、商品の明確な特性を決定することがあるもの

5) 商品の明確な特性の記述

4. 出願人及び弁理士又はその他の代理人を介した出願の場合、出願人若しくは出願を提出する代理人が、原産地名称出願に署名するものとする。

5. 地理的場所で、名称が原産地として宣言されているものがロシア連邦の領域内にある場合は、出願人が当該地理的場所の境界内で特性がもっぱら又は主としてその自然条件及び(又は)人的要因の特徴(第1516条第1段落)によるものである商品を製造している旨のロシア連邦政府の公認連邦行政機関(公認機関)の、結論を出願に添付するものとする。

原産地名称の国家登録及びこの名称に係る排他権の付与を求める出願が複数の者により提出されている場合は、出願には、各出願人の商品に関して、本段落第1副段落に定める詳細を添付するものとする。

先に登録された、ロシア連邦の領域内にある原産地の名称に係る排他権の付与を求める出願には、出願人が、当該地理的場所の境界内で、ロシア連邦国家原産地名称登録簿(国家原産地名称登録簿)に記載されている特性を有する製品を製造している旨を述べる公認機関の結論(第1529条)を含めるものとする。

本段落第1副段落、第2副段落及び第3副段落に定める諸点が満たされないままに出願人により(出願が)提出された場合は、知的所有権事項に関する連邦行政機関は、所要の情報又は意見を前記の公認機関に直接請求するものとする。

かかる公認機関は、当該原産地名称が登録されている商品の特性の維持について管理権を行使する。

地理的場所であってその名称が商品の原産地名称として出願されているものがロシア連邦外にある場合は、出願には、出願されている名称に係る当該外国における出願人の権利を証明する書類を添付しなければならない。

6. 原産地名称に係る出願は、ロシア語により提出する。

出願に添付される書類は、ロシア語又は他の言語により提出されなければならない。これらの書類が他の言語による場合は、出願には、ロシア語への翻訳文を含めるものとする。出願人は、知的所有権に関する連邦行政機関が前記の要件を満たす必要性について同人に通知した日から2月以内に、ロシア語の翻訳文を提出するものとする。

7. 原産地名称に係る出願又はその付属に含まれる書類(出願書類)に適用される要件は、知的所有権の分野における規範的法規制に関する連邦行政機関により定められる。

8. 原産地名所に係る出願の提出日は、本条第3段落に明示する書類を知的所有権に関する

連邦行政機関が受領した日とするが、ただし、各書類が同時に提出されない場合は、最後の書類の提出日とする。

9. 知的所有権に関する連邦行政機関は、原産地名称に関して提出された出願をその公報において公告する。ただし、商品の特性を説明する情報を除く。

出願についての情報の公告の後、かつ、原産地名称の国家登録及び名称に係る排他権の付与に関する決定又は原産地名称の登録を拒絶しかつ(又は)当該名称に係る排他権を付与する決定を下す前に、何人も、原産地名称への法的保護の付与又は原産地名称を使用する排他権の付与に反対する主張を記載した申立書を知的所有権事項に関する連邦行政機関に提出する権利を有する。

### **第 1523 条 原産地名称出願審査及び出願書類の変更**

1. 原産地名称出願審査は、連邦の知的財産当局により行われるものとする。

出願の審査には、方式審査及び原産地名称として請求された名称(「請求された名称」)の審査が含まれるものとする。

2. 原産地名称の出願審査中、出願人は、当該出願の査定が行われる前に、出願の資料を補足、釈明又は訂正する権利を有する。

補充資料が出願を本質的に変更する場合、当該資料は、審査の対象として受理されないものとし、出願人は、独立した出願書類としてこれを提出することができる。

3. 原産地名称に係る出願の審査の間、知的所有権事項に関する連邦行政機関は、審査に不可欠な追加資料を提出するよう出願人に請求することができる。

かかる追加資料は、知的所有権事項に関する連邦行政機関の請求から3月以内に、出願人により同機関に提出されるものとする。この期間は、出願人の申立により、6月を越えない範囲で延長することができる。ただし、当該申立が前記請求に対する応答期間の満了前に受領されることを条件とする。出願人が所定の期限を遵守しないか又は追加資料に係る請求に応答しない場合は、当該出願は、知的所有権に関する連邦行政機関の決定により、取り下げられたものとみなされる。

### **第 1524 条 原産地名称出願の方式審査**

1. 原産地名称出願の方式審査は、当該出願が連邦の知的財産当局へ提出された日から2月以内に行われるものとする。

2. 原産地名称出願の方式審査中、必須の出願書類が提出されているか否か、及び当該出願書類が法律上の要件を遵守しているか否かが確認されるものとする。方式審査の結果により、出願はさらなる審査のために受理されるか、又は出願のさらなる審査の受理を拒絶する査定が行われるものとする。出願人には、方式審査の結果が通知されるものとする。

出願の方式審査の肯定的な結果に関する通知とともに、出願人には、本法第1520条第8項に従い確定された出願日が通知されるものとする。

### **第 1525 条 原産地名称として請求された標識の審査**

1. 原産地名称として請求された表示の本法第1516条にいう要件の遵守に係る審査(請求された表示の審査)は、その方式審査の結果としての更なる審査のために受理された出願に基づいて行われる。



請求された表示の審査の間、ロシア連邦の領域内の商品の原産地(製造地)の表示の正当性が確認される。

先に登録された原産地名称に係る排他権の付与に関する審査のために受理された出願に関し、当該表示による本法第1522条第5段落第3副段落にいう要件の遵守が確認される。本法第1522条第9段落に従って申立を受領した場合は、その主張は、請求された名称の専門審査を行う際に考慮される。

2. 原産地名称の国家登録について拒絶とされる場合及び(又は)原産地名称に係る排他権の付与について拒絶とされる場合の、請求された表示の審査結果についての決定に到達する前に、出願人は、請求された表示の本法第1516条にいう要件の遵守を確認した結果に係る通知書の送付を受け、かつ、同通知に記載されている理由に対する同人の主張を求められる。出願人の主張は、請求された表示の審査の結果について決定する際に考慮される。ただし、当該主張が出願人への通知書の送付の日から6月以内に提出されることを条件とする。

### **第1526条 請求された標示の審査結果に関して行われた査定**

請求された標示の審査結果に基づいて、連邦の知的財産当局は、原産地名称の正式登録及び当該名称に係る排他的権利を付与するか又は原産地名称の正式登録及び/又は当該名称を使用する排他的権利の付与を拒絶するかいずれかの査定を採択するものとする。

原産地名称の出願が先に登録された名称に係る排他的権利の付与を求める請求を含んでいた場合、連邦執行当局は、かかる排他的権利を付与するか又は付与を拒絶するかいずれかの査定を採択するものとする。

### **第1527条 原産地名称出願の取下げ**

原産地名称出願につき、出願人は、対応する原産地名称の正式登録及び/又は当該名称に係る排他的権利の付与が名称国家登録簿へ収載された旨の情報を受領する前の審査段階において随時これを取り下げることができる。

### **第1528条 原産地名称に係る出願に関する決定に対する不服申立。徒過した期限の回復**

1. 原産地名称に係る出願が取り下げられたものとみなして当該出願を審査のために受理することを拒絶する知的所有権に関する連邦行政機関の決定及び請求された表示の審査の結果について下された当該機関の決定(第1526条)については、出願人は、関係決定の送付の日から4月以内に、知的所有権に関する連邦行政機関に不服申立を提起することにより不服を申し立てることができる。

2. 知的所有権に関する連邦行政機関は、本法第1523条第3段落及び本条第1段落により設定されかつ出願人が徒過した期限を、当該期間の満了日から6月以内に出願人により提出された申立に基づいて回復することができる。ただし、出願人が前記の期限を守らなかった理由を提示することを条件とする。

出願人は、徒過した期限の回復に係る申立を、本法第1523条第3段落に従って請求された追加資料若しくはその提出期限の延長に係る請求又は本条第1段落に従った知的所有権に関する連邦行政機関への不服申立と共に知的所有権に関する連邦行政機関に提出する。

本段落にいう期限は、出願を取り下げられたものと宣言する決定の破棄及び徒過した期限の回復に係る、知的所有権に関する連邦行政機関の決定に基づいて回復される。

### 第 1529 条 原産地名称の正式登録手続

1. 請求された標示の審査結果に関して採択された査定(第 1526 条)の後、連邦の知的財産当局は、原産地名称を名称国家登録簿へ正式に登録するものとする。
2. 名称国家登録簿には、原産地名称、原産地名称に係る排他的権利の証明を保有する者に関する情報、原産地名称が登録された商品を識別するための明確な特性の表示及び明細、原産地名称に係る排他的権利の登録及び付与に関連したその他の情報、証明書の間隔の更新並びに当該情報のその後の変更が収載されるものとする。

### 第 1530 条 原産地名称に係る排他権の証明書の発行

1. 知的所有権に関する連邦行政機関は、原産地名称に係る排他権の証明書の発行に係る税の納付から 1 月以内に、原産地名称に係る排他権の証明書を発行する。  
所定の態様により税が適正に納付されない場合は、証明書は発行されない。
2. 原産地名称に係る排他的権利の証明書及び当該証明書に含まれるデータの一覧表の形式は、知的所有権の分野において規範的かつ法的な規整を所轄する連邦当局がこれを定める。

### 第 1531 条 原産地名称に係る排他的権利の証明期間

1. 原産地名称に係る排他的権利の証明は、原産地名称の出願が連邦の知的財産当局に対して提出された日から 10 年間有効とする。
2. 原産地名称に係る排他権の証明書の有効期間は、証明書の所有者の請求により延長することができる。同人の出願には、証明書所有者が、関係地理的場所の境界内で、ロシア連邦国家原産地名称登録簿に記載された特性を有する対象商品を製造している旨の公認機関からの言明を含めるものとする。権利所有者が公認機関の言明を提示しない場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、当該公認機関に対し、直接、当該言明又はそれに含まれる情報を請求するものとする。  
ロシア連邦の領域外に所在する地理的場所の名称である名称に関しては、証明書の所有者は、本段落第 1 副段落にいう言明の代わりに、証明書の有効期間の更新を求める出願の提出日の原産国における原産地名称に係る同人の権利を確認する書類を提出する。証明書の存続期間更新に係る請求は、その有効期間の最終年に提出する。  
証明書所有者の請求に基づき、証明書の存続期間の満了後、この期間の更新請求を提出するための 6 月を同人に与えることができる。ただし、追加税の納付を条件とする。  
証明書の有効期間は、10 年ずつ更新される。
3. 原産地名称に係る排他的権利の証明期間の更新に関する記録は、連邦の知的財産当局により名称国家登録簿及び上述の証明書中に収載されるものとする。

### 第 1532 条 国家名称登録簿及び原産地名称に係る排他権の証明書中の変更

1. 知的所有権に関する連邦行政機関は、権利所有者の申立に基づき、国家原産地名称登録簿及び原産地名称に係る排他権の証明書に、原産地名称の国家登録及び原産地名称に係る排他権の付与(第 1529 条第 2 段落)に関係する修正(特に権利所有者の名称、その所在又は居所、郵便宛先に関係するもの)並びに明白かつ技術的な誤記を訂正するための修正を施すことができる。

2. 原産地名称登録の対象である商品の特性の記述を修正するための出願には、修正は商品の特性に重要な影響を及ぼすものではない旨の公認機関の結論を添付するものとする。この公認機関の結論が出願人により提示されない場合は、知的所有権に関する連邦行政機関は、当該公認機関に対し、直接、本件に関するその意見及び結論を求めるものとする。

#### **第 1533 条 原産地名称の正式登録に関する情報の公表**

原産地名称の正式登録及び当該名称に係る排他的権利の付与に関連し、かつ、本法第 1529 条及び第 1532 条に従い名称国家登録簿に記載された情報は、商品の明確な特性の記述を含む情報を除き、当該名称の名称国家登録簿への記載後速やかに、連邦の知的財産当局による官報への掲載をもって公表されるものとする。

#### **第 1534 条 外国における原産地名称の登録**

1. ロシアの法人及びロシア連邦の市民は、外国において原産地名称を登録する権利を有するものとする。
2. 外国において原産地名称の登録を求める出願は、ロシア連邦内における原産地名称の正式登録及び当該名称に係る排他的権利が付与された後に、提出されるものとする。

#### **4. 原産地名称及び原産地名称に係る排他的権利の法的保護の終了**

#### **第 1535 条 原産地名称及び当該名称に係る排他的権利の法的保護付与に対する異議申立及び無効確認の根拠**

1. 原産地名称に係る法的保護の付与に対する異議申立とは、原産地名称の正式登録及び当該名称に係る排他的権利の付与並びに原産地名称に係る排他的権利のすべての証拠の発行に関する、連邦の知的財産当局による査定に対する異議申立を意味するものとする。

先に登録された原産地名称に係る排他的権利の付与に対する異議申立は、先に登録された原産地名称に係る排他的権利の付与に関する、及び原産地名称に係る排他的権利の証明書の発行に関する査定に対する異議申立を意味するものとする。

原産地名称に対する法的保護付与の無効が確認されると、原産地名称の正式登録及び対象となる名称に係る排他的権利の付与に関する査定は取り消され、当該名称に係る排他的権利の名称国家登録簿及び全証拠中の記載は抹消されるものとする。

先に登録された原産地名称に係る排他的権利付与の無効が確認されると、先に登録された原産地名称に係る排他的権利を付与する決定は取り消され、当該名称に係る排他的権利の名称国家登録簿及び証明書中の記載は末梢されるものとする。

2. 原産地名称に対する法的保護の付与に関しては、当該法的保護が本法に違反して付与されていた場合、その全存続期間を通じ、これを争い、無効にすることができる。先に登録された原産地名称に係る排他権の付与に関しては、当該排他権が本法に違反して付与されていた場合、原産地名称に係る排他権の全有効期間(第 1531 条)を通じ、これを争い、無効にすることができる。

先の優先権を有する商標が存在するため、原産地名称の使用が商品又はその製造者に関して消費者に誤認を生じさせる虞がある場合、当該名称に対する法的保護の付与に関しては、国家原産地名称登録簿上の情報の公報における公告の日から 5 年以内に、これを争い、無効にす

ることができる。

3. 利害関係人は、本条第2項に定める事由により連邦の知的財産当局に対して異議を申立てもよい。

#### **第1536条 原産地名称に対する法的保護及び当該名称に係る排他権の証明書の効力の終了**

1. 原産地名称の法的保護は、次に掲げる場合に終了する。

(1) 関連する地理的客体を特徴付ける特定の状態が消滅し、かつ、当該原産地名称に関して国家名称登録簿に記載されている特性を有する商品を生産することができない場合

(2) 当該産物の原産国において原産地名称の法的保護が終了している場合

2. 原産地名称に係る排他権の証明書の効力は、次に掲げる場合に終了する。

(1) 証明書の所有者が生産する商品が、関連する原産地名称に関して国家名称登録簿に記載されている特性を失った場合

(2) 原産地名称の法的保護が本条第1段落に記載する理由に基づいて終了している場合

(3) 権利所有者である法人の終了又は権利所有者である個人事業家としての一市民による活動終了の登録若しくは同人の死亡

(4) 証明書の有効期間の満了

(5) 証明書の所有者の請求が知的所有権に関する連邦行政機関に提出された場合

(6) 外国法人、外国人又は無国籍者による商品原産国における原産地名称に係る権利の喪失

3. 何人も、本条第1段落並びに第2段落第1副段落及び第2副段落に規定する理由に基づき、原産地名称の法的保護及び当該名称に係る排他権に関する証明書の効力の終了を求める請求を、また、本条第2段落第3副段落及び第6副段落に規定する理由に基づき、原産地名称に係る排他権の証明書の効力の終了を求める請求を、知的所有権に関する連邦行政機関に提出することができる。

原産地名称の法的保護及び当該名称に係る排他権の証明書の効力は、知的所有権に関する連邦行政機関の決定の理由に基づいて終了させることができる。

### **5. 原産地名称の執行**

#### **第1537条 原産地名称の違法使用に対する責任**

1. 権利者は、違法に使用された原産地名称又は混同を生ずるほど当該原産地名称に類似した標示が付された模倣品、ラベル及び包装を、侵害者の費用負担により、流通から排除し破棄するよう要求する権利を有する。公共の利益に鑑み商品を流通に置くことが決定される場合、権利者は、違法に使用される原産地名称又は混同を生ずるほど類似した標示を、侵害者の費用により、商品の模倣品、ラベル及び包装から、除去するよう要求する権利を有する。

2. 権利所有者は、自己の選択により、侵害者から損害に係る代償の代わりに、次に掲げる金額の代償の支払を要求する権利を有する。

(1) 侵害の内容に基づき裁判所の裁量により決定される1万ルーブル以上5百万ルーブル以下の金額

(2) 原産地名称が違法に付された偽造商品の価額の倍額

3. ロシア連邦において登録されていない原産地名称について原産地名称保護の標章を使用した者は、ロシア連邦の法令が規定するところにより、法的責任を負う。

## 第4節 取引名に係る権利

### 第1538条 取引名

1. 事業活動を行う法人(設立文書により事業活動を行う権利が法令に従い付与された非営利法人を含む。)及び個人事業主は、これらに帰属する取引、工業等の事業を識別するため(第132条)、商号を構成せず、かつ、設立文書又は法人単一国家登録簿へ収載する義務の対象とならない取引名を使用する権利を有する。
2. 取引名は、単一の又は複数の企業を識別するために権利者により使用されてもよい。単一の企業を識別する目的で、2個以上の取引名を同時に使用してはならない。

### 第1539条 商業上の名称に係る排他権

1. 権利所有者は、商業上の名称を、法令に反しない如何なる態様でも、自己に帰属する事業の識別手段として使用する排他権(商業上の名称に係る排他権)を有し、これには、当該商業上の名称を看板、レターヘッド、インボイス及びその他の書類、発表文、広告、商品及びその包装並びにインターネットで表示することが含まれる。ただし、かかる名称が十分に識別性がある特徴を有し、かつ、権利所有者が自己の事業の識別のために当該名称を使用していることが特定の区域内で知られている場合に限る。
2. 特定の者に属する企業の所有権に関して誤認を生ずるおそれのある取引名、特に、排他的権利により保護された、関連する排他的権利が先に生じた他人に帰属する商号、商標又は取引名と混同を生ずるほど類似した取引名の使用は認められないものとする。
3. 本条第2項の規定に違反した者は、権利者の要求に応じて、取引名の使用を終了し、かつ、発生した損害につき権利者を補償する義務を負うものとする。
4. 取引名に係る排他的権利は、関連する名称が識別手段として使用されている企業の一部としてのみ他人へ移転(契約に基づく場合、法定の一般承継により、及び法令に定めるその他の事由に基づく場合を含む。)することができる。  
取引名が複数の企業を識別するために権利者が使用する場合、その単一の企業の一部として取引名に係る排他的権利を他人へ移転することにより、権利者は、自己の残余の企業すべてにつき、これを識別するために当該取引名を使用する権利を失うものとする。
5. 権利者は、事業賃貸契約(第656条)又は営業権設定(フランチャイズ)契約(第1027条)に定める手続及び条件により、自己の取引名の使用权を他人へ付与することができる。

### 第1540条 取引名に係る排他的権利の効力

1. ロシア連邦領域内にある企業を識別するために使用される取引名に係る排他的権利は、ロシア連邦領域内で効力を有するものとする。
2. 取引名に係る排他的権利は、権利者が1年以内に連続して使用しない場合、終了されるものとする。

### 第1541条 取引名に係る権利と商号及び商標に係る権利との関係

1. 取引名(権利者又はその個別の部門の商取引上の名称を含む。)に係る排他的権利は、商号に係る排他的権利とは独立して発生し、かつ、効力を有するものとする。
2. 権利者は、取引名又は当該名称の個別要素を自己の商標中に使用することができる。商標

に含まれる取引名は、商標の保護とは独立して保護されるものとする。

## 第 77 章 単一技術体系内の知的財産の成果の利用権

### 第 1542 条 技術に係る権利

1. 本章における意味での単一技術とは、有形的形式で表現された技術的及び科学的活動の成果であって、本編の規定により法的保護の対象となる、発明、実用新案、意匠、コンピュータプログラム又はその他の知的活動の成果を単一又は複数の組み合わせとして含み、かつ、民生又は軍事分野における特定の実用的な活動のための技術的基礎となりうるもの（「単一技術」）とする。

単一技術体系は、本編の規定に基づく保護の対象とはならない知的活動の成果（技術的データ等の情報を含む。）を含むこともできる。

2. 単一技術の一部と認識される知的活動の成果に係る排他的権利は、本法の規定に基づく執行の対象とされるものとなる。

3. 複合的な客体（第 1240 条）の体系の一部としての、単一技術体系内の知的活動の成果の利用権（「技術に係る権利」）は、単一技術体系に含まれる知的活動の成果に係る排他的権利の保有者との契約に基づいて、単一技術の開発の全体的形成に寄与した者に帰属するものとする。単一技術は、単一技術の創作の全体的形成に寄与した者が創作した、保護可能な知的活動の成果を含むこともできる。

### 第 1543 条 技術に係る権利に関する規定の適用範囲

本章の規定は、国家との契約等の契約に基づく業務遂行への支払目的、収支予算の資金調達目的及び助成費としての、連邦予算若しくはロシア連邦構成体予算の財源を費消し、又は当該財源の関与により創作された民生、軍事、特殊又は二重目的の技術に係る権利に関連する関係に適用されるものとする。

上記の規定は、連邦予算又はロシア連邦構成体予算の財源を負担付予算貸付形式で費消又は使用した単一技術の開発において生じた関係には適用されないものとする。

### 第 1544 条 単一技術の開発の全体的形成に寄与した者の、単一技術に含まれる知的活動の成果の利用権

1. 連邦予算又はロシア連邦構成主体予算の財源を費消し又は当該財源の関与により単一技術を開発した者（「開発者」）は、開発された技術に対する権利を有するものとするが、当該権利が本法第 1546 条第 1 項によりロシア連邦又はロシア連邦構成主体に帰属する場合はこの限りではない。

2. 本条第 1 項に従い技術に係る権利を有する者は、単一技術体系に含まれる知的活動の成果に係る自己の権利の確認と付与を受けるためにロシア連邦の制定法に定める措置（特許付与、知的活動の成果の正式登録を求める出願を提出する、対応する情報につき秘密保持体制を導入する、単一技術体系に含まれる各知的活動の成果に係る排他的権利の保有者と排他的権利の譲渡契約及び使用許諾契約を締結する、及びその他の措置を講ずる）につき、当該措置が技術の開発前に又は開発の過程において行われなかった場合は、これを速やかに講ずる義務を負うものとする。

3. 単一技術体系に含まれる知的活動の成果に係る法的権利の保護につき、本法が異なる方法を認める場合、技術に対する権利を有する者は、自己の利益に最も適する、かつ、単一技術

につき実用上最も有効な適用を確保できる保護手段を選択するものとする。

#### 第 1545 条 単一技術を実際に利用する義務

1. 本法第 1544 条に従い技術に対する権利を有する者は、当該技術を実際に利用する（「実施」）義務を負うものとする。

当該権利の譲受人又は本法の規定により当該権利を取得する何人も、同一の義務を負うものとする。

2. 技術実施義務の内容、当該義務の期限等の条件、履行手続、不履行の効果及び終了の条件は、ロシア連邦政府がこれを定める。

#### 第 1546 条 ロシア連邦及びロシア連邦構成体の技術に係る権利

1. 連邦予算資金の支出又は関与により開発された技術に係る権利は、次に掲げる場合、ロシア連邦に帰属するものとする。

(1) 単一技術がロシア連邦の防衛及び安全保障の確保に直接関連している場合

(2) 単一技術が開発される前又はそれ以降、ロシア連邦が、単一技術を実用化段階に引き上げる業務の資金手当を行った場合

(3) 請負人が、単一技術の開発に係る業務の完了後 6 月以内に、単一技術体系に含まれる知的活動の成果に係る自己の排他権の確認又は確保に必要なすべての措置を取ることを確保しなかった場合

2. ロシア連邦の構成体の予算資金の支出又は関与により開発された技術に係る権利は、次に掲げる場合、ロシア連邦の当該構成体に帰属する。

(1) 単一技術が開発される前又はそれ以降、ロシア連邦構成体が、単一技術を実用化段階に引き上げる業務の資金手当を行った場合

(2) 請負人が、単一技術の開発に係る業務の完了後 6 月以内に、単一技術体系に含まれる知的活動の成果に係る自己の排他権の確認又は確保に必要なすべての措置を取ることを確保しなかった場合

3. 技術に係る権利が本条第 1 項及び第 2 項によりロシア連邦又はロシア連邦構成主体に帰属する場合、開発者は、対応する知的活動の成果に係る自己の権利をロシア連邦又はロシア連邦構成主体へ移転するため、本法第 1544 条第 2 項に基づき当該権利の確認を受け取得する措置を講じる義務を負うものとする。

4. ロシア連邦に帰属する技術に係る権利の管理は、ロシア連邦政府が定める態様で行われるものとする。

ロシア連邦構成主体に帰属する技術に係る権利の管理は、ロシア連邦構成主体の所轄当局が定める態様で行われるものとする。

5. ロシア連邦又はロシア連邦構成主体に帰属する技術に係る権利の処分は、本編の規定に従い行われるものとする。

ロシア連邦に帰属する技術に係る権利の処分の態様は、連邦技術の移転に関する法令にこれを定める。

#### 第 1547 条 ロシア連邦又はロシア連邦構成主体に帰属する技術に係る権利の譲渡

1. 本法第 1546 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 2 項に定める場合、ロシア連邦又は



ロシア連邦構成主体が、単一技術体系内の知的活動の成果の実用に必須の、これらの成果に係る権利を受領した日から6月の期間満了までに、当該技術に係る権利は、技術の実施に関心を持ち、かつ、技術を実施する実際の可能性を有する者に譲渡されるものとする。

本法第1546条第1項第1号に定める場合、技術に係る権利は、ロシア連邦が当該権利を自己のために保持する必要性を喪失次第直ちに、技術の実施に関心を持ち、かつ、これを実施する実際の可能性を有する者に譲渡されるものとする。

2. ロシア連邦又はロシア連邦構成主体による技術に係る権利の第三者への譲渡は、入札の結果に関する一般規則に従い有償でなされるものとする。

ロシア連邦又はロシア連邦構成主体に帰属する権利の譲渡が入札に基づく場合、当該権利は競売の結果に従い移転されるものとする。

ロシア連邦又はロシア連邦構成主体による技術に係る権利の譲渡のための入札又は競売を実行する手続及び入札又は競売の実行によらずロシア連邦又はロシア連邦構成主体が移転を行う可能性がある場合及びその手続は、技術移転に関する法令にこれを定める。

3. 単一技術体系に含まれる知的活動の成果を開発した開発者は、技術に係る権利を取得するための契約を、その他の同等の条件でロシア連邦又はロシア連邦構成主体と締結する優先的権利を有するものとする。

#### **第1548条 技術に係る権利の対価**

1. 技術に係る権利は、本法第1544条及び第1546条第3項に定める場合、対価なく付与されるものとする。

2. 技術に係る権利が契約により譲渡される場合(入札又は競売の結果による場合を含む。)、当該権利に対する支払額、支払条件及び支払手続は、当事者間の合意により決定されるものとする。

3. 技術の実施が社会的及び経済的に重要性があり、又はロシア連邦の防衛又は安全保障に対する重要性があるが、経済的観点からは当該技術の実施のために技術に係る権利を有償で取得する費用の額が非効率となる場合、ロシア連邦又はその他の権利者が無償で受けた、当該技術に係る権利の各々の移転も無償で行ってよい。いかなる場合に技術の移転に係る権利を無償で移転できるかについては、ロシア連邦政府が決定するものとする。

#### **第1549条 複数人に共同で帰属する技術に係る権利**

1. 予算財源及び他の発明者の財源の関与により開発された技術に係る権利は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、プロジェクトにおけるその他の発明者、開発者及びその者の実施の結果として技術が開発されたその他の権利者に同時に帰属しうる。

2. 技術に係る権利が複数人に帰属する場合、当該複数人はこの権利を共同で行使するものとする。

複数人に共同で帰属する技術に係る権利の処分は、当該複数人が相互の同意によりこれを行うものとする。

3. 技術に係る権利の共有者のうち1名が行った技術に係る権利の処分のための取引は、他の権利者らの請求があれば無効とみなされるものとする。但し、当該取引を行った者が適正に授権されていなかった場合であり、かつ当該取引の相手方がかかる無権限を知っていたか、知りうべきであったことの証明があるときに限る。

4. 数名の権利者が権利を享有する技術の利用及び当該権利の処分による収益は、権利者間の合意により権利者間で分配されるものとする。

5. 権利が複数人に帰属する技術の一部が独自の重要性を有する可能性がある場合、権利者間の合意により、技術のいずれの部分に対する権利がどの権利者に帰属するかを決定するものとする。技術の一部は、当該技術の他の部分とは独立して使用される場合、独自の重要性を有する可能性がある。

各権利者は、当該権利者間の合意により他に定めがある場合を除き、自己の裁量で、独自の重要性を有する技術の各部を利用する権利を有する。その場合、技術に係る権利の総体及びその権利の処分は、権利者全員が共同でこれを行行使し実行するものとする。

技術の一部の利用による収益は、関連する技術の一部に係る権利を保有する者へ渡されるものとする。

#### **第 1550 条 技術に係る権利の移転の一般要件**

本法又はその他の法令に別段の定めがある場合を除き、技術に係る権利を有する者は、自己の裁量で、当該権利の全部又は一部を契約又はその他の取引(当該権利の譲渡契約、使用許諾契約又は権利譲渡契約若しくは使用許諾契約の要素を有するその他の契約を含む。)により処分することができる。

技術に係る権利は、単一技術体系に含まれるすべての知的活動の成果に関して、単一の総体として移転されるものとする。多数の上記(技術の一部に対する)成果のうち個別の成果に係る権利の移転は、単一技術の一部が本法第 1549 条第 5 項に照らし独自の重要性を有する場合にのみ認められるものとする。

#### **第 1551 条 単一技術の輸出の要件**

1. 単一技術は、主としてロシア連邦領域内において、実用化(実施)されるものとする。

技術に係る権利は、単一技術の利用のために、外国の領域内で、依頼人としての国家又は予算資産の管理者の同意を得て、対外経済活動に関する法令に従い移転されうる。

2. ロシア連邦領域外における単一技術の利用を提供する取引は、連邦の知的財産当局における正式登録の対象となるものとする。

取引の正式登録要件を遵守しない場合、当該取引は無効となる。